

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### 1. 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲が位置する伊方町は、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、瀬戸内海と宇和海の2つの海に臨む。温暖な海洋性気候に恵まれており、風の強い地域である。

対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所は、表3.1-1及び図3.1-1のとおりである。

表3.1-1 対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	観測種目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
瀬戸	西宇和郡 伊方町塩成	緯度 33° 26.8' 経度 132° 15.4'	143m	6.6m	○	○	○	○	—

注：「○」は観測が行われていること、「—」は観測が行われていないことを示す。

[「地域気象観測所一覧（令和4年7月1日現在）」（気象庁HP、閲覧：令和4年10月）より作成]



図 3.1-1 地域気象観測所位置

瀬戸地域気象観測所における平年値及び令和3年の気象概況は表3.1-2、令和3年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりである。令和3年の年平均気温は16.7℃、年降水量は1,729.0mm、年平均風速は4.0m/s、年間日照時間は1,780.9時間である。

また、令和3年の風向出現頻度は、春季及び秋季は北、夏季は南、冬季は北北西がそれぞれ高い。年間の風向出現頻度は北が最も高く28.0%、次いで南の23.1%である。

表3.1-2(1) 瀬戸地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	16.2	6.7	7.2	9.7	13.9	18.0	21.0	24.8	26.2	23.4	19.2	14.4	9.2
日最高気温(℃)	19.0	8.8	9.7	12.7	17.4	21.5	24.1	27.9	29.6	26.3	21.6	16.7	11.5
日最低気温(℃)	13.8	4.6	4.9	7.0	11.0	15.1	18.7	22.7	24.0	21.4	17.2	12.3	7.1
平均風速(m/s)	4.3	4.4	4.3	4.5	4.9	4.8	4.4	5.1	4.5	3.8	3.4	3.6	4.3
最多風向	北	北北西	北	北	北	南	南	南	南	北	北	北	北北西
日照時間(時間)	2,041.6	122.7	138.2	186.8	202.0	213.6	150.5	195.2	238.4	178.0	171.0	140.0	117.3
降水量(mm)	1,627.7	65.1	75.1	110.5	118.2	155.8	285.7	218.7	104.9	193.9	138.6	85.8	74.4

注：平年値は1997～2020年の24年間の観測値を基に算出した。ただし、日照時間については1998～2020年の23年間の値を基に算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和4年10月)より作成〕

表3.1-2(2) 瀬戸地域気象観測所の気象概況(令和3年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	53.5	14.0	6.5	2.0	6.6)	8.9)	4.3)	16.0)	-3.2)	3.9)	13.4)	北北西	25.0)	北	120.6)
2	78.0	25.5	4.0	1.0	8.7	11.6	6.0	20.3	-2.9	4.1	16.6	南南東	24.1	北北西	164.6
3	112.0	35.0	8.0	3.5	11.9	15.3	9.2	21.5	3.3	4.6	19.9	南	28.6	南	175.6)
4	144.0	44.5	15.0	5.5	14.5	17.9	11.5	22.9	7.9	4.6	21.2	南	28.9	南	225.0
5	374.0	100.5	28.5	7.5	17.8	21.2	15.2	26.0	10.4	4.6	19.1	南南東	27.2	南	173.1
6	117.5	26.5	12.0	5.0	21.5	24.9	19.2	29.2	16.6	4.0	13.2	南	19.7	南南東	169.0
7	141.0	50.5	19.5	5.5	25.2	28.8	23.0	31.8	20.6	3.4	12.0	南	15.8	南	208.7
8	442.0	98.5	38.5	14.0	25.8	28.5	23.8	33.5	21.3	5.0	17.8	南	27.3	南	156.1
9	89.0	52.0	20.0	9.0	23.7)	26.3	21.9	30.9	18.0	3.4	23.0)	南南東	32.1	南	136.7
10	46.0	28.5	9.0	2.5	20.0	22.8	17.7	29.7	12.1	2.8	9.2	北	17.4	北北西	236.0
11	92.0	47.0	16.5	8.0	14.7	17.1	12.5	22.3	7.4	3.3	17.0	南	25.8	南	168.7
12	40.0	33.0	9.0	2.5	9.5	12.0	7.3	18.2	0.0	4.8	15.1	北	27.5	北	132.0
年	1,729.0	100.5	38.5	14.0	16.7	19.6	14.3	33.5	-3.2	4.0	23.0	南南東	32.1	南	1,780.9]

注：1. 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

2. 「)」統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

3. 太線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和4年10月)より作成〕

表 3.1-3 瀬戸地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和3年）

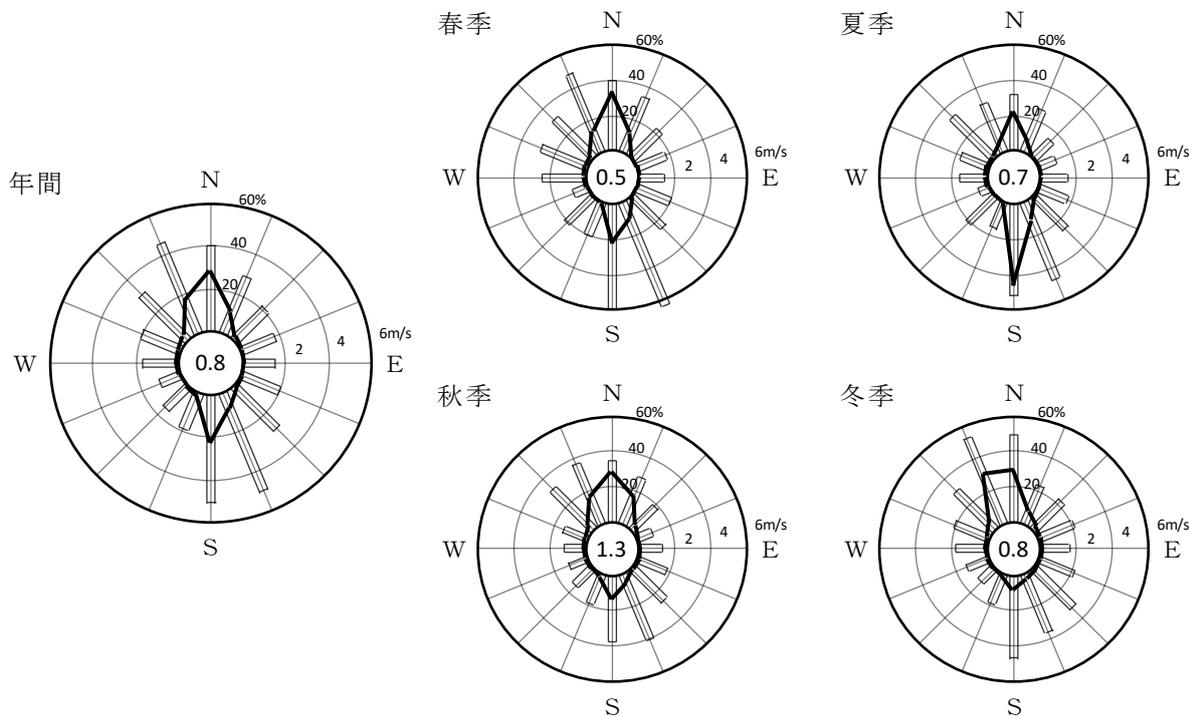
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	11.8	3.4	6.4	2.6	16.8	2.8	7.5	2.4	10.6	2.9
北東	1.1	2.2	0.7	1.4	3.3	1.9	3.1	2.3	2.0	2.1
東北東	0.4	1.7	0.6	1.0	0.6	0.9	1.9	2.1	0.9	1.7
東	0.4	1.4	0.7	1.5	0.9	1.3	1.3	1.6	0.8	1.5
東南東	0.6	2.0	0.7	1.7	1.8	1.8	1.7	2.1	1.2	1.9
南東	1.3	2.5	2.2	2.6	1.9	2.6	2.6	3.2	2.0	2.8
南南東	10.9	6.3	11.8	4.7	6.3	4.0	4.2	3.6	8.3	5.0
南	22.7	6.0	46.4	5.2	13.8	3.7	8.8	4.7	23.1	5.1
南南西	1.0	2.0	1.0	1.6	2.7	1.8	1.6	1.8	1.6	1.8
南西	0.4	2.1	0.1	2.1	0.9	1.4	0.5	1.1	0.5	1.5
西南西	0.2	0.8	0.2	0.6	0.6	1.1	0.4	1.3	0.4	1.0
西	0.4	2.4	0.2	1.5	0.5	1.2	0.8	1.8	0.5	1.7
西北西	1.0	2.8	0.5	1.7	1.1	1.4	0.7	2.1	0.8	2.0
北西	1.8	3.1	1.0	3.3	3.4	3.2	4.3	3.1	2.6	3.1
北北西	12.7	4.8	5.2	3.0	16.2	3.7	30.3	5.3	16.0	4.6
北	32.9	4.0	21.7	3.2	28.2	3.5	29.2	5.0	28.0	4.0
静穏	0.5	0.1	0.7	0.1	1.3	0.1	0.8	0.1	0.8	0.1
合計・平均	100	4.6	100	4.2	100	3.2	100	4.3	100	4.1
欠測	0		0		0.2		0.4		0.2	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和4年10月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和4年10月）より作成〕

図 3.1-2 瀬戸地域気象観測所の風配図（令和3年）

## 2. 大気質の状況

愛媛県における大気質の状況として、令和2年度は大気汚染常時監視測定局が計32か所に設置され、測定が実施されている。

対象事業実施区域周囲の測定局として、一般環境大気常時監視測定局（以下「一般局」という。）の大屋、港務所及び八幡浜がある。測定局の概要及び測定項目は表3.1-4、測定局の位置は図3.1-3のとおりである。

表 3.1-4 大気汚染常時監視測定局の概要及び測定項目（令和2年度）

区分	市	測定局	用途地域	測定項目						
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	微小粒子状物質
一般局	松山市	垣生小学校	準工	○	○	○	○	○	○	○
	大洲市	大屋	未	○	—	—	—	○	—	○
		港務所	未	○	—	—	—	○	—	—
	八幡浜市	八幡浜	商	—	—	—	—	—	—	○

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

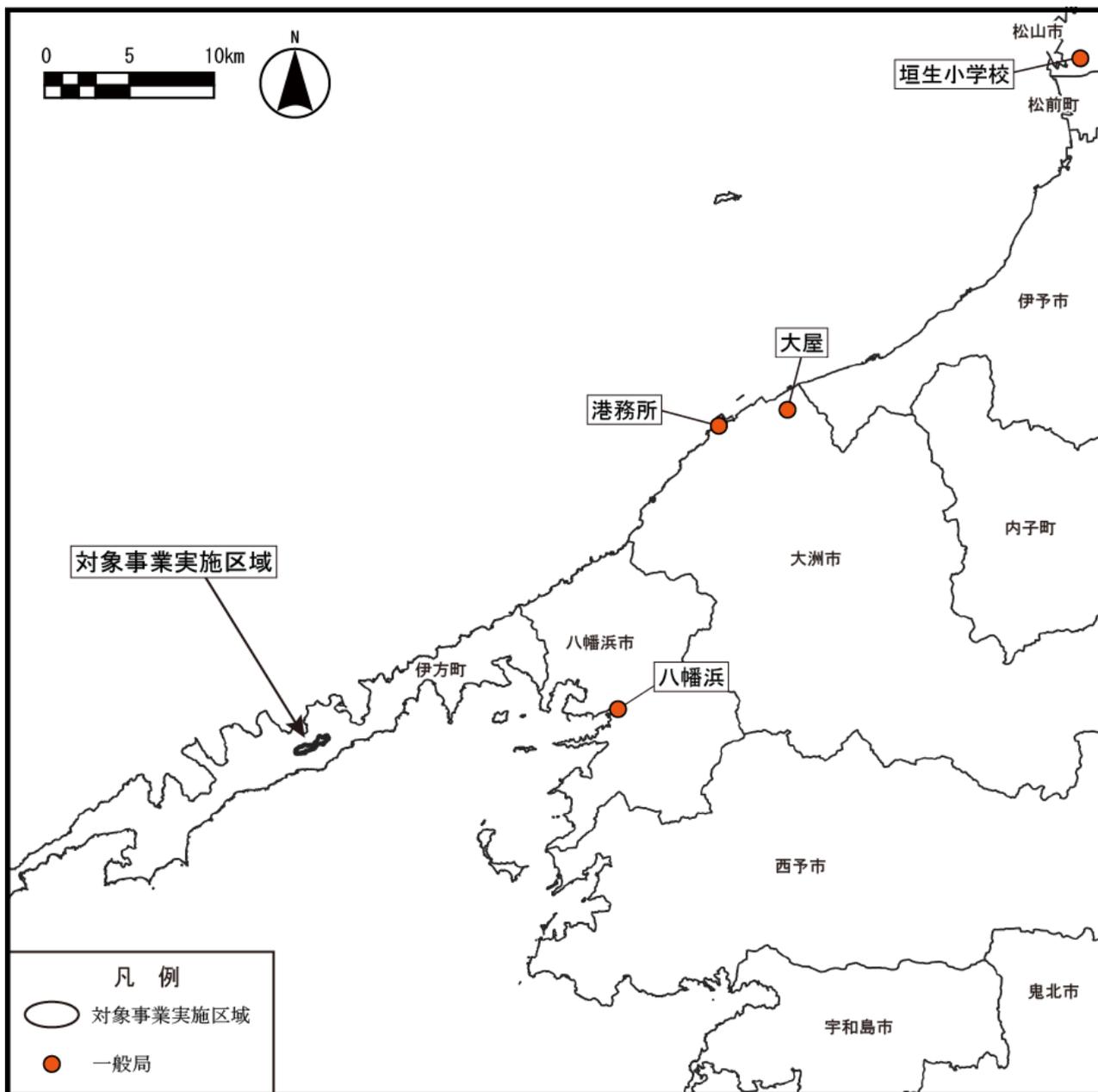
2. 用途地域については以下のとおりである。

商：「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日）8条第1項第1号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」

準工：同条に定めるもののうち、「準工業地域」

未：同条に定めるもののうち、いずれにも該当しない地域

〔令和3年版 愛媛県環境白書（愛媛県、令和3年）より作成〕



〔「令和3年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和3年)より作成〕

図 3.1-3 大気汚染常時監視測定局の位置

## (1) 二酸化硫黄

令和2年度における二酸化硫黄の測定結果は表3.1-5のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-6及び図3.1-4のとおりである。

### ※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること、ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-5 二酸化硫黄の測定結果（令和2年度）

種別	市	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
一般局	松山市	垣生小学校	359	8,655	0.002	1	0.0	0	0.0	0.114	0.006	○	0
	大洲市	大屋	359	8,640	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0
		港務所	315	7,635	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	○	0

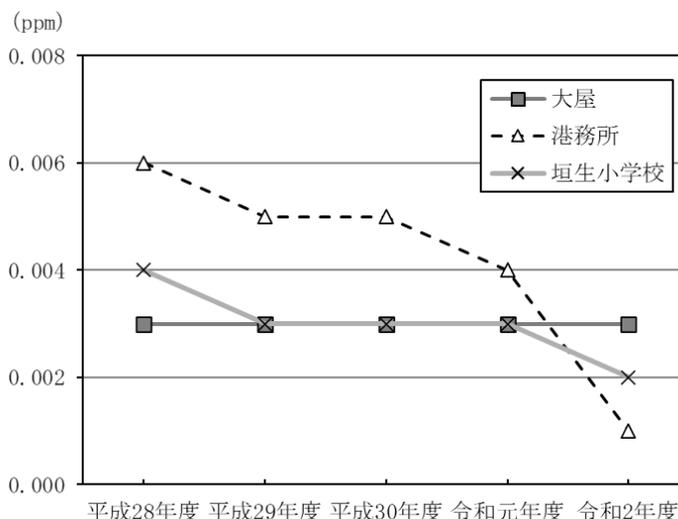
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和3年）より作成

表3.1-6 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
	大洲市	大屋	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		港務所	0.006	0.005	0.005	0.004	0.001

〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成



〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成

図3.1-4 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

令和2年度における二酸化窒素の測定結果は表3.1-7のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準 : 1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

環境基準の評価 : 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

表3.1-7 二酸化窒素の測定結果（令和2年度）

区分	市	測定局	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
					時間	%	時間	%	日	%	日	%		
一般局	松山市	垣生小学校	0.009	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0

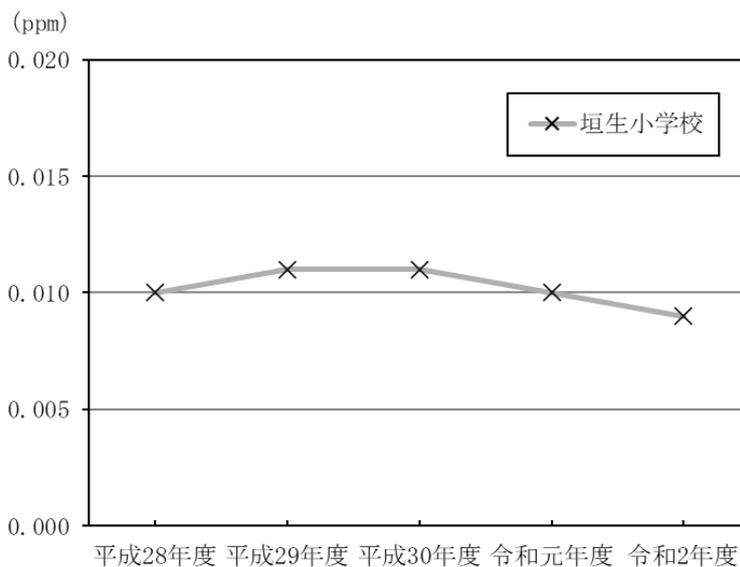
注：「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和3年）より作成

表3.1-8 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (ppm)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009

〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成



〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成

図3.1-5 二酸化窒素の年平均値の経年変化

### (3)一酸化炭素

令和2年度における一酸化炭素の測定結果は表3.1-9のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-6のとおりである。

表3.1-9 一酸化炭素の測定結果（令和2年度）

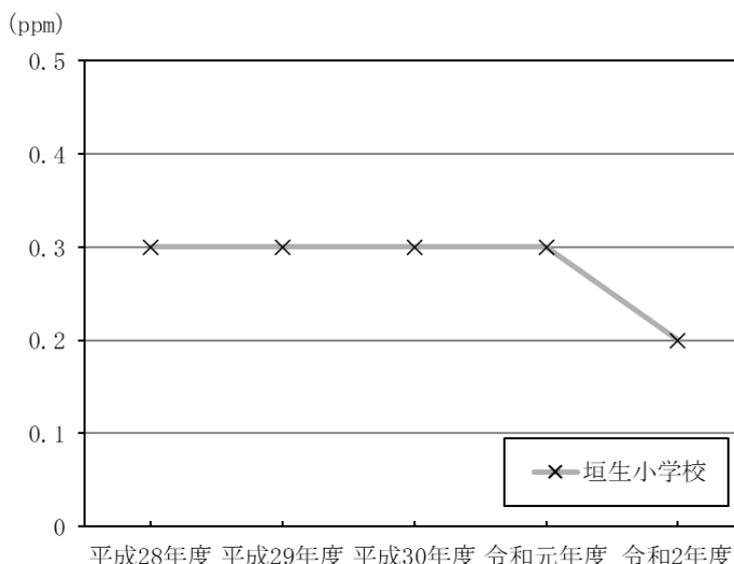
市	測定局	有効測定日数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
				回	%	日	%				
松山市	垣生小学校	354	0.2	0	0.0	0	0.0	1.2	0.4	○	0

〔「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成〕

表3.1-10 一酸化炭素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

〔「平成29～令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、平成29～令和3年）より作成〕



〔「平成29～令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、平成29～令和3年）より作成〕

図3.1-6 一酸化炭素の年平均値の経年変化

#### (4) 光化学オキシダント

令和2年度における光化学オキシダントの測定結果は表 3.1-11 のとおりであり、環境基準を達成していない。

また、過去5年間における昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表 3.1-12 及び図 3.1-7 のとおりである。

##### ※環境基準とその評価

環境基準 : 1時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準の評価 : 昼間 (5時～20時まで) の時間帯において、1時間値が 0.06ppm 以下であること。

表 3.1-11 光化学オキシダントの測定結果 (令和2年度)

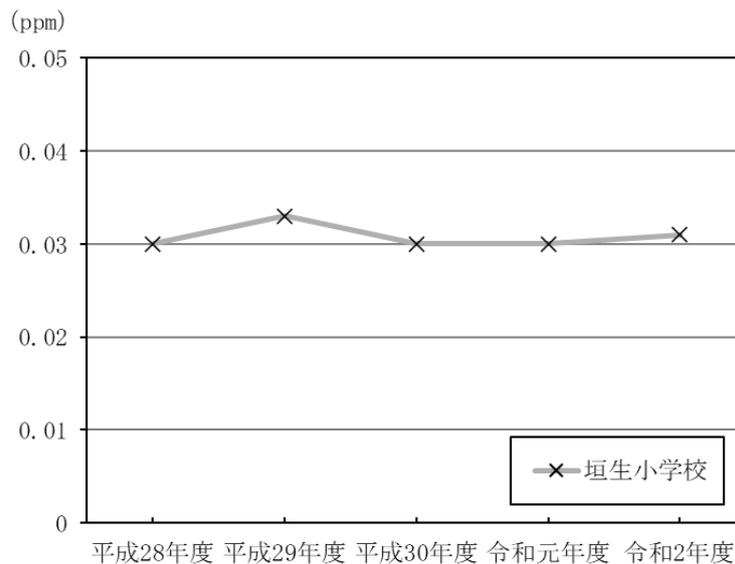
市	測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 とその時間数		昼間の1時間 値が0.12ppm を超えた日数と その時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
					日	時間	日	時間		
松山市	垣生小学校	365	5,353	0.031	45	214	0	0	0.085	0.044

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕(愛媛県、令和3年)より作成

表 3.1-12 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.030	0.033	0.030	0.030	0.031

〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕(愛媛県、平成29～令和3年)より作成



〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕(愛媛県、平成29～令和3年)より作成

図 3.1-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値の経年変化

### (5) 浮遊粒子状物質

令和2年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-13のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-14及び図3.1-8のとおりである。

#### ※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

短期的評価：1時間値の日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

長期的評価：年間の日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-13 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
						時間	%	日	%				
一般局	松山市	垣生小学校	359	8,655	0.014	0	0.0	0	0.0	0.112	0.039	○	0
		大屋	357	8,644	0.019	0	0.0	1	0.3	0.163	0.044	○	0
	大洲市	港務所	322	7,804	0.012	0	0.0	0	0.0	0.130	0.022	○	0

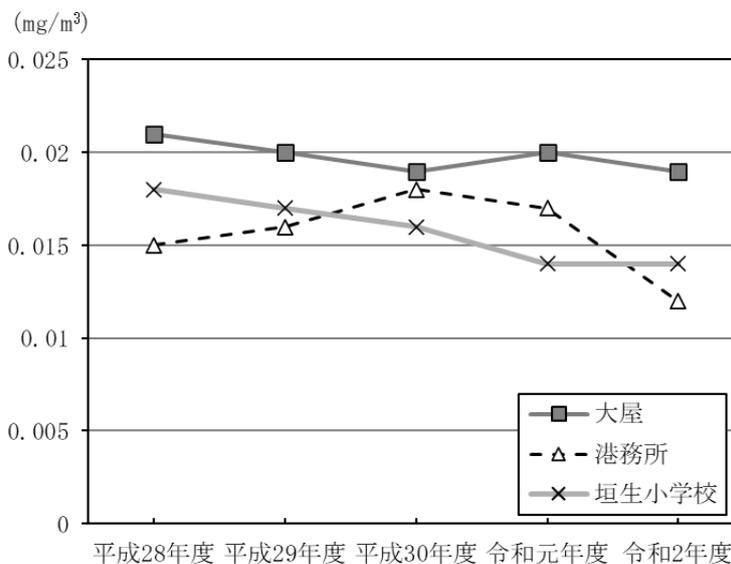
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和3年）より作成

表3.1-14 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014
		大屋	0.021	0.020	0.019	0.020	0.019
	大洲市	港務所	0.015	0.016	0.018	0.017	0.012

〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成



〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成

図3.1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(6)非メタン炭化水素

令和2年度における非メタン炭化水素の測定結果は表3.1-15のとおりであり、指針値に適合している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-16及び図3.1-9のとおりである。

※光化学オキシダント生成防止のための指針

指針値:午前6時から9時までの非メタン炭化水素濃度を0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下とすべき。

表3.1-15 非メタン炭化水素の測定結果（令和2年度）

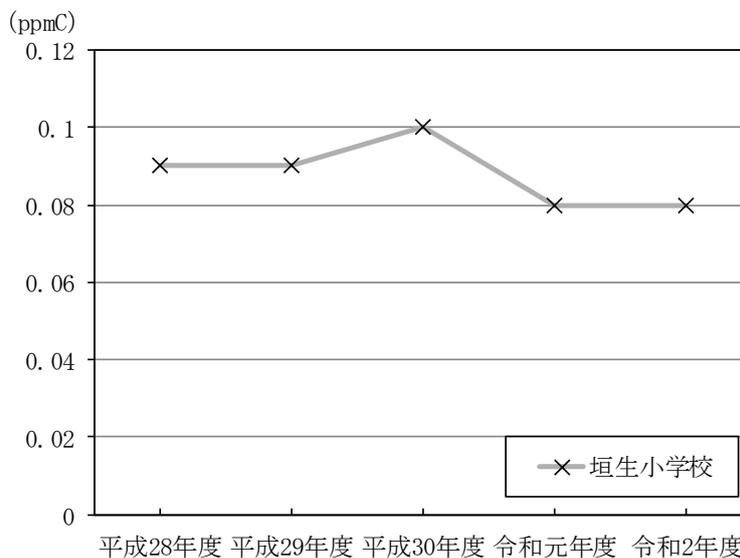
区分	市	測定局名	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時の測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値	日	%	日	%
			時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
一般局	松山市	垣生小学校	8,652	0.08	0.09	364	0.26	0.02	6	1.6	0	0.0

〔「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成〕

表3.1-16 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (ppmC)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	0.09	0.09	0.10	0.08	0.08

〔「平成29～令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、平成29～令和3年）より作成〕



〔「平成29～令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、平成29～令和3年）より作成〕

図3.1-9 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

## (7) 微小粒子状物質

令和2年度における微小粒子状物質の測定結果は表3.1-17のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-18及び図3.1-10のとおりである。

### ※ 環境基準とその評価

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1日平均値のうち年間98パーセントタイル値（最小値から数えて98%に位置する値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表3.1-17 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

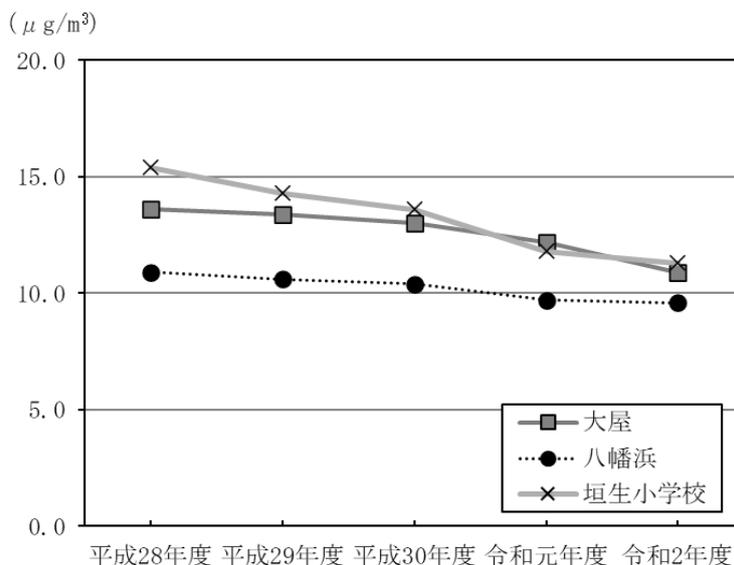
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	松山市	垣生小学校	359	11.3	29.0	2	0.6
	大洲市	大屋	363	10.9	30.0	3	0.8
	八幡浜市	八幡浜	362	9.6	27.6	2	0.6

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和3年）より作成

表3.1-18 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般局	松山市	垣生小学校	15.4	14.3	13.6	11.8	11.3
	大洲市	大屋	13.6	13.4	13.0	12.2	10.9
	八幡浜市	八幡浜	10.9	10.6	10.4	9.7	9.6

〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成



〔平成29～令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、平成29～令和3年）より作成

図3.1-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

## (8) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）によると、令和2年度の大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で0件である。

### 3. 騒音の状況

#### (1) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、愛媛県及び伊方町によって公表された測定結果はない。

#### (2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況について、愛媛県及び伊方町によって公表された測定結果はない。

#### (3) 騒音に係る苦情の発生状況

「令和3年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和3年)によると、令和2年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で0件である。

### 4. 振動の状況

#### (1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、愛媛県及び伊方町によって公表された測定結果はない。

#### (2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、愛媛県及び伊方町によって公表された測定結果はない。

#### (3) 振動に係る苦情の発生状況

「令和3年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和3年)によると、令和2年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で0件である。

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 河川

対象事業実施区域の周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-11 のとおりである。対象事業実施区域の東側には普通河川である塩成川が流れており、西側には二級河川である高茂川が流れている。

##### (2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲において湖沼は存在しない。

##### (3) 海域

対象事業実施区域の周囲における海域は図 3.1-11 のとおりであり、北側には伊予灘があり、南側には宇和海が存在する。

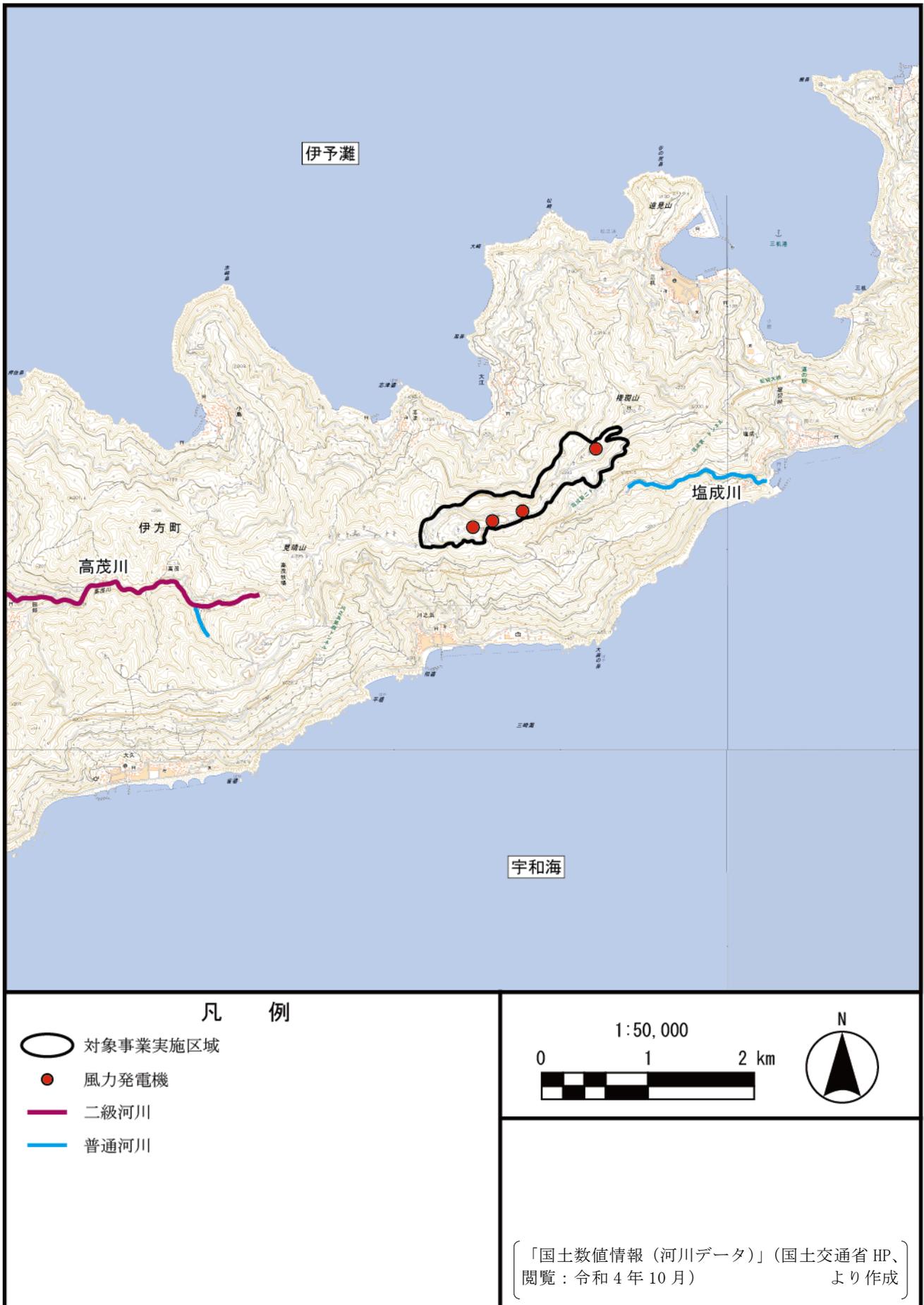


図 3.1-11 主要な河川及び海域の状況

## 2. 水質の状況

### (1) 河川の水質

「令和2年度公共用水域の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和4年10月）によると、対象事業実施区域周囲の河川において、水質測定は実施されていない。

### (2) 海域の水質

対象事業実施区域周囲における海域の水質測定地点は、伊予灘一般の瀬戸海域 ST-1 及び宇和海一般の瀬戸海域 ST-2 の2地点がある。令和2年度の水質測定結果は表 3.1-19 であり、水質測定地点の位置は図 3.1-12 のとおりである。宇和海一般の瀬戸海域 ST-2 において、溶存酸素量（DO）の環境基準を達成していない。

表 3.1-19(1) 海域の水質測定結果（生活環境項目）

海域名		伊予灘一般			宇和海一般			環境基準 A 類型 (海域)
測定地点名		瀬戸海域 ST-1			瀬戸海域 ST-2			
類型区分		A			A			
測定項目	単位	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1～8.1	0/8	—	8.1～8.3	0/8	—	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.5～9.0	0/8	8.3	7.2～8.9	2/8	8.2	7.5 以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.2～1.8	0/8	1.6	1.0～1.5	0/8	1.1	2 以下
油分	mg/L	<0.5	0/2	<0.5	<0.5	0/1	<0.5	検出されないこと
大腸菌群数	MPN/ 100mL	<1.8～2	0/2	1.9	—	—	—	1,000 以下

- 注：1. 「<」は定量下限値未満であることを示す。  
 2. 「—」は出典に記載がないことを示す。  
 3. 「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。  
 4. 「平均」は日間平均値の年間平均値を示す。  
 5. 大腸菌群数及びその基準値は測定時点のものを示す。

〔「令和2年度公共用水域の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和4年10月）より作成〕

表 3.1-19(2) 海域の水質測定結果（全窒素及び全りん）

海域名		伊予灘一般			宇和海一般			環境基準 II 類型 (海域)
測定地点名		瀬戸海域 ST-1			瀬戸海域 ST-2			
類型区分		II			II			
測定項目	単位	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	
全窒素	mg/L	0.09～0.24	0/4	0.15	0.09～0.11	0/4	0.10	0.3 以下
全りん	mg/L	0.010～0.016	0/4	0.014	0.008～0.016	0/4	0.012	0.03 以下

- 注：「m」は環境基準値を超える検体数、「n」は総検体数を示す。

〔「令和2年度公共用水域の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和4年10月）より作成〕



図 3.1-12 海域水質測定地点の位置

### (3) 地下水の水質

「令和 2 年度地下水の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）によると、愛媛県、松山市及び国土交通省は、「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査及びダイオキシン類調査を実施している。概況調査は 18 地点、継続監視調査は 66 地点、汚染井戸周辺地区調査は 6 地点、ダイオキシン類調査は 2 地点で行われている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質測定は実施されていない。

### (4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

「令和 3 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 3 年）によると、令和 2 年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で 0 件である。

## 3. 水底の底質の状況

「令和 2 年度地下水の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）によると、愛媛県における水底の底質の状況として、「令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質の測定計画」に基づき、ダイオキシン類の底質の測定が行われている。なお、対象事業実施区域及びその周囲において測定は実施されていない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1. 土壌の状況

##### (1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-13 のとおりである。

対象事業実施区域は褐色森林土壌（黄褐系）からなっている。

##### (2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）によると、伊方町において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

##### (3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

「令和 3 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 3 年）によると、令和 2 年度の土壌汚染に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で 0 件である。

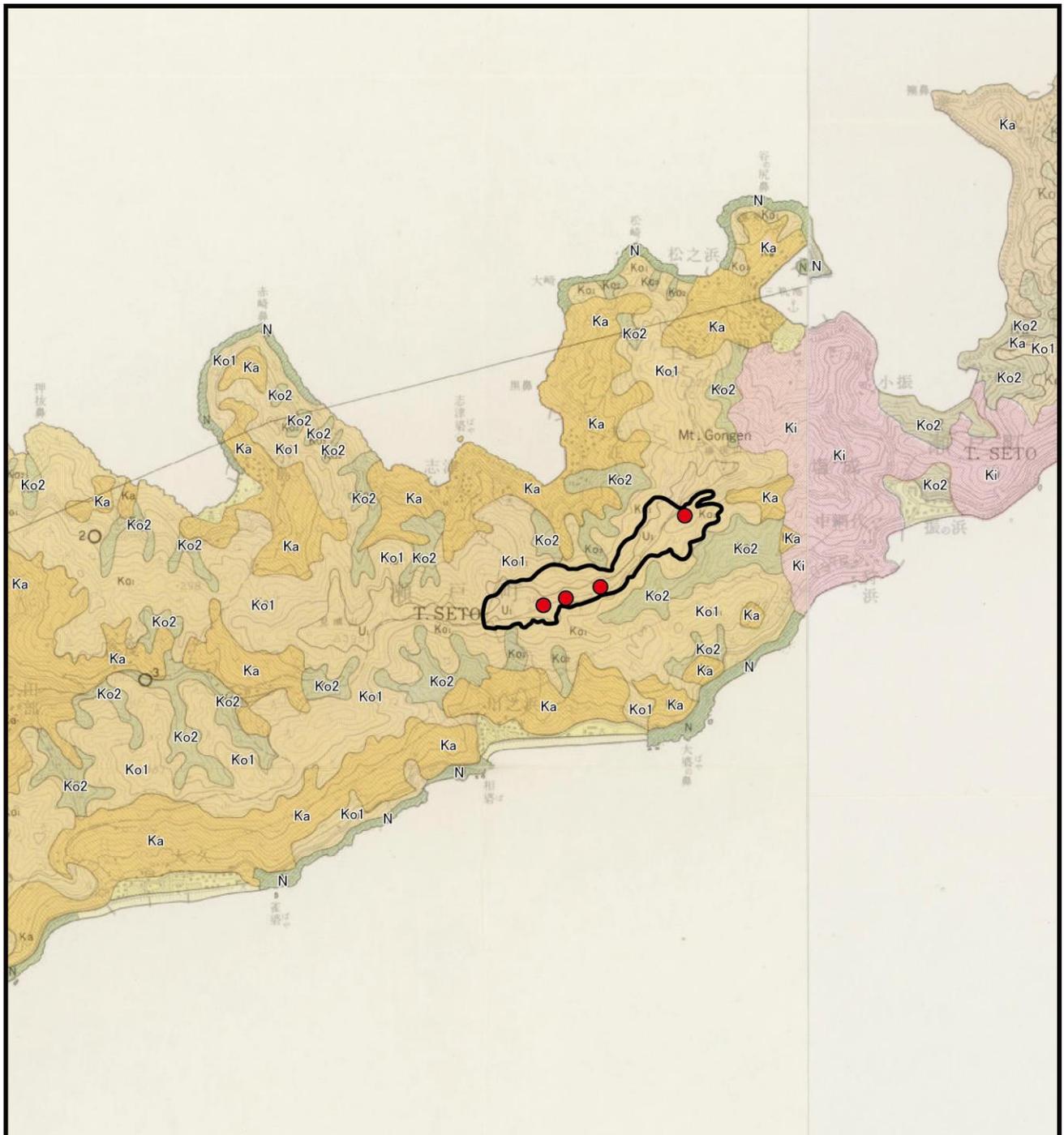
#### 2. 地盤の状況

##### (1) 地盤沈下の状況

「令和 2 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 3 年）によると、伊方町において地盤沈下は確認されていない。

##### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

「令和 3 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 3 年）によると、令和 2 年度の地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は、伊方町で 0 件である。



**凡 例**

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

山地および丘陵地の土壌  
残積性未熟土壌（受蝕土壌を含む）

-  N
-  N 長浜統

褐色森林土壌（黄褐系）

-  Ko1
-  Ko1 恋の木1統
-  Ko2
-  Ko2 恋の木2統

台地および低地の土壌  
黄色土壌

-  Ka
-  Ka 加周統
-  Ki
-  Ki 喜多山統

その他

-  未区分地
-  岩石地砂礫地帯等

1:50,000



〔「土地分類基本調査 土壌図 伊予三崎」（愛媛県、昭和49年）、「土地分類基本調査 土壌図 八幡浜」（愛媛県、昭和47年）より作成〕

図 3.1-13 土壌図

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-14 のとおりであり、対象事業実施区域は、中起伏山地及び山頂山腹緩斜面からなっている。

#### 2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-15 のとおりである。対象事業実施区域は変成岩の緑色片岩が分布している。その他、対象事業実施区域の周囲に断層が存在する。

#### 3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年) に掲載されている地形
- ・「日本の典型地形」((財) 日本地図センター、平成 11 年) に掲載されている地形
- ・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年) に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源
- ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形・地質に関するもの

対象事業実施区域及びその周囲において、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年) 及び「日本の典型地形」((財) 日本地図センター、平成 11 年) に選定された地形はない。

「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年) による自然景観資源の分布は、表 3.1-20 及び図 3.1-16 のとおりであり、権現山、見晴山及び佐田岬半島溺れ谷等が分布しているが、対象事業実施区域にはない。

また、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日) により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-20 重要な地形・地質の状況 (自然景観資源)

区分	名称
非火山性孤峰	権現山
	見晴山
溺れ谷	佐田岬半島溺れ谷
	宇和海
海食崖	襖鼻海食崖

〔第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図〕(環境庁、平成元年) より作成

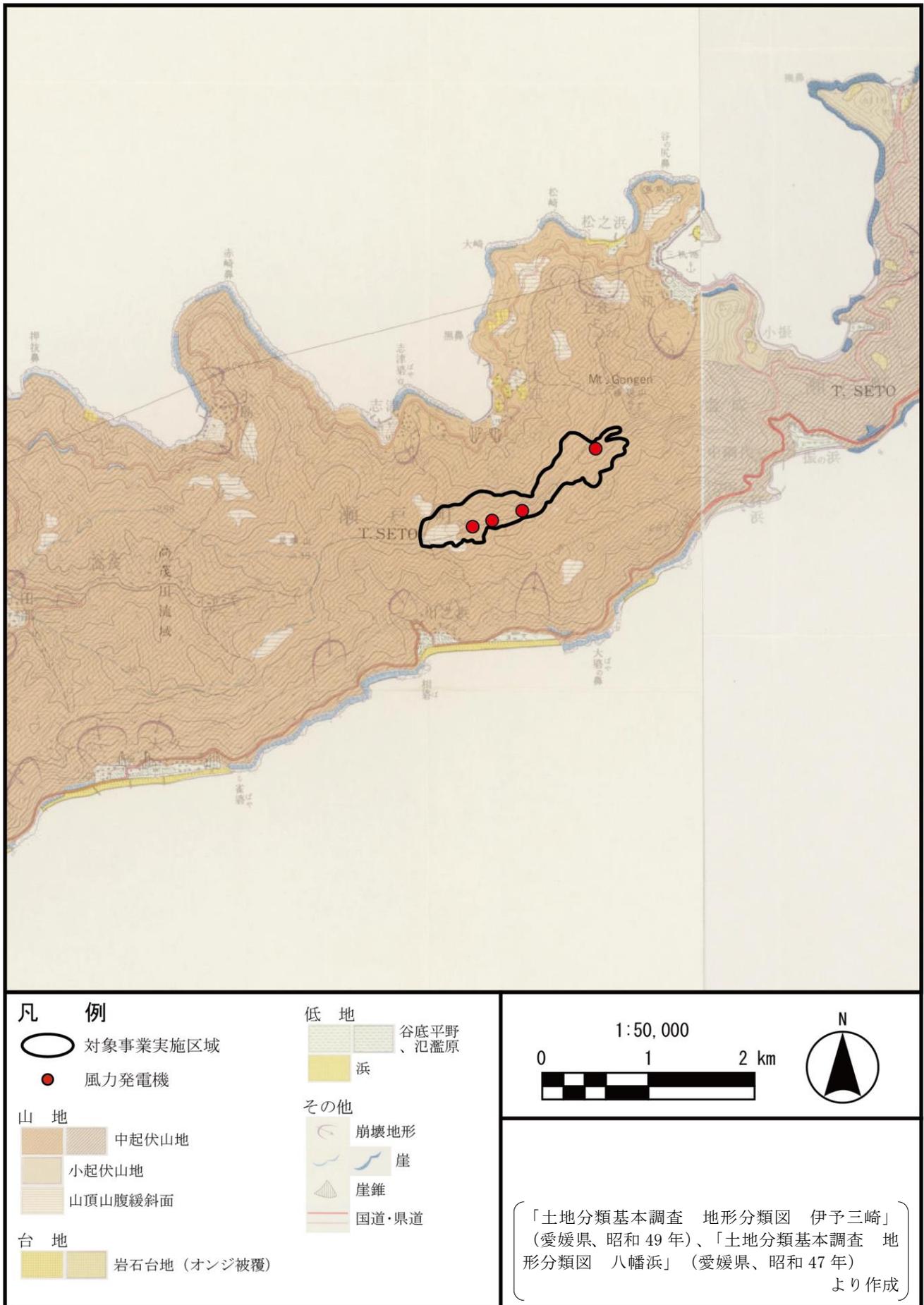


図 3.1-14 地形の状況 (地形分類図)

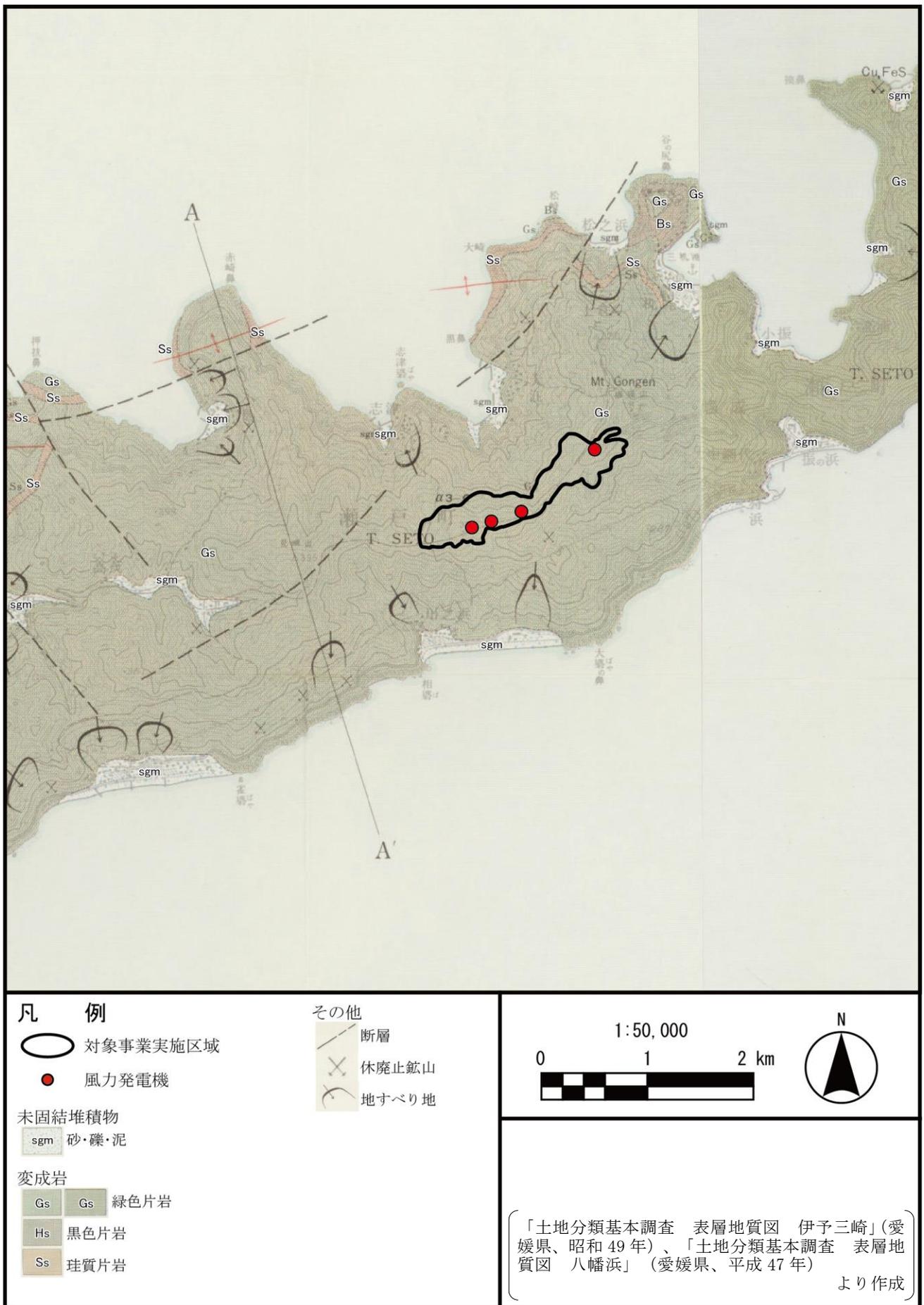


図 3.1-15 表層地質図

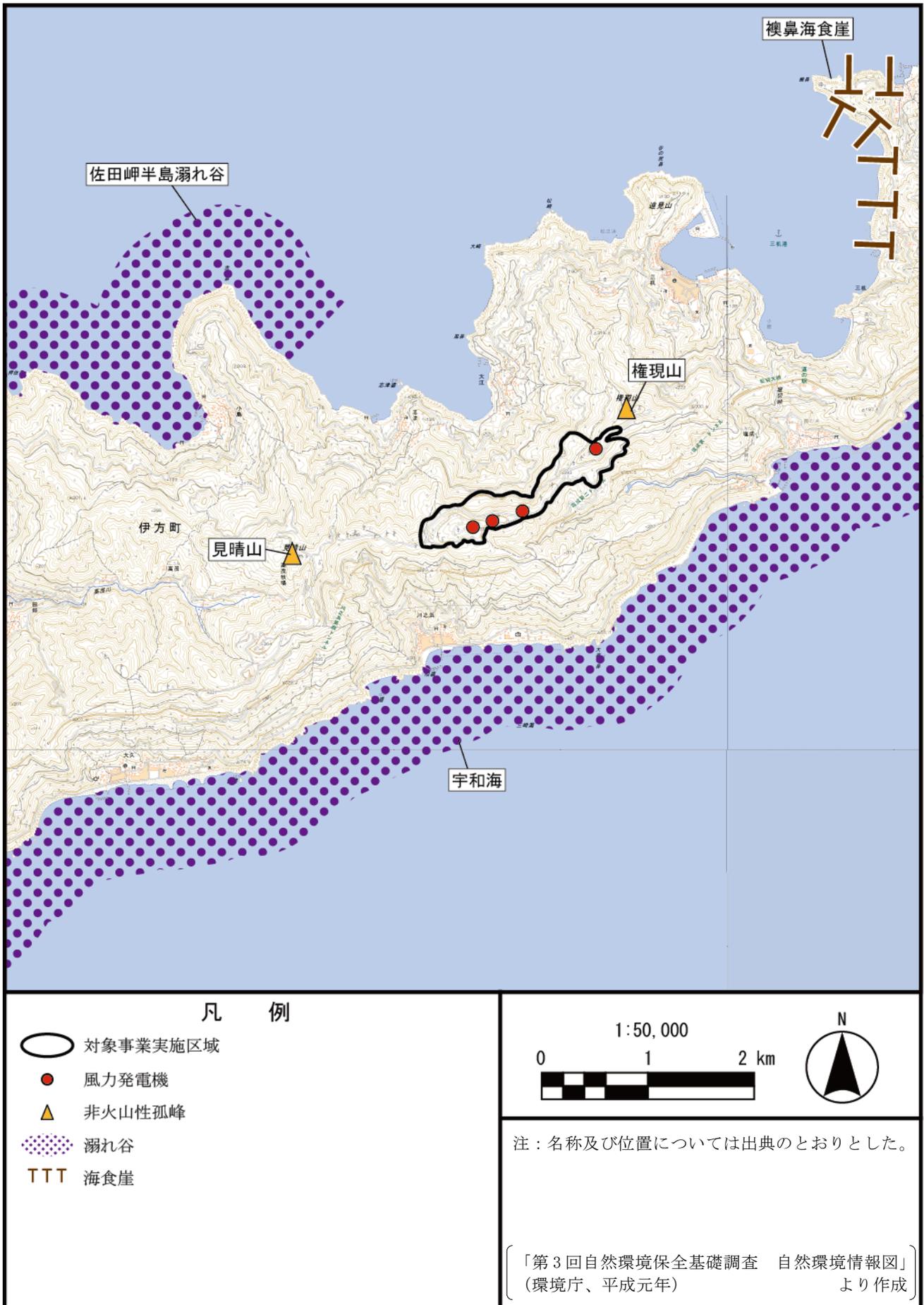


図 3.1-16 重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

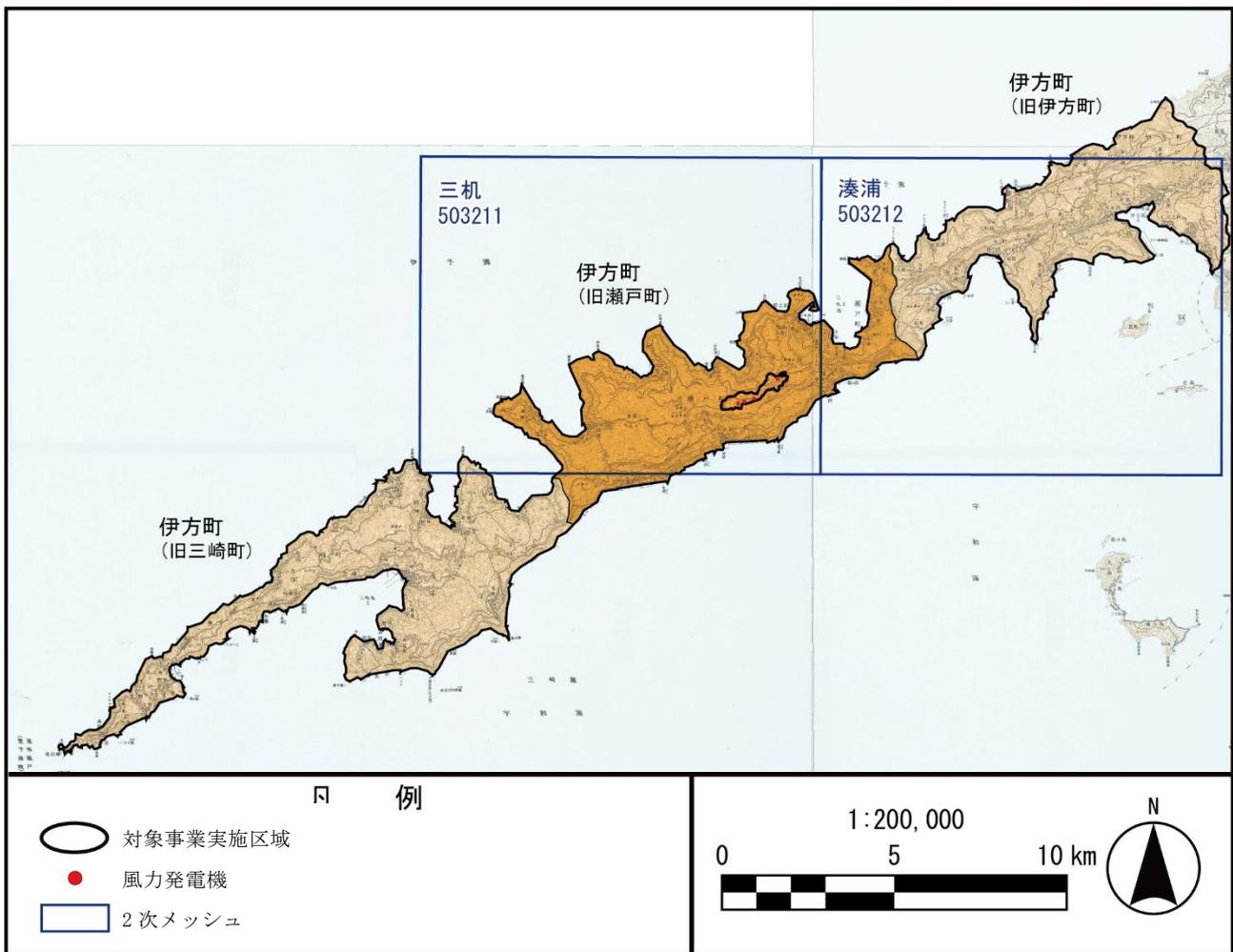
### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）、「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）等）により整理した。

また、「自然環境保全基礎調査」については、対象事業実施区域周辺の 2 次メッシュ\*として、「三机」及び「湊浦」を対象とした。調査範囲は図 3.1-17 のとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲において、種を抽出した文献及びその他の資料の調査範囲は表 3.1-21 のとおりである。

なお、伊方町は平成 17 年 4 月 1 日に旧瀬戸町、旧三崎町と合併した。



\*国土地理院発行の 1/25,000 の地形図名称

表 3.1-21 動物に係る文献その他の資料一覧

No.	文献その他の資料	調査範囲
1	「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、3 回、4 回、5 回、6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	対象事業実施区域及びその周囲における 2 次メッシュ：「三机」「湊浦」
2	「改訂版愛媛の野鳥観察ハンドブック～はばたき～」（愛媛新聞社、平成 14 年）	
3	「生物多様性センター－ガンカモ類の生息調査－」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	対象事業実施区域及びその周囲におけるガン、カモ、ハクチョウ類の調査地点「川之浜漁港」
4	「松山東雲短期大学研究論集 7（2）愛媛県における大中型哺乳類の生息現状について」（松山東雲短期大学、昭和 51 年）	旧瀬戸町
5	「佐田岬半島の生物」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、昭和 59 年）	
6	「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）	
7	「愛媛県レッドデータブック－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 15 年）	
8	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 愛媛県における翼手目の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 16 年）	
9	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県における食虫類の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 17 年）	
10	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県におけるアオマツムシ（バッタ目：マツムシ科）の分布」（愛媛県総合科学博物館、平成 17 年）	
11	「愛媛県総合科学博物館研究報告 19 愛媛県西宇和郡伊方町及び大洲市におけるカヤオオロギの生息地」（愛媛県総合科学博物館、平成 26 年）	
12	「愛媛の虫だより No.108 愛媛県のクワガタムシ」（特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成 24 年）	
13	「愛媛のトンボ図鑑」（特定非営利活動法人 かろうそ復活プロジェクト、平成 25 年）	
14	「愛媛昆虫類データ収録集（Ⅰ）～（Ⅲ）」（特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成 26 年）	
15	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	旧瀬戸町、佐田岬半島
16	「愛媛の自然文献資料集 その 6 佐田岬半島・大洲平野周辺の自然」（愛媛県立博物館（編）、昭和 63 年）	佐田岬半島
17	「壮大なタカの渡り、愛媛県 BIRDER 1993 Vol.7 No.10」（文一総合出版、平成 5 年）	
18	「愛媛県総合科学博物館研究報告 11 愛媛県におけるクツワムシとタイワンクツワムシ（バッタ目：クツワムシ科）の分布」（愛媛県総合科学博物館、平成 18 年）	伊方町
19	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	
20	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県における翼手目の記録（2003 年から 2015 年）」（No.7 p.19-28、面河山岳博物館、平成 28 年）	
21	「（仮称）佐田岬風力発電事業環境影響評価書」（大和ハウス工業株式会社、平成 17 年）	対象事業実施区域及びその周囲

### (1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、表 3.1-22 のとおりであり、哺乳類 21 種、鳥類 122 種、爬虫類 11 種、両生類 6 種、昆虫類 530 種、魚類 4 種及び底生動物 29 種が確認されている。

表 3.1-22(1) 動物相の概要

分類	文献その他の資料	確認種数	主な確認種
哺乳類	「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、4 回、5 回、6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	10 種	ジネズミ、コキクガシラコウモリ、オヒキコウモリ、ノウサギ、ホンドモモンガ、ムササビ、ホンドアカネズミ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ホンドイタチ、ニホンアナグマ、ハクビシン、ニホンイノシシ等 (21 種)
	「松山東雲短期大学研究論集 7 (2) 愛媛県における大中型哺乳類の生息現状について」（松山東雲短期大学、昭和 51 年）	3 種	
	「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）	11 種	
	「愛媛県レッドデータブック－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 15 年）	0 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 愛媛県における翼手目の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 16 年）	0 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県における食虫類の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 17 年）	0 種	
	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	8 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	1 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県における翼手目の記録（2003 年から 2015 年）」（No. 7 p. 19-28、面河山岳博物館、平成 28 年）	2 種	
鳥類	「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、3 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	48 種	ヤマドリ、キジ、カルガモ、カラスバト、キジバト、ゴイスギ、チュウサギ、ホトトギス、ヨタカ、イソシギ、ハチクマ、トビ、オオタカ、サシバ、ノスリ、フクロウ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウウイ、モズ、カケス、ハシボンガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ツグミ、キビタキ、スズメ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (122 種)
	「改訂版愛媛の野鳥観察ハンドブック～はばたき～」（愛媛新聞社、平成 14 年）	93 種	
	「生物多様性センター－ガンカモ類の生息調査－」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	1 種	
	「佐田岬半島の生物」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、昭和 59 年）	35 種	
	「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）	71 種	
	「愛媛県レッドデータブック－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 15 年）	0 種	
	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	16 種	
	「愛媛の自然文献資料集 その 6 佐田岬半島・大洲平野周辺の自然」（愛媛県立博物館（編）、昭和 63 年）	30 種	
	「壮大なタカの渡り、愛媛県 BIRDER 1993 Vol. 7 No. 10」（文一総合出版、平成 5 年）	12 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	1 種	
「（仮称）佐田岬風力発電事業環境影響評価書」（大和ハウス工業株式会社、平成 17 年）	77 種		
爬虫類	「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 4 回、5 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）	5 種	ニホンヤモリ、タワヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、シロマダラ、ヒパカシ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11 種)
	「佐田岬半島の生物」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、昭和 59 年）	6 種	
	「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）	6 種	
	「愛媛県レッドデータブック－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 15 年）	0 種	
	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	9 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	0 種	

表 3.1-22(2) 動物相の概要

分類	文献その他の資料	確認種数	主な確認種
両生類	「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS— (第4回、5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和4年10月)	0種	アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル (6種)
	「瀬戸町誌」(瀬戸町、昭和61年)	3種	
	「愛媛県レッドデータブック—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成15年)	0種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年)	6種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成26年)	0種	
昆虫類	「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS— (第2回、4回、5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和4年10月)	38種	キイトトンボ、オニヤンマ、コカマキリ、ホシササキリ、アオマツムシ、エンマコオロギ、カネタタキ、クマゼミ、ハルゼミ、シラホシカメムシ、クロシオハマキ、ヤクシマルリシジミ、ルリシジミ、ツマグロヒョウモン、ウラギンスジヒョウモン、ミヤマカラサアゲハ、ナガサキアゲハ、ブドウスズメ、エビガラスズメ、クロホウジャク、コシロシタバ、カノーアブ、ナミハンミョウ、ミヤマクワガタ、クワカミキリ、イタドリハムシ、ヤマトアシナガバチ等 (530種)
	「佐田岬半島の生物」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、昭和59年)	80種	
	「瀬戸町誌」(瀬戸町、昭和61年)	76種	
	「愛媛県レッドデータブック—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成15年)	1種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県におけるアオマツムシ(バッタ目：マツムシ科)の分布」(愛媛県総合科学博物館、平成17年)	1種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 19 愛媛県西宇和郡伊方町及び大洲市におけるカヤコオロギの生息地」(愛媛県総合科学博物館、平成26年)	1種	
	「愛媛の虫だより No.108 愛媛県のクロガタムシ」(特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成24年)	1種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 19 愛媛県西宇和郡伊方町及び大洲市におけるカヤコオロギの生息地」(愛媛県総合科学博物館、平成26年)	1種	
	「愛媛のトンボ図鑑」(特定非営利活動法人 かろうそ復活プロジェクト、平成25年)	6種	
	「愛媛昆虫類データ収録集(I)～(III)」(特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成26年)	341種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年)	27種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 11 愛媛県におけるクツワムシとタイワンクツワムシ(バッタ目：クツワムシ科)の分布」(愛媛県総合科学博物館、平成18年)	1種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成26年)	7種	
	魚類	「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS— (第5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和4年10月)	
「愛媛県レッドデータブック—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成15年)		0種	
「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年)		3種	
「愛媛県レッドデータブック 2014—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成26年)		1種	
底生動物	「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS— (第4回、5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和4年10月)	1種	マルタニシ、カワニナ、ヒラテテナガエビ、モクズガニ、ニホンカワトンボ、ウエノカワゲラ、ヒゲナガカワトビケラ、ゲンジボタル等 (29種)
	「佐田岬半島の生物」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、昭和59年)	25種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年)	17種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014—愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物—」(愛媛県、平成26年)	0種	

注：種名及び配列は原則として、鳥類以外は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会 平成24年)に準拠した。

対象事業実施区域及びその周囲の動物相として、哺乳類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、4 回、5 回、6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）によると、ノウサギ、ムササビ、ホンダタヌキ、ホンドキツネ、ニホンアナグマ、ニホンイノシシ等が確認されている。

鳥類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、3 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）によると、キジバト、アオゲラ、モズ、ヤマガラ、エナガ、メジロ、キビタキ、キセキレイ、ホオジロ等が確認されている。

「壮大なタカの渡り, 愛媛県 BIRDER 1993 Vol. 7 No. 10」(BIRDER 1993 Vol. 7 No. 10、文一総合出版、平成 5 年)によると、対象事業実施区域の位置する佐田岬半島におけるハチクマ等の猛禽類の秋季の渡りルートが取り上げられており、佐田岬半島に沿って東から西に移動するルート、佐田岬半島より北側の海沿いのルート、佐田岬半島より南側の海沿いのルート等が記載されている。また、猛禽類以外にも、ツバメ、ヒヨドリ、ツグミが確認されている。

「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー 28 巻 (2004) 3 号 p. 18-22、竹岳秀陽・向井正行、平成 15 年)によると、瀬戸ウィンドヒル風力発電所においては、風力発電機設置前の平成 13 年 9 月及び風力発電機設置後の平成 15 年 9 月に同様のセオドライト調査を実施し、風力発電機設置前後の渡りルートの比較が行われている。風力発電機設置前は図 3. 1-18 のとおりであり、風力発電機の設置予定地である尾根付近を通過する多くの飛翔が確認されている。一方、風力発電機設置後は図 3. 1-19 のとおりであり、風力発電機が設置された尾根付近はほとんど通過せず、風力発電機の北側または南側を通過していることが確認されたことから、渡り鳥が風力発電機を回避すると報告されている。

「環境アセスメントデータベース (EADAS) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起メッシュ)」によると図 3. 1-20 及び表 3. 1-23 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲は、ノスリ春の渡りの集結地又は秋の渡りの集結地により「注意喚起レベル C」のメッシュが存在する。また、同資料による鳥類の渡りルートは図 3. 1-21 のとおりであり、サシバ、ノスリ、ハチクマの渡りが確認されている。夜間の鳥類の渡りルートについては、対象事業実施区域及びその周囲では確認されていないものの、佐田岬において確認されている。

「生物多様性センター－ガンカモ類の生息調査－」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)によると、対象事業実施区域及びその周囲にある調査地点(ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来記録がある地点)は図 3. 1-23 のとおりであり、「川之浜漁港」の 1 地点で、平成 20 年度から平成 21 年度までの調査において、ウミアイサ 1 種が確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版)によると、ハチクマは図 3. 1-24 のとおりであり、秋季に対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路が確認されている。サシバは図 3. 1-25 のとおりであり、春季及び秋季に対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路が確認されている。ノスリは図 3. 1-26 のとおりであり、春季及び秋季に対象事業実施区域及びその周囲において若干数の渡り個体が確認されている。

イヌワシ、クマタカについては、いずれも対象事業実施区域及びその周囲での生息は確認されていない。

爬虫類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 4 回、5 回動植物分布調査）」

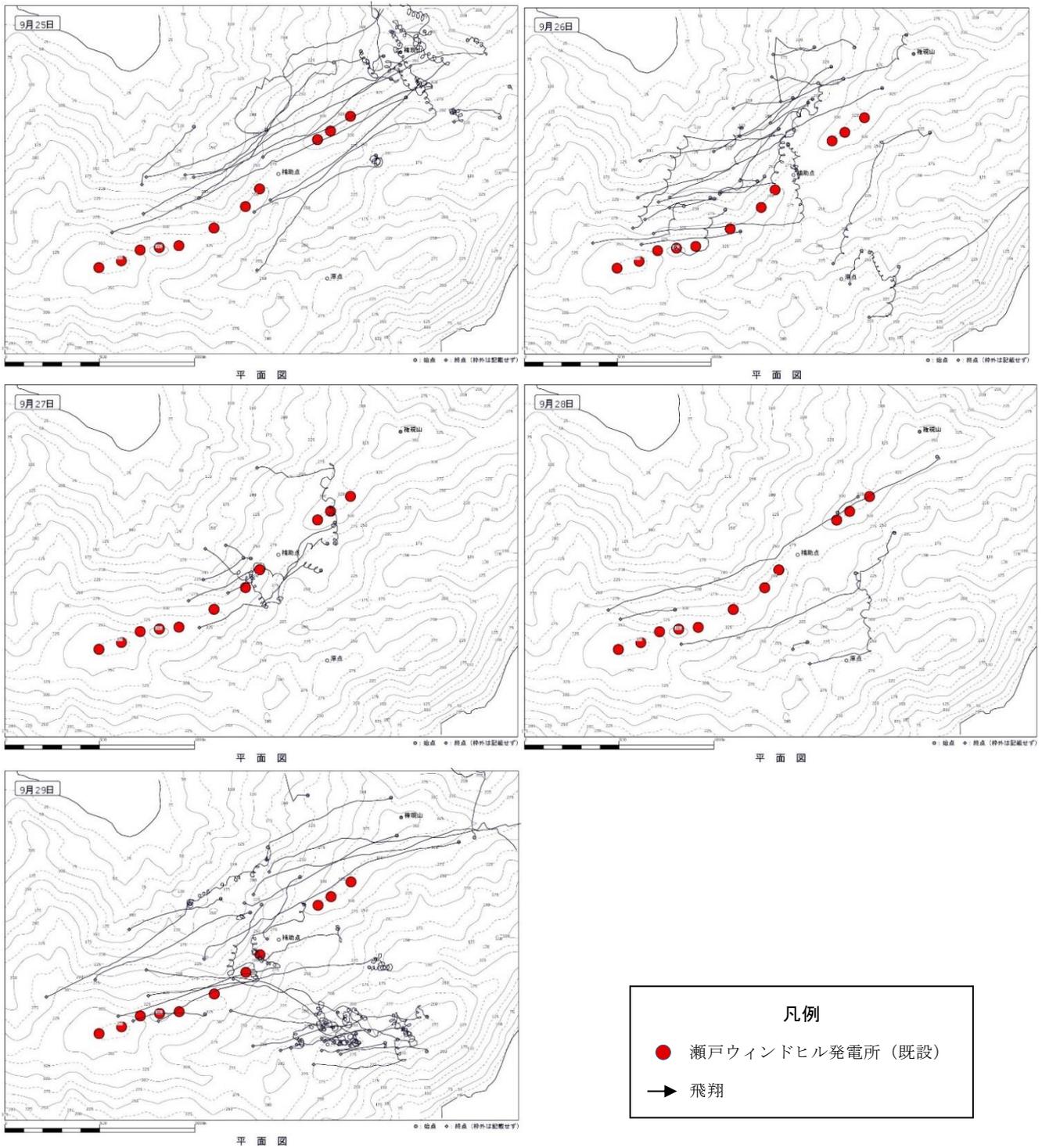
(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) によると、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、ニホンマムシ等が確認されている。

両生類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－(第 4 回、5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) による確認はない。

昆虫類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－(第 2 回、4 回、5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) によると、ハルゼミ、ルリシジミ、ツマグロヒョウモン、ナガサキアゲハ、エビガラスズメ、カノーアブ等が確認されている。

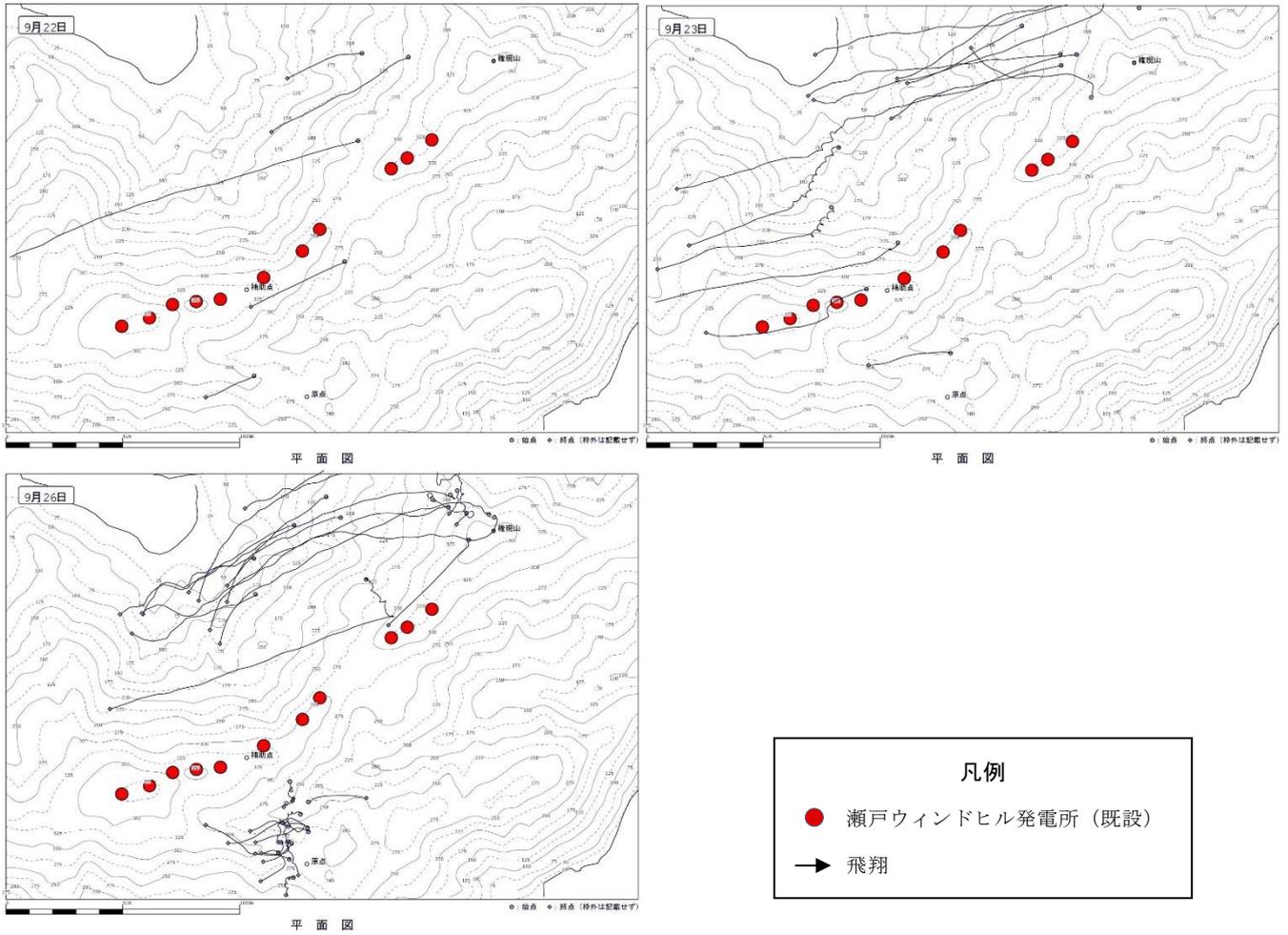
魚類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－(第 5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) による確認はない。

底生動物は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－(第 4 回、5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) によると、カワニナが確認されている。



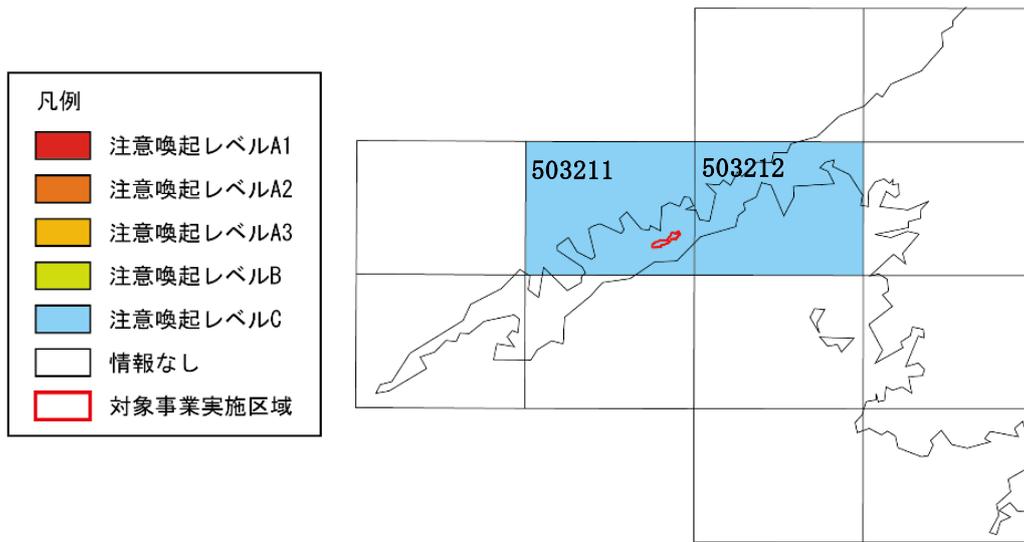
〔「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー28巻(2004)3号 p.18-22、竹岳 秀陽・向井正行、平成15年) 〕より作成

図 3.1-18 渡り鳥飛翔軌跡 (風力発電機設置前：平成13年9月25～29日)



〔「セオドライトを用いた風力発電所設置前後の渡り鳥の経路比較」(風力エネルギー28巻(2004)3号 p.18-22、竹岳 秀陽・向井正行、平成15年)より作成〕

図 3.1-19 渡り鳥飛翔軌跡 (風力発電機設置後：平成15年9月22日、23日、26日)



〔「環境アセスメントデータベース (EADAS) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起メッシュ)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) より作成〕

図 3.1-20 EADAS センシティブティマップ (注意喚起メッシュ)

表 3.1-23 センシティブティマップによる注意喚起メッシュ情報 (対象事業実施区域及びその周囲)

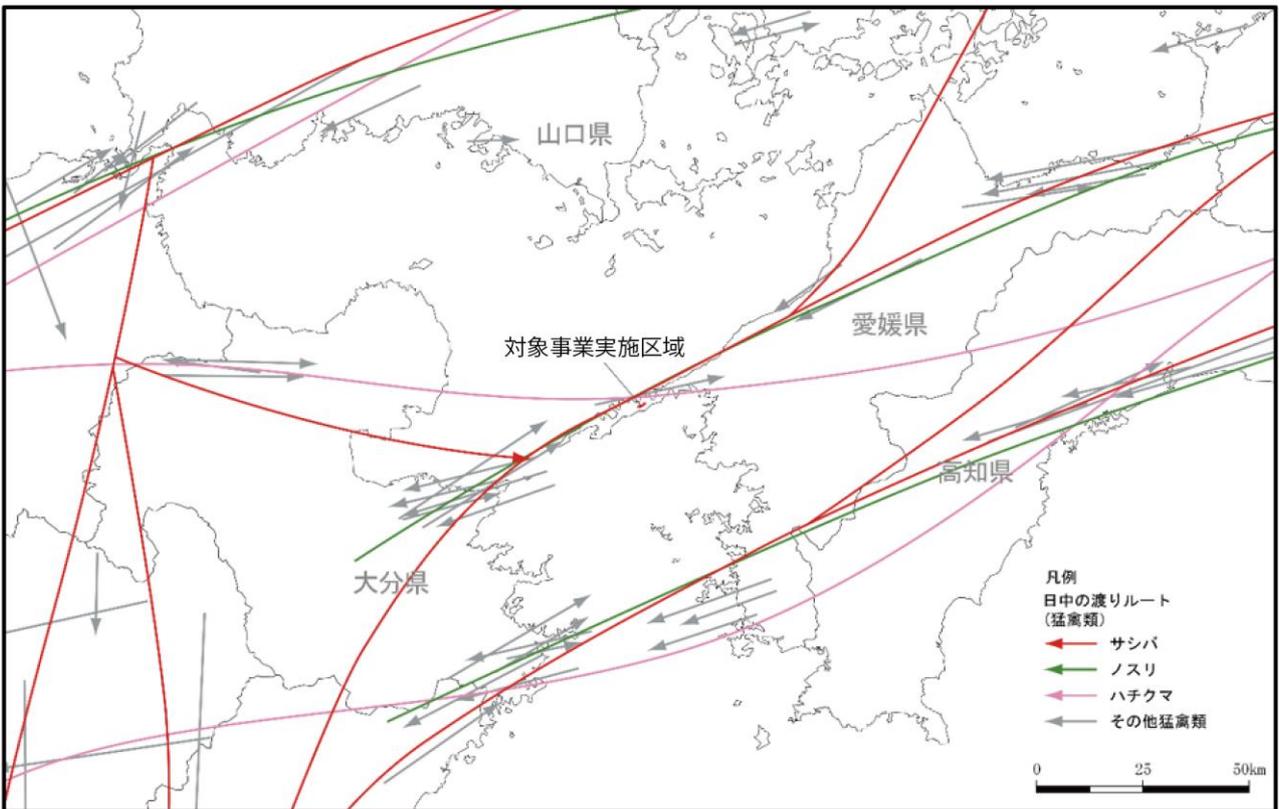
2 次メッシュ	注意喚起レベル	集団飛来地
503211	C	ノスリ春の渡りの集結地
503212	C	ノスリ秋の渡りの集結地

注：表中の 2 次メッシュは図 3.1-20 の番号と対応する。

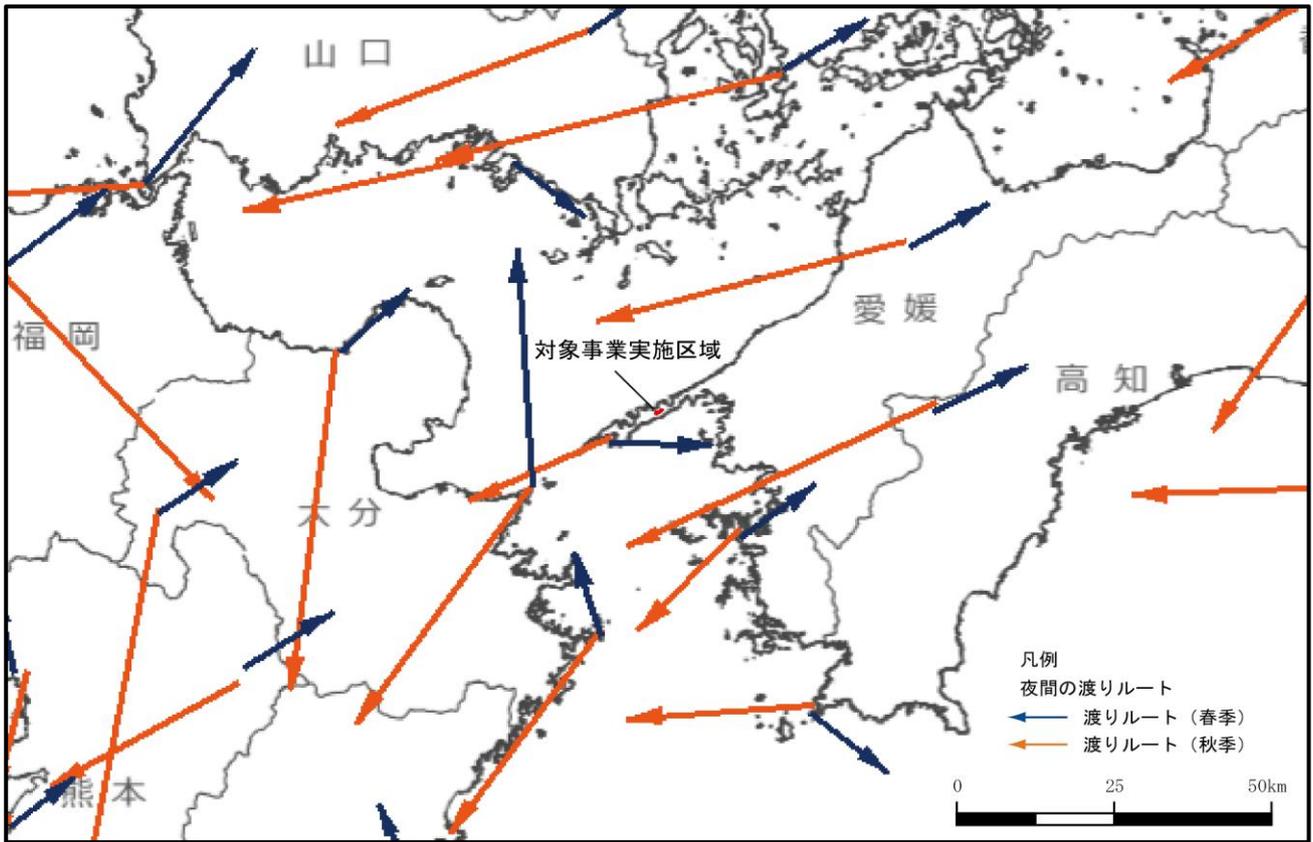
〔「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) より作成〕



〔「環境アセスメントデータベース」(環境省)に収録された「センシティブティマップ」(閲覧：令和4年10月)より作成〕  
 図 3.1-21(1) EADAS センシティブティマップ (鳥類の渡りルート (ガン・カモ・ハクチョウ類))



〔「環境アセスメントデータベース」(環境省)に収録された「センシティブティマップ」(閲覧：令和4年10月)より作成〕  
 図 3.1-21(2) EADAS センシティブティマップ (鳥類の渡りルート (猛禽類))



〔「環境アセスメントデータベース」(環境省)に収録された「センシティブティマップ」(閲覧:令和4年10月)より作成〕

図 3.1-21(3) EADAS センシティブティマップ (鳥類の渡りルート (夜間))

## 参考資料：「地理情報システム (GIS)：センシティブリティマップについて」

### ◆注意喚起メッシュの作成方法

#### 【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

#### 【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ (モニタリングサイト 1000 調査) を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました (個体数の多いものはランクが高くなります)。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016) の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課, 2016) の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

#### 【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました (図 3.1-22)。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました (表 3.1-24)。

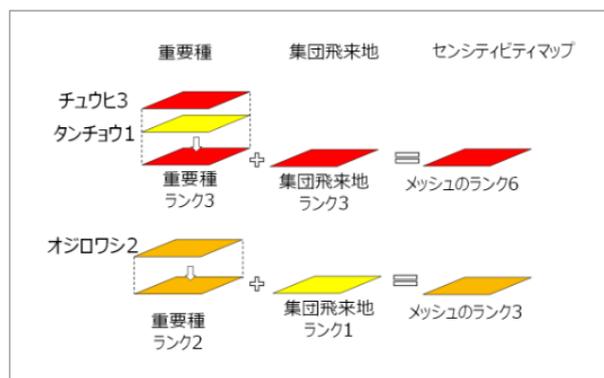


図 3.1-22 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1-24 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

「環境アセスメントデータベース」(環境省) に収録された「センシティブリティマップ」(閲覧：令和 4 年 10 月) より作成

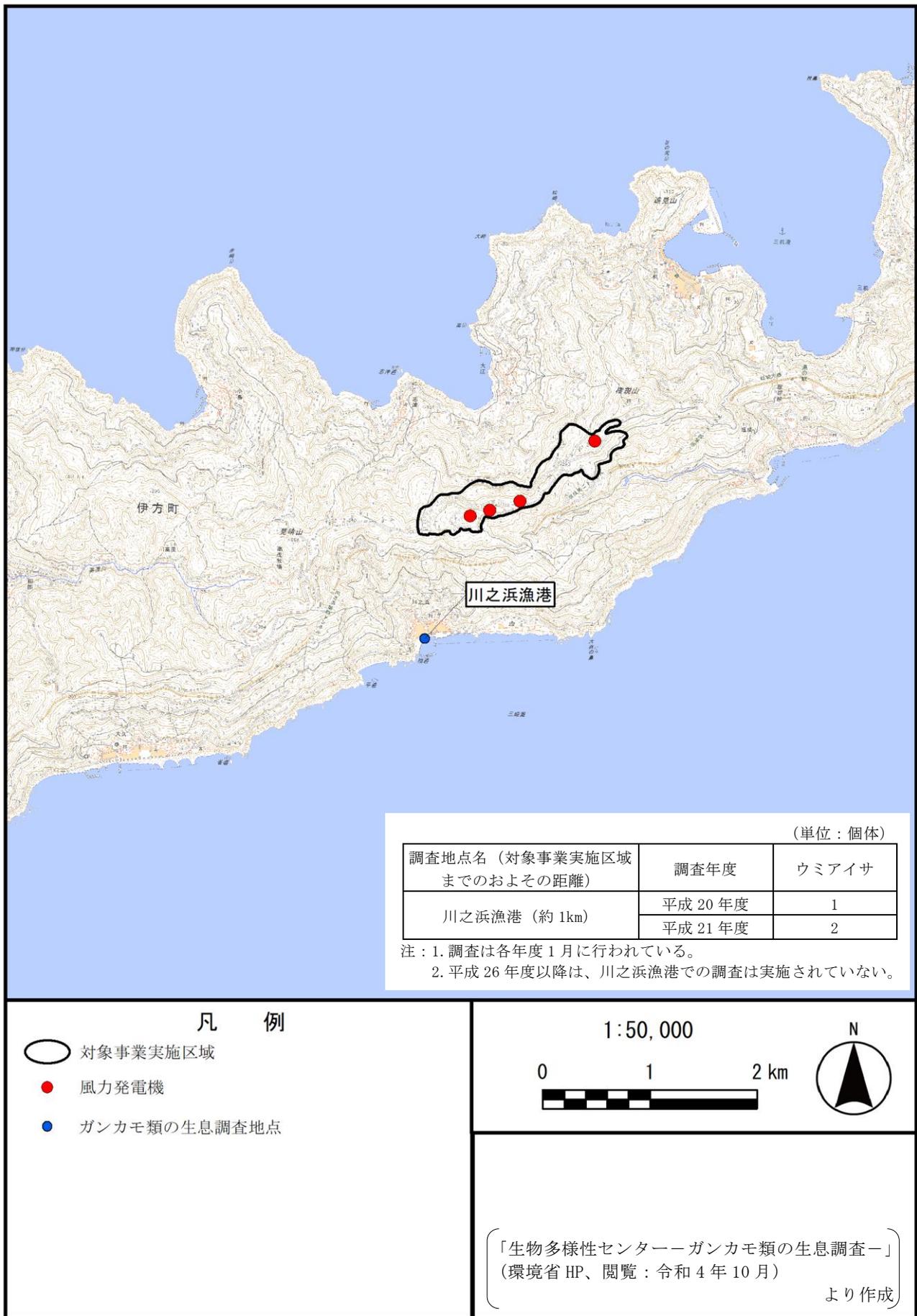
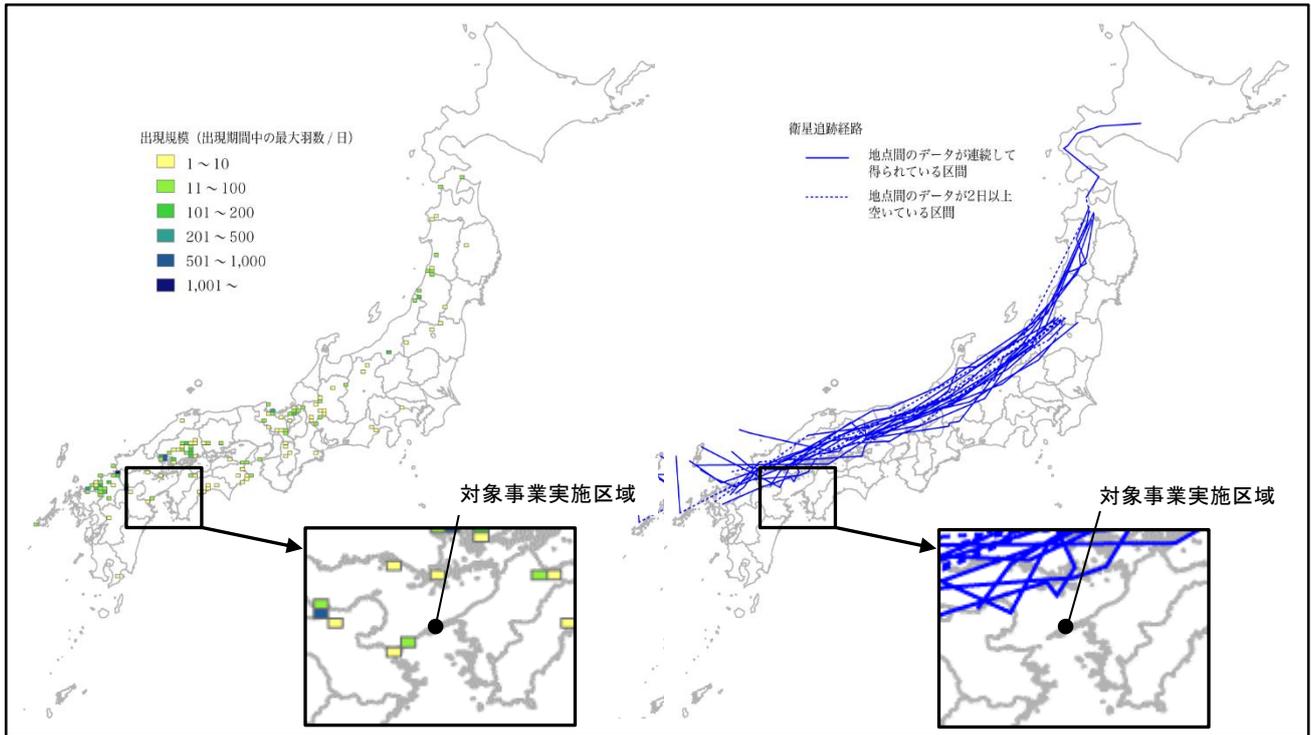
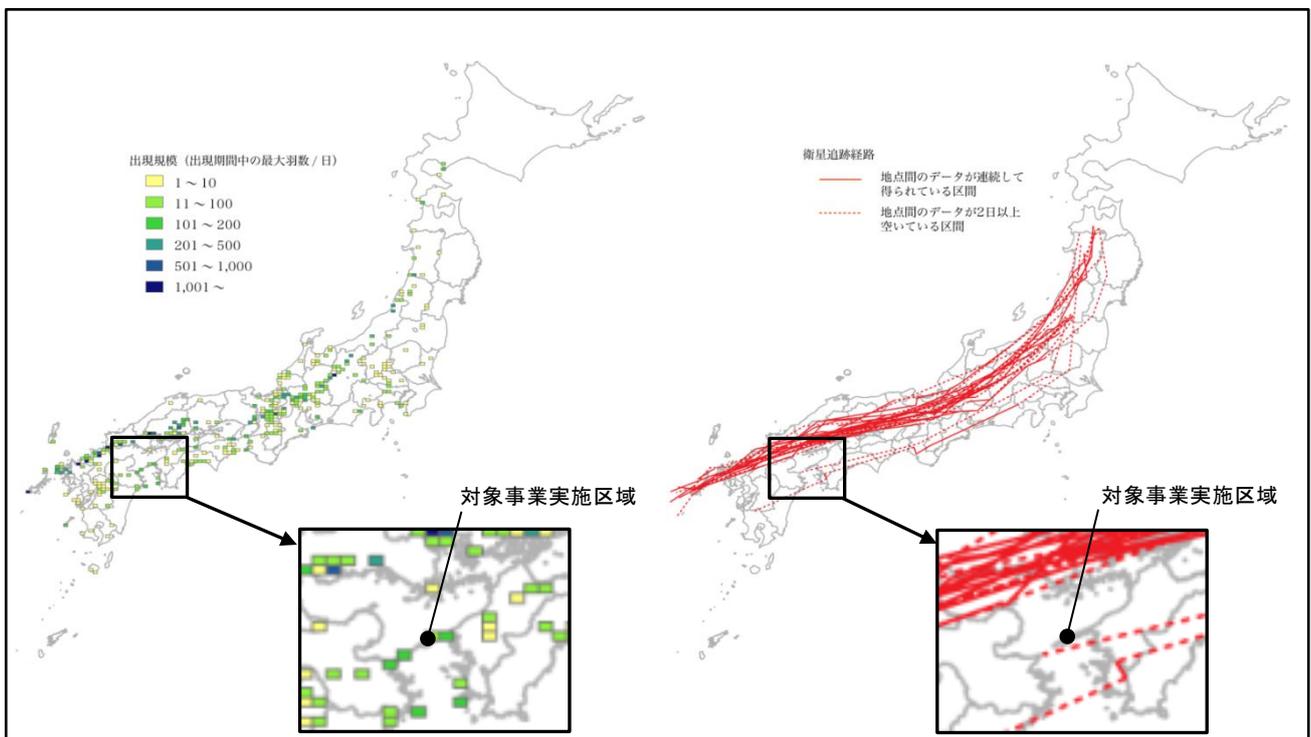


図 3.1-23 ガンカモ類の調査地点及び渡来状況



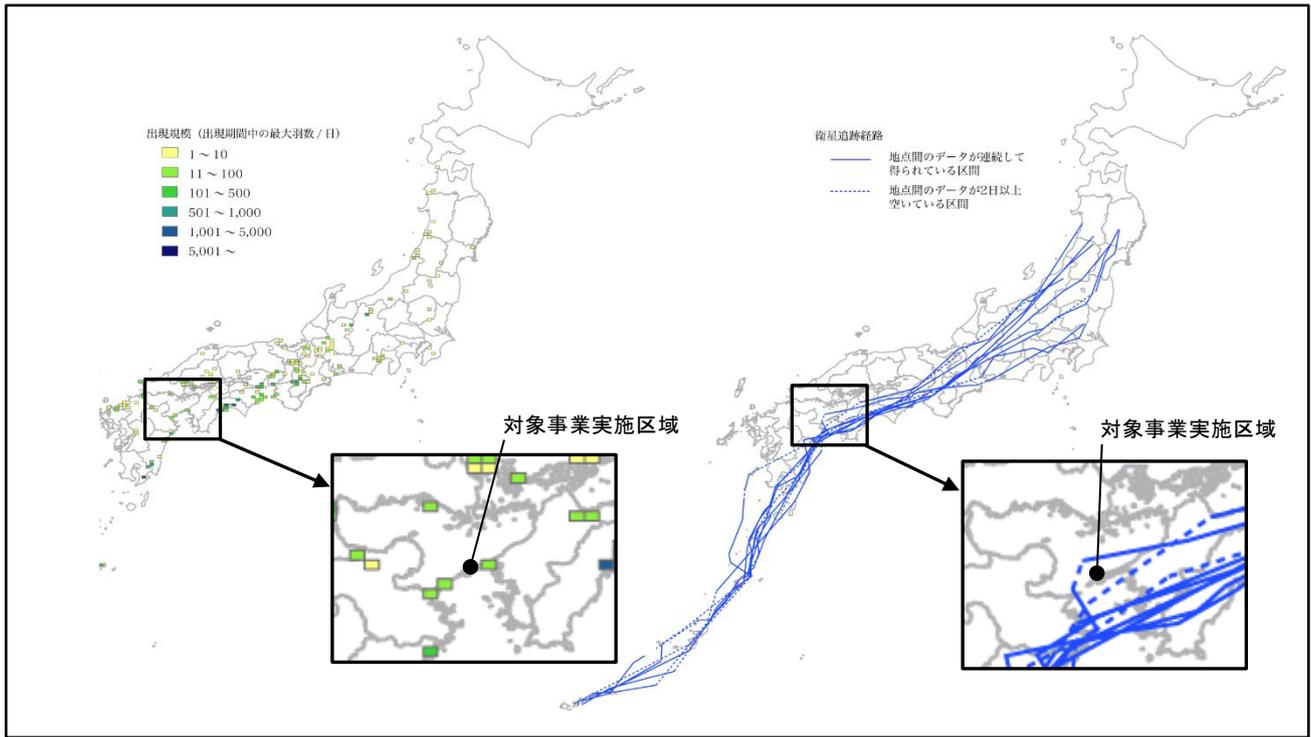
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-24(1) ハチクマの渡り経路（春季）



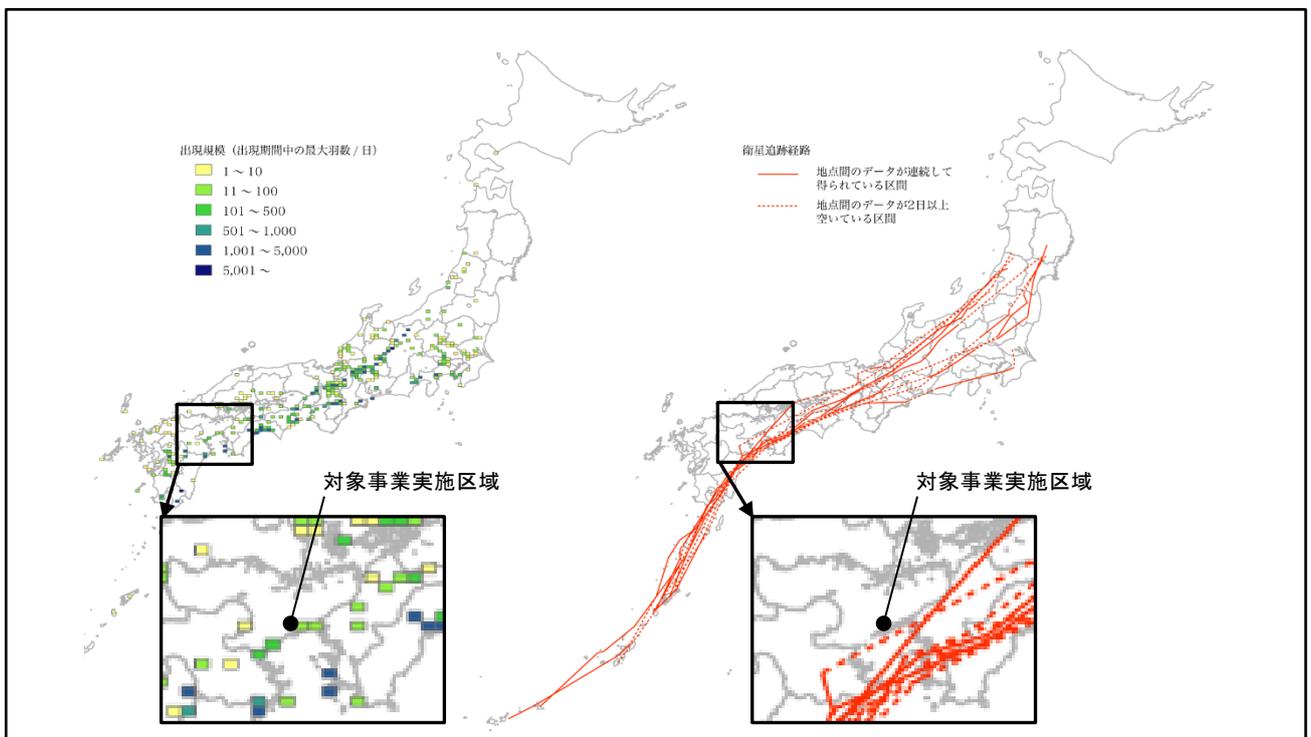
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-24(2) ハチクマの渡り経路（秋季）



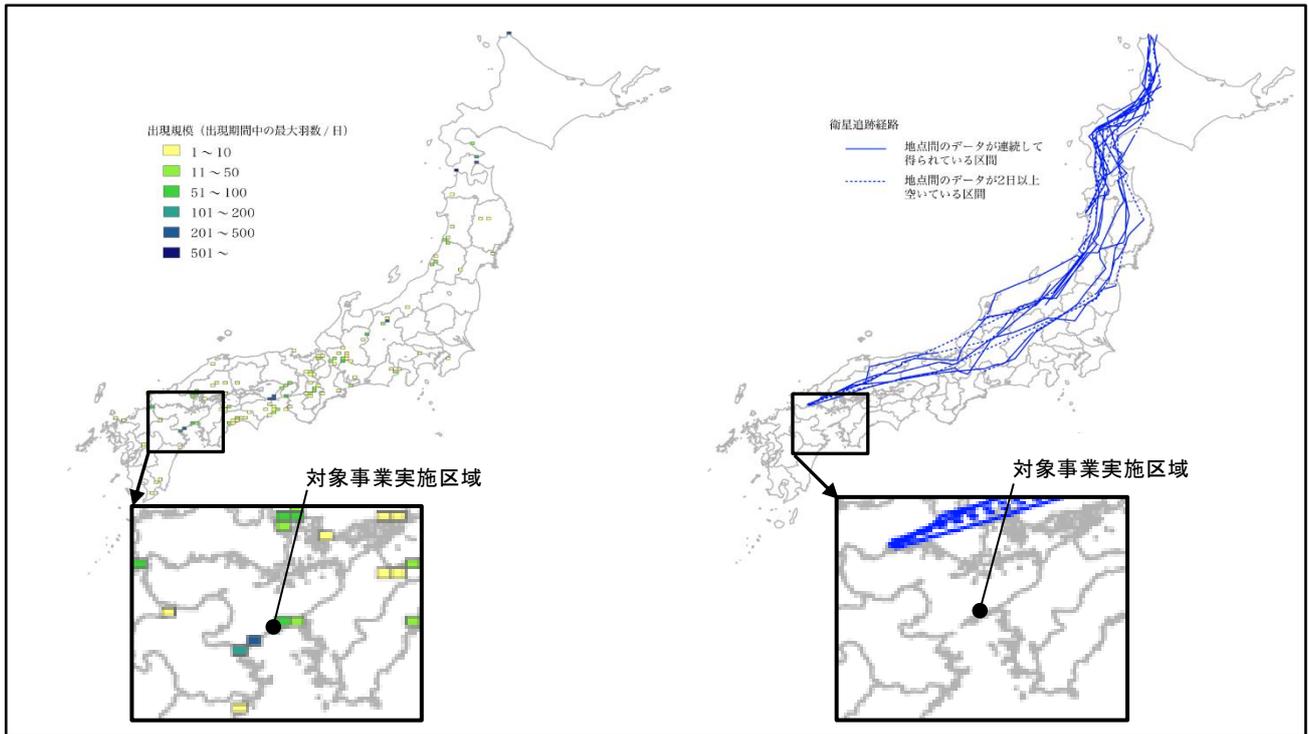
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-25 (1) サシバの渡り経路 (春季)



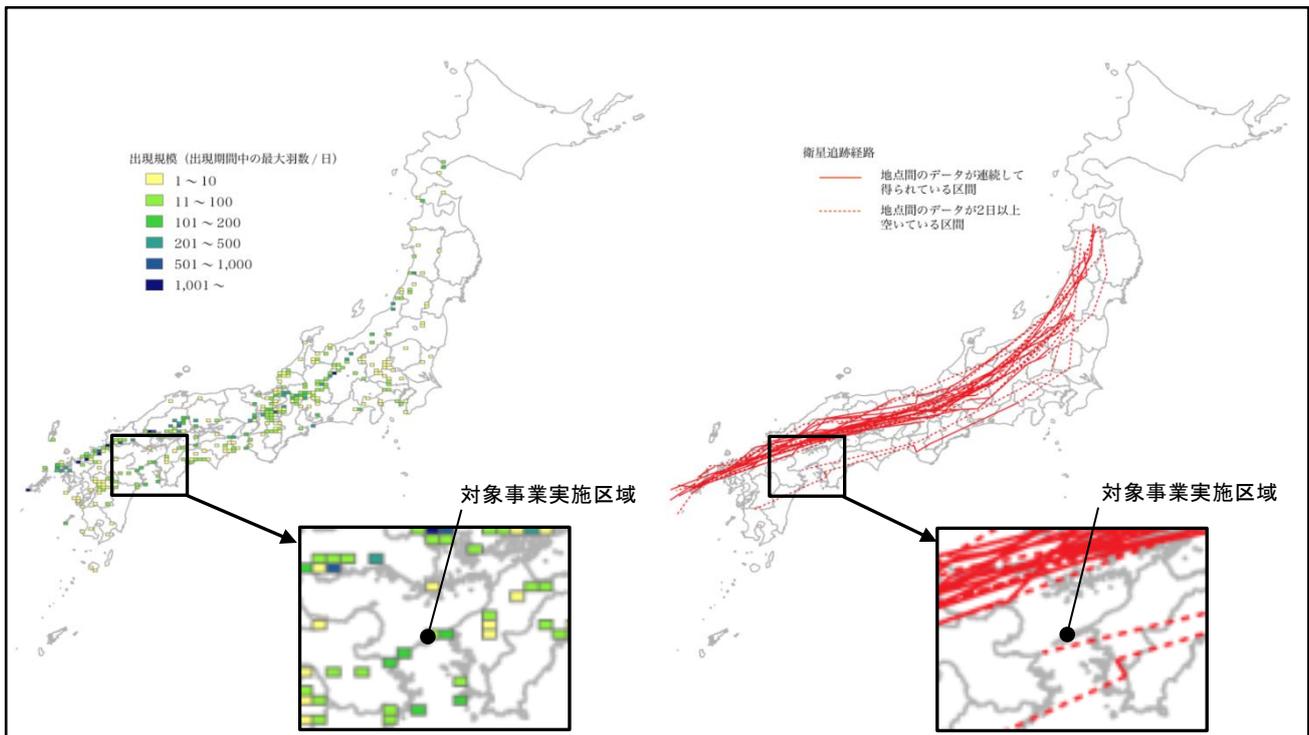
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-25 (2) サシバの渡り経路 (秋季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-26(1) ノスリの渡り経路 (春季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-26(2) ノスリの渡り経路 (秋季)

## (2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、表 3.1-25 の選定基準に基づき、「(1) 動物相の概要」で確認された種より学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果は表 3.1-26～表 3.1-32 のとおりであり、哺乳類ではオヒキコウモリ、ホンドモモンガの 2 種、鳥類ではカラスバト、チュウサギ、ヨタカ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、ノスリ、アオバズク、ハヤブサ、サンショウクイ等の 24 種、爬虫類ではタワヤモリ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシの 6 種、両生類ではアカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルの 6 種、昆虫類ではベニイトトンボ、ウチワヤンマ、オオムラサキ、コシロシタバ、クロゲンゴロウ、ミズスマシ等の 21 種、魚類ではニホンウナギ、ドジョウ、ワカサギの 3 種、底生動物ではマルタニシ、ヒラテテナガエビ、ニホンカワトンボの 3 種が選定された。

表 3.1-25 動物の重要な種の選定基準

選定基準		
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「伊方町文化財保護条例」(平成 17 年伊方町条例第 107 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
④	「愛媛県レッドリスト 2020」(愛媛県、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・愛媛県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・ⅠA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 AN：要注意種・・・愛媛県内の分布域全体を俯瞰すると、現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記カテゴリー(CR～NT・DD)には該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息条件の変化に特に注意する必要があると考えられる種
⑤	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年 愛媛県条例第 15 号)に基づく特定希少野生動植物指定種	特定：特定希少野生動植物

表 3.1-26 文献その他の資料による動物の重要な種(哺乳類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準					
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤	
1	コウモリ(翼手)	オヒキコウモリ	オヒキコウモリ		○	○				VU	DD	
2	ネズミ(齧歯)	リス	ホンドモモンガ	○							NT*	
合計	2目	2科	2種	1種	1種	1種	0種	0種	1種	2種	0種	

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。

2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。

3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。各選定基準における表記は以下のとおりである。

※：ニホンモモンガで掲載

表 3.1-27 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準					
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤	
1	ハト	ハト	カラスバト		○	○	天			NT	VU	
2	アビ	アビ	オオハム			○					DD	
3	ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ			○					NT	
4	ペリカン	サギ	チュウサギ			○				NT		
5	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			○				NT	VU	
6	チドリ	カモメ	オオセグロカモメ	○		○				NT		
7		ウミスズメ	ウミスズメ			○				CR	DD	
8	タカ	ミサゴ	ミサゴ	○		○				NT	NT	
9		タカ	ハチクマ	○		○				NT	VU	
10			チュウヒ			○		国内	EN	CR+EN		
11			ツミ	○		○					NT	
12			ハイタカ	○		○					NT	
13			オオタカ	○		○					NT	VU
14			サシバ	○		○					VU	VU
15			ノスリ	○		○						DD
16	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○		○					DD	
17			コノハズク	○		○					CR+EN	
18			アオバズク	○		○					NT	
19	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	○		○		国内	VU	VU		
20	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			○				VU	CR+EN	
21		ヒタキ	コマドリ			○					VU	
22			コルリ	○		○					VU	
23			ルリビタキ			○						VU
24		セキレイ	ビンズイ	○		○					VU	
合計	10目	14科	24種	14種	1種	24種	1種	2種	13種	21種	0種	

注：1. 種名及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会、平成24年)に準拠した。

2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。

3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。

表 3.1-28 文献その他の資料による動物の重要な種(爬虫類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準				
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤
1	有鱗	ヤモリ	タワヤモリ			○			NT	NT	
2		タカチホヘビ	タカチホヘビ	○		○				DD	
3		ナミヘビ	シロマダラ	○		○					DD
4			ヒバカリ	○							DD
5			ヤマカガシ	○							NT
6		クサリヘビ	ニホンマムシ	○		○					DD
合計	1目	4科	6種	5種	0種	4種	0種	0種	1種	6種	0種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。

表 3.1-29 文献その他の資料による動物の重要な種(両生類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準				
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤
1	有尾	イモリ	アカハライモリ	○					NT	NT	
2	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	○						NT	
3		アカガエル	トノサマガエル	○		○			NT	VU	
4			ツチガエル	○		○					DD
5		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			○					DD
6			カジカガエル			○					NT
合計	2目	4科	6種	4種	0種	4種	0種	0種	2種	6種	0種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。

表 3.1-30 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準					
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤	
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ベニイトトンボ			○				NT	NT	
2			アジアイトトンボ		○						NT	
3			セスジイトトンボ	○							CR+EN	
4			サナエトンボ	ウチワヤンマ			○					NT
5	バッタ(直翅)	クツワムシ	クツワムシ	○		○					NT	
6			マツムシ	カヤコオロギ		○						NT
7	カメムシ(半翅)	コオイムシ	コオイムシ	○						NT		
8	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ヘリグロチャパネセセリ		○						NT	
9		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	○	○	○				VU	EN	
10			メスグロヒョウモン			○					VU	
11			オオムラサキ			○					NT	NT
12		シャクガ	ヨツメアオシャク	○							DD	
13		イボタガ	イボタガ		○						VU	
14		ヤガ	コシロシタバ	○		○					NT	
15		コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	サダメクラチビゴミムシ		○						AN
16	ナンカイイソチビゴミムシ				○						NT	NT
17	ゲンゴロウ		クロゲンゴロウ	○						NT	VU	
18	ミズスマシ		ミズスマシ	○						VU	VU	
19	ゴミムシダマシ		ニセハマヒョウタンゴミムシダマシ	○								DD
20	ハチ(膜翅)	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ	○						DD	DD	
21		ミツバチ	ナミルリモンハナバチ			○				DD*		
合計	6目	16科	21種	10種	7種	8種	0種	0種	10種	18種	0種	

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。各選定基準における表記は以下のとおりである。  
 ※：ルリモンハナバチで掲載

表 3.1-31 文献その他の資料による動物の重要な種(魚類)

No.	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準				
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○		○				EN	VU
2	コイ	ドジョウ	ドジョウ			○				NT	VU
3	サケ	キュウリウオ	ワカサギ		○						DD
合計	3目	3科	3種	1種	1種	2種	0種	0種	2種	3種	0種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。

表 3.1-32 文献その他の資料による動物の重要な種(底生動物)

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	確認範囲			選定基準				
						旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤
1	軟体動物	腹足	新生腹足	タニシ	マルタニシ	○						VU	
2	節足動物	軟甲	エビ	テナガエビ	ヒラテテナガエビ			○					NT
3		昆虫	トンボ(蜻蛉)	カワトンボ	ニホンカワトンボ	○							VU
合計	2門	3綱	3目	3科	3種	2種	0種	1種	0種	0種	1種	2種	0種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和3年)に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。

### (3) 動物の注目すべき生息地

注目すべき生息地は、表 3.1-33 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から抽出した。

その結果、対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地は確認されていない。

表 3.1-33(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	
I	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「伊方町文化財保護条例」(平成 17 年伊方町条例第 107 号)に基づく天然記念物
	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日)に基づく国内希少野生動植物等
	生息地等保護区
III	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年愛媛県条例第 15 号)に基づく特定希少野生動植物指定種
	特定：特定希少野生動植物
IV	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく鳥獣保護区
	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域
V	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)に基づく湿地
	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合

表 3. 1-33(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	
VI	<p>「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) に基づく生息地</p>
	<p>A1 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
VII	<p>「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 4 年 10 月) に基づく地域</p>
	<p>危機性 : IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性 : a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する</p>

## 2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）、「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）等）により整理した。

なお、伊方町は平成 17 年 4 月 1 日に旧瀬戸町、旧三崎町と合併した。

### (1) 植物相の概要

表 3.1-34 に示す文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は表 3.1-35 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）627 種が確認された。

表 3.1-34 植物相に係る文献その他の資料一覧

No.	文献その他の資料	調査範囲
1	「愛媛県レッドデータブック－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 15 年）	旧瀬戸町
2	「愛媛県産植物の種類」（愛媛植物研究会、昭和 53 年）	
3	「瀬戸町誌」（瀬戸町、昭和 61 年）	
4	「佐田岬半島の生物」（愛媛県高等学校教育理科部会生物部門、昭和 59 年）	
5	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	旧瀬戸町、佐田岬半島
6	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	伊方町
7	「伊方町町見郷土館研究紀要 1 伊方町と八幡浜市におけるタンポポ調査・西日本 2010」（松田久司、平成 23 年）	

表 3.1-35 植物相の概要

分類群		主な確認種		
シダ植物		コハナヤスリ、デンジソウ、ホウライシダ、ホシダ、シシガシラ、イヌワラビ、オニヤブソテツ、タマシダ、ノキシノブ等 (18 科 69 種)		
種子植物	裸子植物	モミ、アカマツ、クロマツ、ヒノキ、スギ、イブキ (2 科 6 種)		
	被子植物	基部被子植物	サネカズラ (1 科 1 種)	
		センリョウ目	ヒトリシズカ (1 科 1 種)	
		モクレン類	ドクダミ、ウマノスズクサ、カンアオイ、オガタマノキ、クスノキ、シロダモ等 (5 科 15 種)	
		単子葉類	エヒメテンナンショウ、サガミトリゲモ、ミズオオバコ、ヤマノイモ、オニツルボ、エビネ、キシヨウブ、スイセン等 (23 科 108 種)	
		真正双子葉類	基部真正双子葉類	クサノオウ、アケビ、シオミイカリソウ、ヤマモガシ等 (7 科 16 種)
			コア真正双子葉類	バラ上群 キク上群
合計		138 科 627 種		

注：1. 種名及び配列は基本的に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 3 年）に準拠した。

2. 分類群は以下の文献を参考に区分した。

THE ANGIOSPERM PHYLOGENY GROUP (2016) An update of the Angiosperm Phylogeny Group classification for the orders and families of flowering plants: APG IV. Botanical Journal of the Linnean Society 181:1-20.

## (2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲における「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS—植生調査 (1/50,000) (愛媛県)」の現存植生図 (以下「環境省の現存植生図」という。) は図 3.1-27、現存植生図の凡例は表 3.1-36 のとおりである。なお、各群落の植生自然度についても、併せて記載した。

対象事業実施区域の主な植生として、自然植生であるウバメガシ群落が多く分布しており、東側の一部に畑地雑草群落、中央部に造成地がみられる。

対象事業実施区域及びその周囲の主な植生として、対象事業実施区域内と同様にウバメガシ群落が多く分布しているが、その他の樹林環境として、東側にコナラ群落及びシイ・カシ萌芽林が分布し、クスギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ植林が点在している。また、海岸沿いにはウバメガシ群落、畑地雑草群落、常緑果樹園が広がっており、市街地や緑の多い住宅地・公園・墓地が分布している。

しかしながら、環境省の現存植生図は昭和 54 年度及び 58 年度調査であり、その後、道路や別荘地、風力発電所等が建設されたこと、果樹園が放棄されたこと、当時から植生が変化していることから、空中写真を基に植生の判読を行い、対象事業実施区域内において植生判読素図を作成した。作成した植生判読素図は図 3.1-28 及び表 3.1-37 のとおりであり、対象事業実施区域内には主にシイ・カシ二次林が広がり、尾根上は風力発電所や太陽光発電所が建設されている。そのほか、ススキ群団やスギ・ヒノキ植林、耕作地等が点在して分布している。

令和元年 8 月 31 日に対象事業実施区域内において撮影した写真を以下に示す。



(シイ・カシ二次林)



(風力発電所)



(畑地雑草群落)



(スギ・ヒノキ植林)

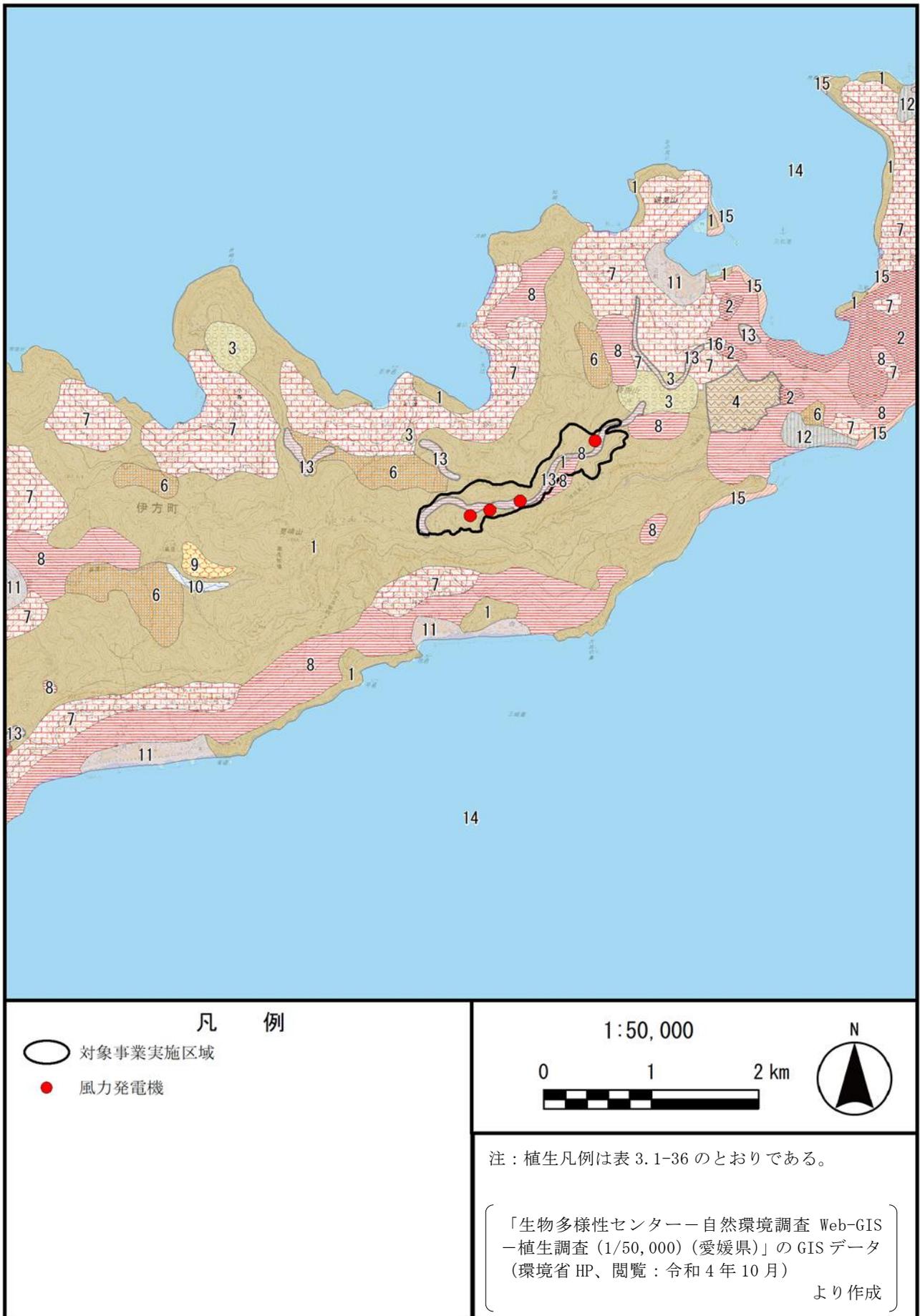


図 3.1-27 文献その他の資料調査による現存植生図

表 3.1-36 文献その他の資料調査による現存植生図（凡例）

植生区分	図中 No.	群落名	植生自然度※
ヤブツバキクラス域自然植生	 1	ウバメガシ群落	9
ヤブツバキクラス域代償植生	 2	コナラ群落	7
	 3	クスギーコナラ群集	7
	 4	シイ・カシ萌芽林	8
	 5	オンツツジーアカマツ群集	7
植林地・耕作地植生	 6	スギ・ヒノキ植林	6
	 7	常緑果樹園	3
	 8	畑地雑草群落	2
	 9	牧草地	2
	 10	水田雑草群落	2
その他	 11	市街地	1
	 12	緑の多い住宅地・公園・墓地	2
	 13	造成地	1
	 14	開放水域	—
	 15	自然裸地	—
	 16	第 4 回植生改変不明区分	—

注：1. 図中 No. は図 3.1-27 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 植生自然度の区分は、「1/2.5 万植生図を基にした自然植生度について」（環境省、平成 28 年）に基づく。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※：植生自然度は、ある植生（群落）に対する自然性の尺度を表した類型区分である。植生（群落）に対する人為的介入からの乖離を表しており、人為度、代償度の尺度でもある。

〔「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS—植生調査（1/50,000）（愛媛県）」の GIS データ（環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

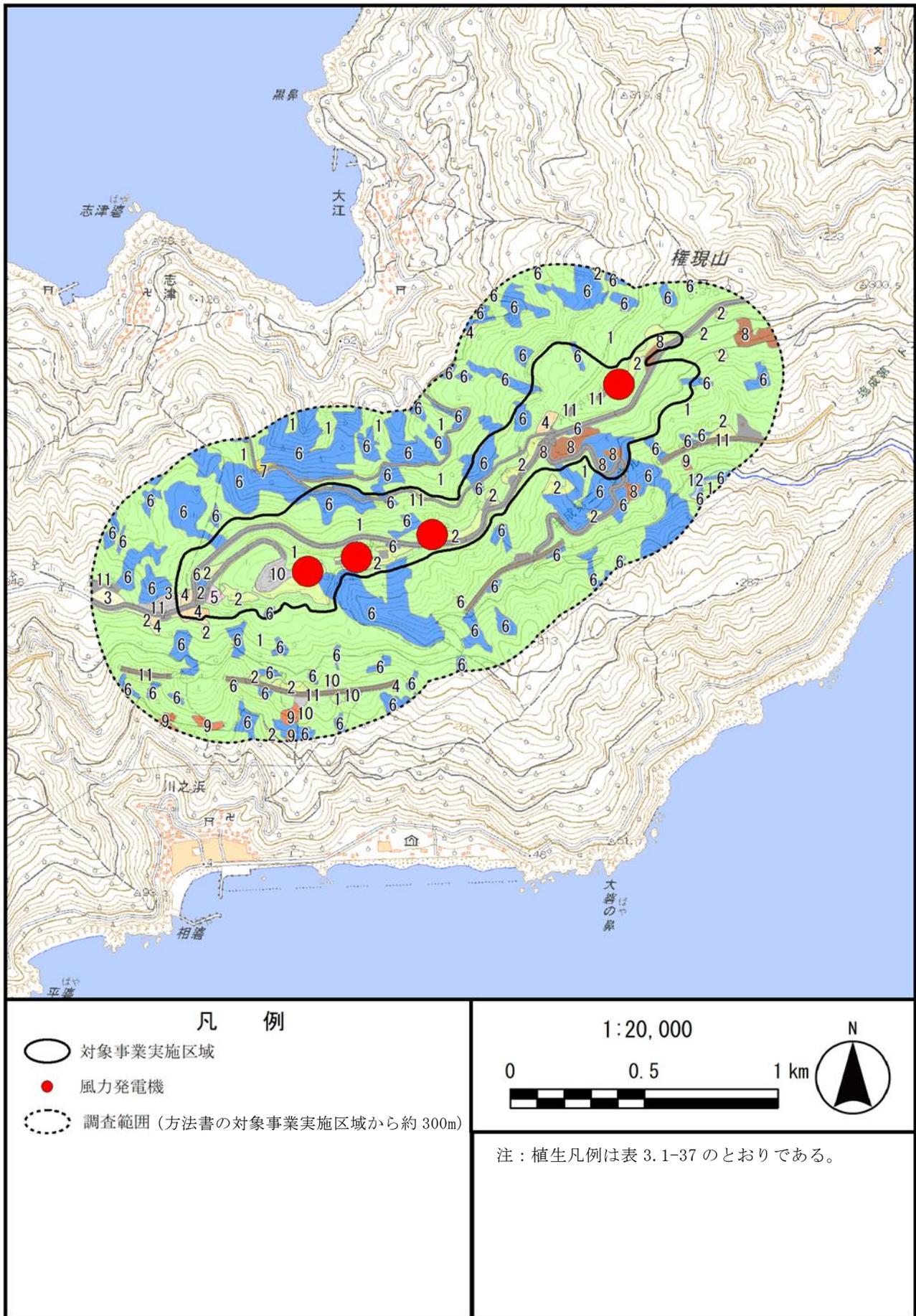


図 3.1-28 空中写真及び現地確認による植生判読素図

表 3.1-37 空中写真及び現地確認による植生判読素図（凡例）

図中 No.	群落名	植生自然度
 1	シイ・カシ二次林	8
 2	タブノキーヤブニッケイ二次林	8
 3	落葉広葉樹二次林	6
 4	ススキ群団	5
 5	伐採跡地群落	4
 6	スギ・ヒノキ植林	6
 7	竹林	3
 8	耕作地	2
 9	果樹園	3
 10	緑の多い住宅地・公園・墓地	2
 11	造成地・道路等	1
 12	開放水域	—

注：植生自然度の区分は、「1/2.5万植生図を基にした自然植生度について」（環境省、平成28年度）に基づく。

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は表 3. 1-38 のとおりである。

表 3. 1-38 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落
① 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「伊方町文化財保護条例」(平成 17 年伊方町条例第 107 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物	○	○
② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 1 月 4 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	○	
③ 「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	○	
④ 「愛媛県レッドリスト 2020」(愛媛県、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・愛媛県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・ⅠA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 AN：要注意種・・・愛媛県内の分布域全体を俯瞰すると、現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記カテゴリー (CR~NT・DD) には該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息条件の変化にとくに注意する必要があると考えられる種	○	
⑤ 「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成 20 年愛媛県条例第 15 号)に基づく特定希少野生動植物指定種	特定：特定希少野生動植物	○	
⑥ 「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 54 年)「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 63 年)「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長年にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H：その他、学術上重要な植物群落又は個体群		○
⑦ 「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意		○

① 重要な種

植物の重要な種については、表 3.1-38 の選定基準に基づき、「(1)植物相の概要」で確認された種より学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は表 3.1-39 のとおり 54 科 102 種が確認されている。

表 3.1-39(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	確認範囲			選定基準							
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤			
1	シダ植物	ハナヤスリ	コヒロハハナヤスリ		○					VU				
2			コハナヤスリ		○	○				VU				
3		デンジソウ	デンジソウ	○	○				VU	CR	特定			
4		サンショウモ	アカウキクサ		○				EN	VU				
5		イノモトソウ	ホウライシダ	○	○					EN				
6			ヒメウラジロ	○	○				VU	NT				
7		シンガシラ	ハチジョウカグマ		○					DD				
8		オンダ	ツクシイワヘゴ		○					NT				
9		ウラボシ	オオイワヒトデ	○	○					EN				
10	モクレン類	ドクダミ	ハンゲショウ	○	○					NT				
11		モクレン	オガタマノキ		○					DD				
12	単子葉類	サトイモ	ナンゴクウラシマソウ	○	○	○					NT			
13			ウラシマソウ	○	○						EN			
14		イバラモ	サガミトリゲモ		○					VU	VU			
15		トチカガミ	ミズオオバコ		○					VU	NT			
16		ヒルムシロ	リュウノヒゲモ		○	○				NT	EN			
17		カワツルモ	カワツルモ		○					NT	EN			
18		ビャクブ	ヒメナベワリ		○	○					VU			
19		ユリ	オニツルボ	○	○						VU			
20		ラン	シラン	シラン		○					NT	EN		
21				エビネ	○						NT	VU		
22				ギンラン	○							VU		
23				クマガイソウ				○				VU	VU	特定
24				オニノヤガラ	○								EN	
25				ハチジョウシュスラン			○						EN	
26				ムヨウラン	○								VU	
27		キンバイザサ	キンバイザサ	○	○						EN			
28		クサスギカズラ	オオバジャノヒゲ		○						DD			
29		カヤツリグサ	ウキヤガラ	ウキヤガラ		○	○					EN		
30				クロカワズスゲ		○						DD		
31				ウマスゲ		○						EN		
32	センダイスゲ				○						EN			
33	アオヒエスゲ				○						EN			
34	イヌクログワイ				○						CR			
35	イネ			コバノウシノシッペイ	コバノウシノシッペイ		○	○					VU	
36		コメガヤ			○						VU			
37		アイアシ	○		○						VU			
38	基部真正双子葉類	ケシ	シマキケマン		○						EN			
39			ホザキケマン		○						NT			
40		ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ		○						EN			
41		メギ	シオミイカリソウ	シオミイカリソウ		○					NT	EN		
42				ヒメイカリソウ		○	○					EN		

表 3.1-39(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	確認範囲			選定基準					
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤	
43	基部真正双子葉類	キンボウゲ	オキナグサ	○	○				VU	CR		
44	コア真正双子葉類	タコノアシ	タコノアシ		○				NT	NT		
45	バラ群	マメ	カワラケツメイ		○					DD		
46			イヌハギ	○	○				VU	EN		
47		クワ	カカツガユ	○	○					VU		
48		イラクサ	イワガネ		○					VU		
49			コケミズ		○					VU		
50		バラ	ツチグリ		○				VU	CR		
51			ワレモコウ	○						NT		
52			シモツケ	○	○					NT		
53		カバノキ	ハンノキ	○	○					VU		
54		ノボタン	ヒメノボタン		○				VU	EX		
55		ムクロジ	ホソエカエデ		○					VU		
56		アオイ	ハマボウ	○	○	○				VU		
57		コア真正双子葉類	タデ	アキノミチヤナギ	○						NT	
58		キク群	ヒユ	イワアカザ	○					CR	DD	
59	ヤマゴボウ		ヤマゴボウ		○						DD	
60	サクラソウ		モロコシソウ		○						VU	
61			サクラソウ	○					NT			
62	ツツジ		シャクジョウソウ	○							CR	
63	アカネ		クルマバアカネ		○						NT	
64	リンドウ		ムラサキセンブリ			○			NT	EN		
65	マチン		ホウライカズラ		○						VU	
66	キョウチクトウ		フナバラソウ	○	○	○			VU	EN		
67			コカモメヅル		○					VU		
68			スズサイコ		○	○			NT	VU		
69	ヒルガオ		グンバイヒルガオ		○						EN	
70	ナス		マルバハダカホオズキ	○	○						EN	
71	オオバコ		イヌノフグリ	○	○				VU	NT		
72	ゴマノハグサ		ゴマノハグサ	○					VU	CR		
73	シソ		カワミドリ		○						NT	
74			コシロネ		○						NT	
75			シロネ		○						VU	
76	クマツヅラ		トサムラサキ		○				VU	VU		
77	キキョウ		キキョウ	○					VU	VU		
78	キク		ソナレノギク	○	○						VU	
79			オオユウガギク		○						DD	
80			オケラ	○							VU	
81		ハマアザミ	○							EN		
82		ヤマヒヨドリバナ		○						DD		
83		オグルマ	○							EN		
84		ホソバオグルマ	○					VU	EN			
85		カセンソウ	○	○	○					EN		
86		ホクチアザミ			○					VU		
87		ヒメヒゴタイ	○						VU	NT		
88		クマノギク		○						EN		
89		オヤマボクチ	○							VU		
90		キビシロタンポポ		○						NT		
91		ツクシタンポポ	○						VU	EN		
92		オナモミ	○						VU	DD		
93		セリ	ミシマサイコ	○					VU	CR		
94			ハマゼリ	○	○						VU	
95	ハナウド		○							DD		

表 3.1-39(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	確認範囲			選定基準				
				旧瀬戸町	伊方町	メッシュ等	①	②	③	④	⑤
96	コア真正双子葉類 ーキク群	セリ	サケバゼリ		○						CR
97			ムカゴニンジン		○						VU
98		ガマズミ	チョウジガマズミ			○			NT	EN	特定
99		スイカズラ	ゴマキ			○					EN
100			ナベナ	○							CR
101			オミナエシ	○	○	○					NT
102			カノコソウ	○							
合計	6 分類	54 科	102 種	46 種	74 種	17 種	0 種	0 種	31 種	101 種	3 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和3年）に準拠した。  
 2. メッシュ等は2次メッシュ及び佐田岬半島の範囲を示す。  
 3. 選定基準は表3.1-38に対応する。

② 重要な群落

「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和54年）、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和63年）及び「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成12年）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、特定植物群落は確認されていない。

また、旧瀬戸町において、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成8年）に掲載されている植物群落はない。

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は表3.1-40、植物に係る天然記念物は表3.1-41のとおりである。また、それぞれの分布位置は図3.1-29のとおりである。

「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省 HP、閲覧：令和4年10月）によると、対象事業実施区域及びその周囲に単木として2件の巨樹・巨木林が分布しているとされていたが、「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、平成13年）によれば、対象事業実施区域及びその周囲に巨樹・巨木林は確認されていない。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、県指定1件、町指定1件、計2件の天然記念物が分布している。

表 3.1-40 巨樹・巨木林

市町村	区分	名称・所在地	樹種	樹幹(cm)	樹高(m)
旧瀬戸町	単木	小島宮の森	ホルトノキ	300	15
	単木	三机須賀の森	ビャクシン	300	11

〔第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査〕（環境省 HP、閲覧：令和4年10月）より作成

表 3.1-41 天然記念物（植物関係）

市町村	指定	名称	指定年月日	所在の場所
伊方町	県	須賀の森	昭和45年3月27日	伊方町三机
	町	宮の森	昭和58年10月1日	伊方町小島

〔伊方町の歴史と文化〕（伊方町 HP、閲覧：令和4年10月）より作成

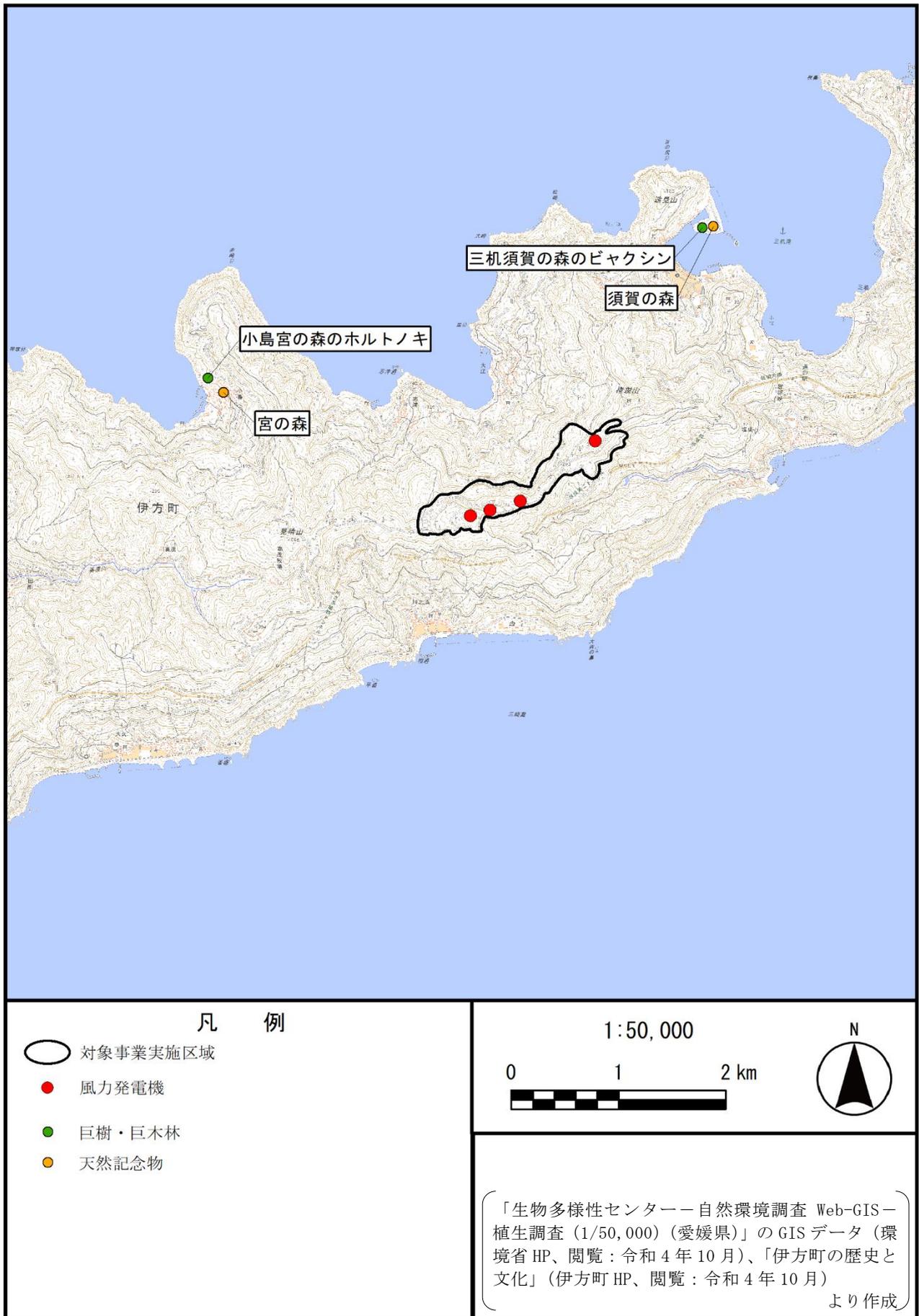


図 3.1-29 巨樹・巨木林・天然記念物の位置

### 3. 生態系の状況

#### (1) 環境類型区分

図 3.1-28 に示す空中写真及び現地確認による植生判読素図を基にした対象事業実施区域の環境類型区分の概要は表 3.1-42、その分布状況は図 3.1-30 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の地形は主に山地からなり、植生区分との対応関係より、二次林、植林地、草地、竹林、耕作地等、市街地等、開放水域の 7 つの環境類型区分に分類される。山地の大部分は二次林や植林地であり、尾根上は既設風力発電所や太陽光発電所が建設されている。

表 3.1-42 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	主な地形	植生区分
1	二次林	山地	シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林、落葉広葉樹二次林
2	植林地		スギ・ヒノキ植林
3	草地		ススキ群団、伐採跡地群落
4	竹林		竹林
5	耕作地等		耕作地、果樹園
6	市街地等		緑の多い住宅地・公園・墓地、造成地（既設風力発電所等）・道路等
7	開放水域		開放水域

注：植生区分は空中写真及び現地確認による植生判読素図（図 3.1-28）による。

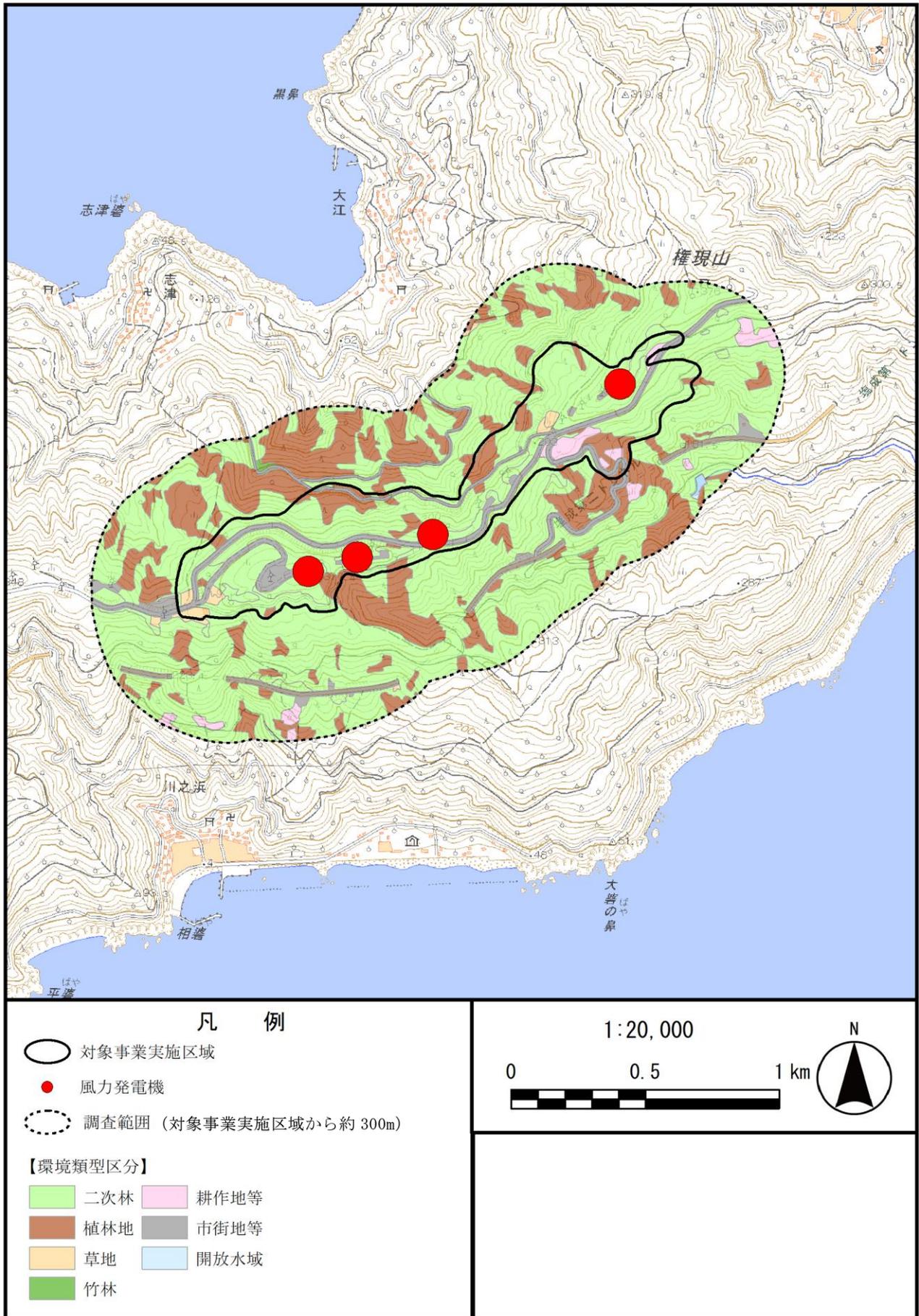


図 3.1-30 環境類型区分

## (2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生育・生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、図 3.1-31 の食物連鎖の概要として整理した。

対象事業実施区域は、樹林環境としてシイ・カシ二次林が広がり、一部に樹林環境のスギ・ヒノキ植林、草地環境のススキ群団、耕作地環境の畑地雑草群落が分布し、風力発電所や太陽光発電所が存在している。

これらのことから、対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、主に樹林環境であるものの、人為由来で成立した樹林、草地、造成地等といった環境が混在し、生息・生育基盤環境は様々な攪乱によって成立したものであると考えられる。

シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ植林、ススキ群団、畑地雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類やセミ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ニホンリス等の草食性の哺乳類、第二次消費者としてはトンボ類、オサムシ類等の肉食性昆虫類が存在する。また、第三次消費者としてはキビタキ等の鳥類、カエル類等の両生類、第四次消費者としてはイタチ等の哺乳類やモズ等の鳥類、ヘビ類等の爬虫類が存在すると考えられる。

さらに、上位の種として、キツネ等の中型哺乳類やサシバ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が存在する。

なお、対象事業実施区域の周囲には、僅かに開放水域が存在している。生産者として藻類等、第一次消費者として底生生物等、第二次消費者としてカジカガエル等の両生類、カワムツ等の魚類、最上位にはミサゴやアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

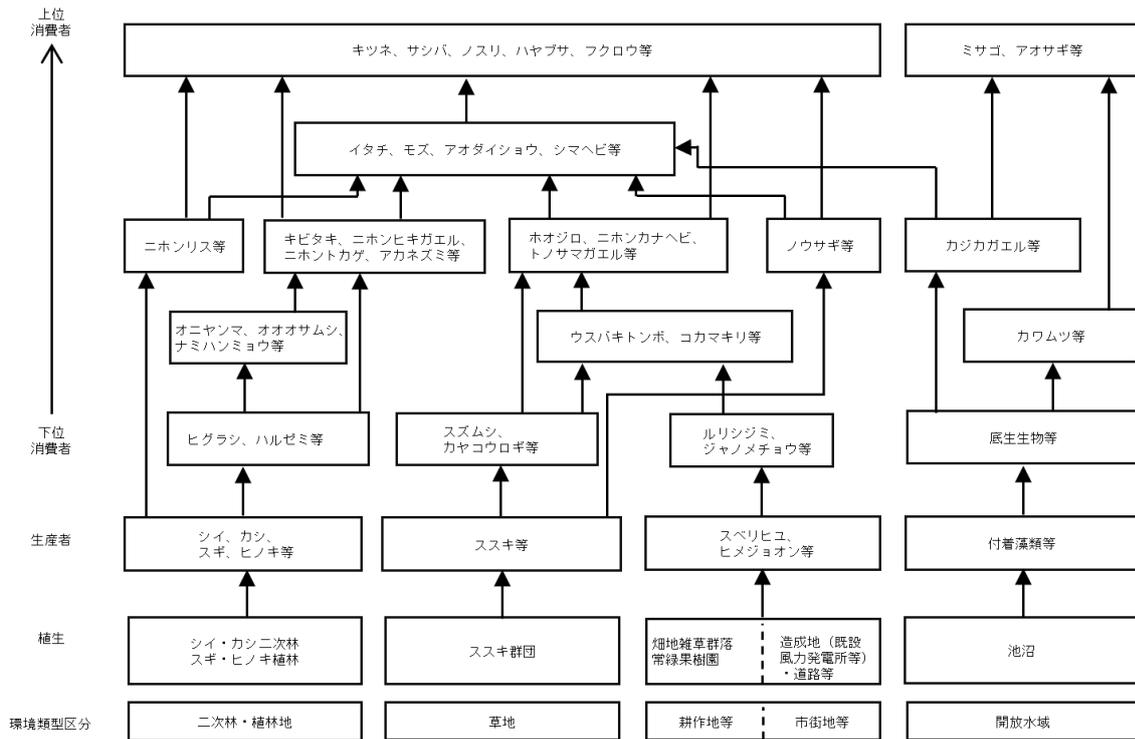


図 3.1-31 対象事業実施区域及びその周囲の食物連鎖の概要

### (3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1-43、その分布状況は図 3.1-33 のとおりである。なお、対象事業実施区域内における自然植生の抽出には、空中写真を基に植生の判読を行った植生判読素図を用いた。自然植生の抽出方法は図 3.1-32 のとおりである。

表 3.1-43 重要な自然環境のまとまりの場の概要

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	保安林		水源涵養林や防風林等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
2	自然植生	自然林	環境省の現存植生図によれば、対象事業実施区域及びその周囲には、植生自然度 9 に相当するウバメガシ群落が分布している。しかしながら、環境省の現存植生図は昭和 54 年度及び 58 年度調査であり、その後、道路や別荘地、風力発電所等が建設されたこと、果樹園が放棄されたこと、当時から植生が変化していることから、空中写真を基に植生の判読を行い、対象事業実施区域内において植生判読素図を作成した。作成した植生判読素図（図 3.1-28）によれば、対象事業実施区域内には主にシイ・カシ二次林が広がり、尾根上は既設風力発電所や太陽光発電所が建設されており、自然度 9 に相当するウバメガシ群落は確認されなかった。
3	自然公園	佐田岬半島宇和海県立自然公園	佐田岬半島と、宇和海北部一帯の島しょ、沿岸部の一部を含む愛媛県西南部の地域で、東西約 50km、南北約 25km である。自然公園としての価値は、佐田岬半島の海蝕景観と展望良好地点、並びに宇和海北部の典型的なりアス式地形を示す海岸と多島、海崖などの海洋景観である。なお、第 3 種特別地域に対象事業実施区域の東側の一部が含まれる。

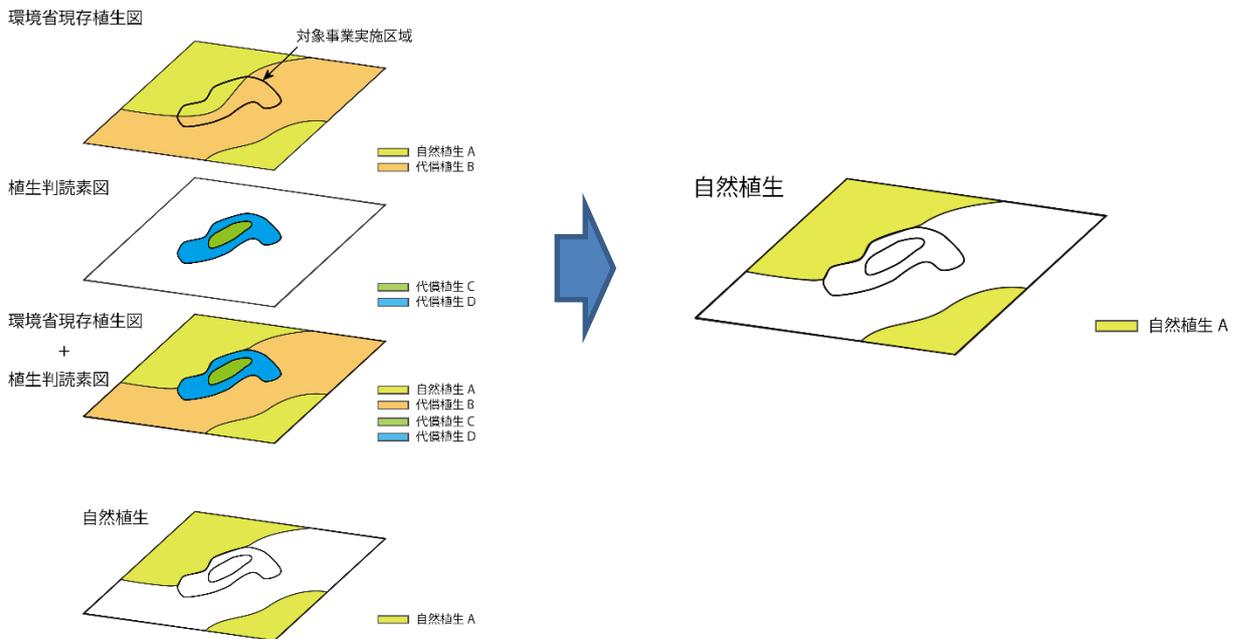


図 3.1-32 自然植生の抽出方法

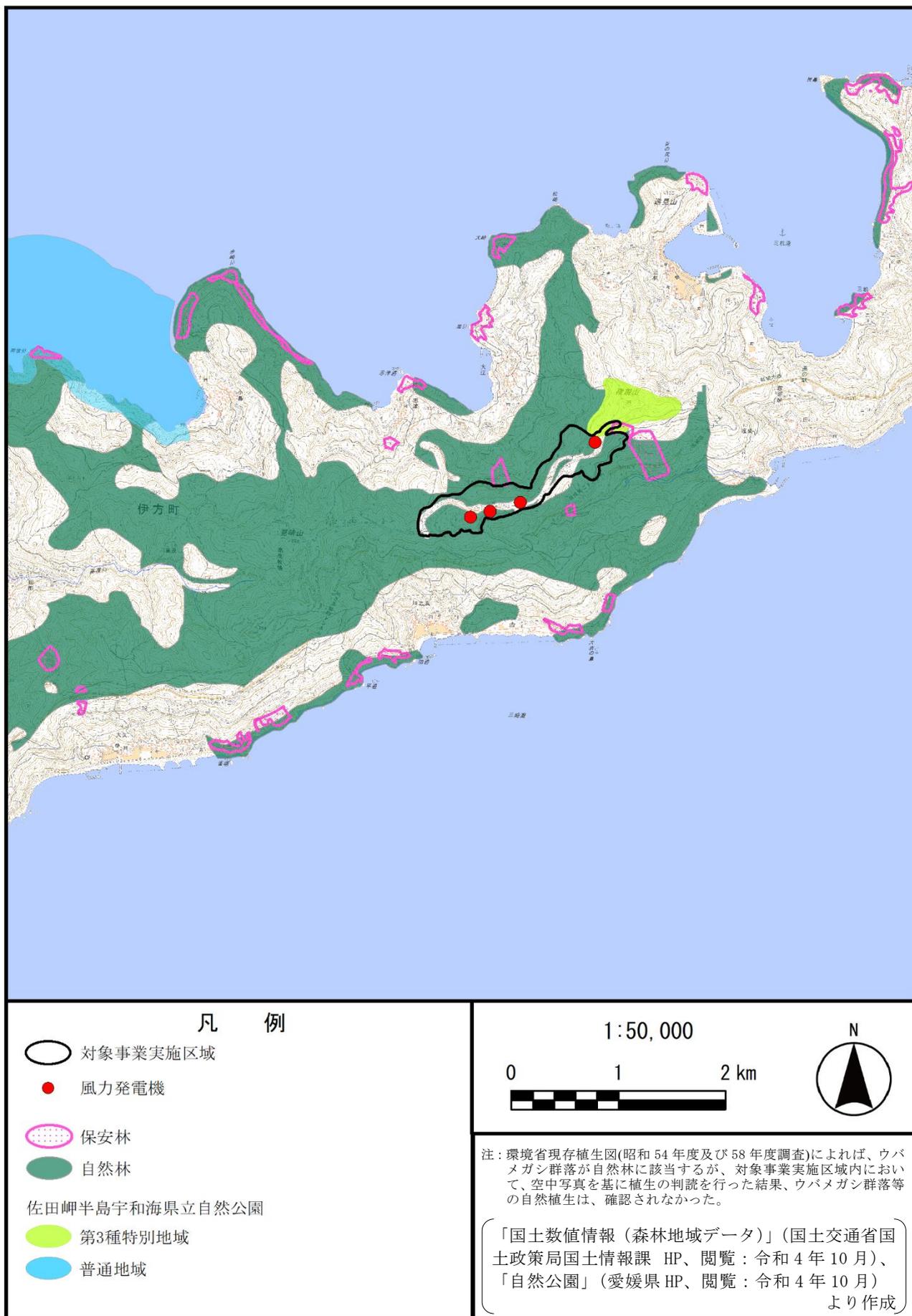


図 3.1-33(1) 重要な自然環境のまとまりの場

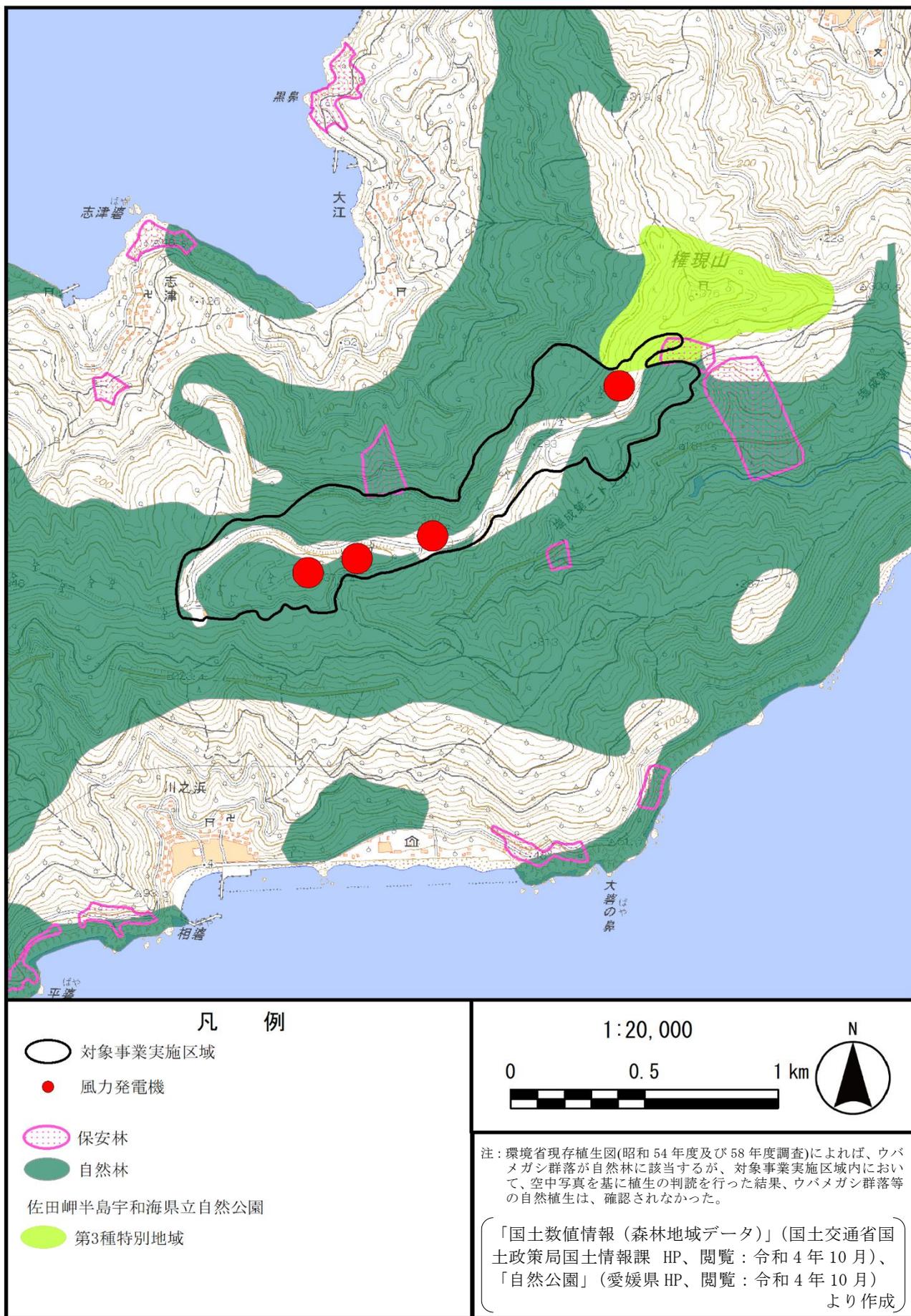


図 3.1-33(2) 重要な自然環境のまとまりの場 (拡大図)

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

対象事業実施区域が位置する伊方町は、四国の最西端、佐田岬半島に位置している。町の中央部は、三崎地区の伽藍山や瀬戸地区の見晴山をはじめとする半島特有の低い山地が東西に連なっている。半島の北側にあたる瀬戸内海側はリアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持ち、南側にあたる宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸が点在する、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を形成している。

愛媛県では、景観行政団体となった市町が、地域住民の方々との協働によって景観計画を策定するための手引き書として、「えひめ景観計画策定ガイドライン」を平成17年11月に策定しており、愛媛県では、全市町が景観行政団体となっている。

#### (1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- ・ 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表3.1-44及び図3.1-34のとおりである。

表 3.1-44 主要な眺望点

眺望点	眺望状況等
道の駅 伊方きらら館	一般国道 197 号沿いにある道の駅で、特産品売り場をはじめ、サイクリスト向けの休憩所や民族資料館などがあり、屋上の展望台デッキからは瀬戸内海と宇和海が一望できる。
二見くるりん風の丘パーク	パーク内に風車を 2 基備えており、風車の迫力を間近で感じられる公園。半島の尾根伝いに並ぶ風車群や瀬戸内海、宇和海を一望できる。
道の駅 瀬戸農業公園	一般国道 197 号沿いにある道の駅で、産地直売所やレストランなどがある。潮風が吹き抜ける広場からは、瀬戸内海と宇和海を一望することができる。天気の良い日は本州や宇和海にある遠くの島を見ることができる。
権現山展望台	佐田岬半島のほぼ中心に位置する標高 378m の山で、佐田岬半島宇和海県立自然公園として整備されている。山の東斜面に張り出している六角形をしたテラス状の木製展望台からは、瀬戸内海と宇和海が同時に見られ、眼下には三机湾の全景を望むことができる。
高茂高原	標高 200m~300m の高原地帯で、天気の良い日には、瀬戸内海や宇和海をはじめ、巨大な風車群も一望でき、この景観を見るために多くの人が足を運ぶ。
瀬戸アグリトピア	佐田岬の自然環境や農村資源を生かした自然体験施設。施設からは宇和海が一望できる。多目的ホール、研修室、調理室、図書室等がある交流センターや宿泊できる多様なログハウスが 10 棟ある。
瀬戸展望休憩所 (大久展望台)	一般国道 197 号沿いにある白亜の展望台。宇和海を一望でき、宇和海を背にすると、風車が建つ佐田岬半島の風景を眺めることができる。ドライブの目的地としても、ロングドライブの休憩所としても利用できる。

「観光情報」(伊方町 HP、閲覧: 令和 4 年 10 月)

「さだみさきナビ」(佐田岬観光公社 HP、閲覧: 令和 4 年 10 月)

「いよ観ネット」(愛媛県観光物産協会 HP、閲覧: 令和 4 年 10 月)

「佐田岬の休日」(佐田岬広域観光推進協議会 HP、閲覧: 令和 4 年 10 月)

より作成

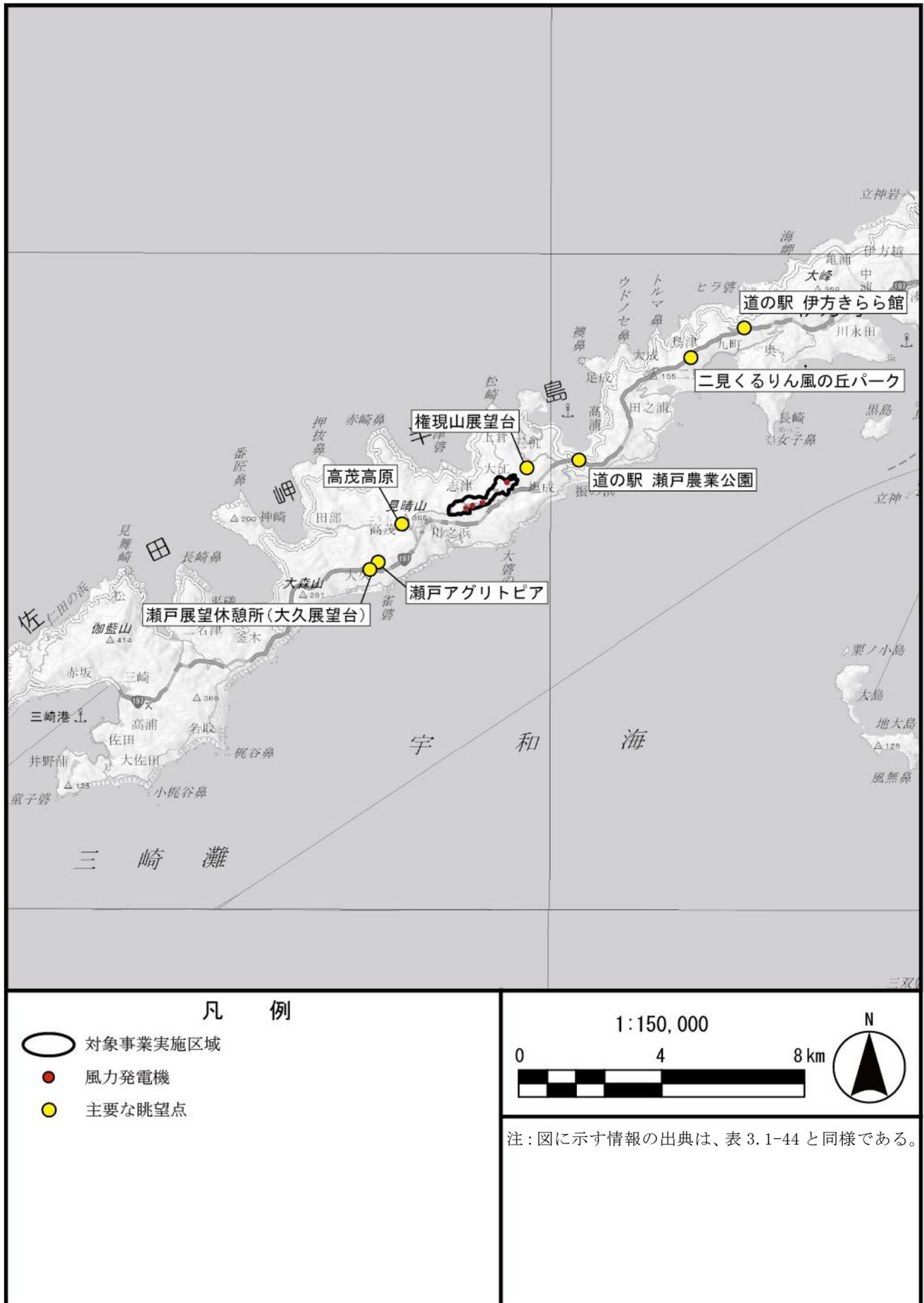


図 3.1-34 主要な眺望点の状況

## (2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による自然景観資源は、表3.1-45及び図3.1-35のとおりである。

表3.1-45 自然景観資源(第3回自然環境保全基礎調査)

区分	名称
非火山性孤峰	権現山
	見晴山
	伽藍山
湖沼	亀ヶ池
	阿弥陀池
溺れ谷	佐田岬半島溺れ谷
	宇和海
多島海	三瓶多島海
海食崖	チャウス澗海食崖
	襖鼻海食崖
	女子岬海食崖
	黒島
	曾根崎鼻海食崖
	番匠鼻
	吹の内海岸
	梶谷鼻

[「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成]

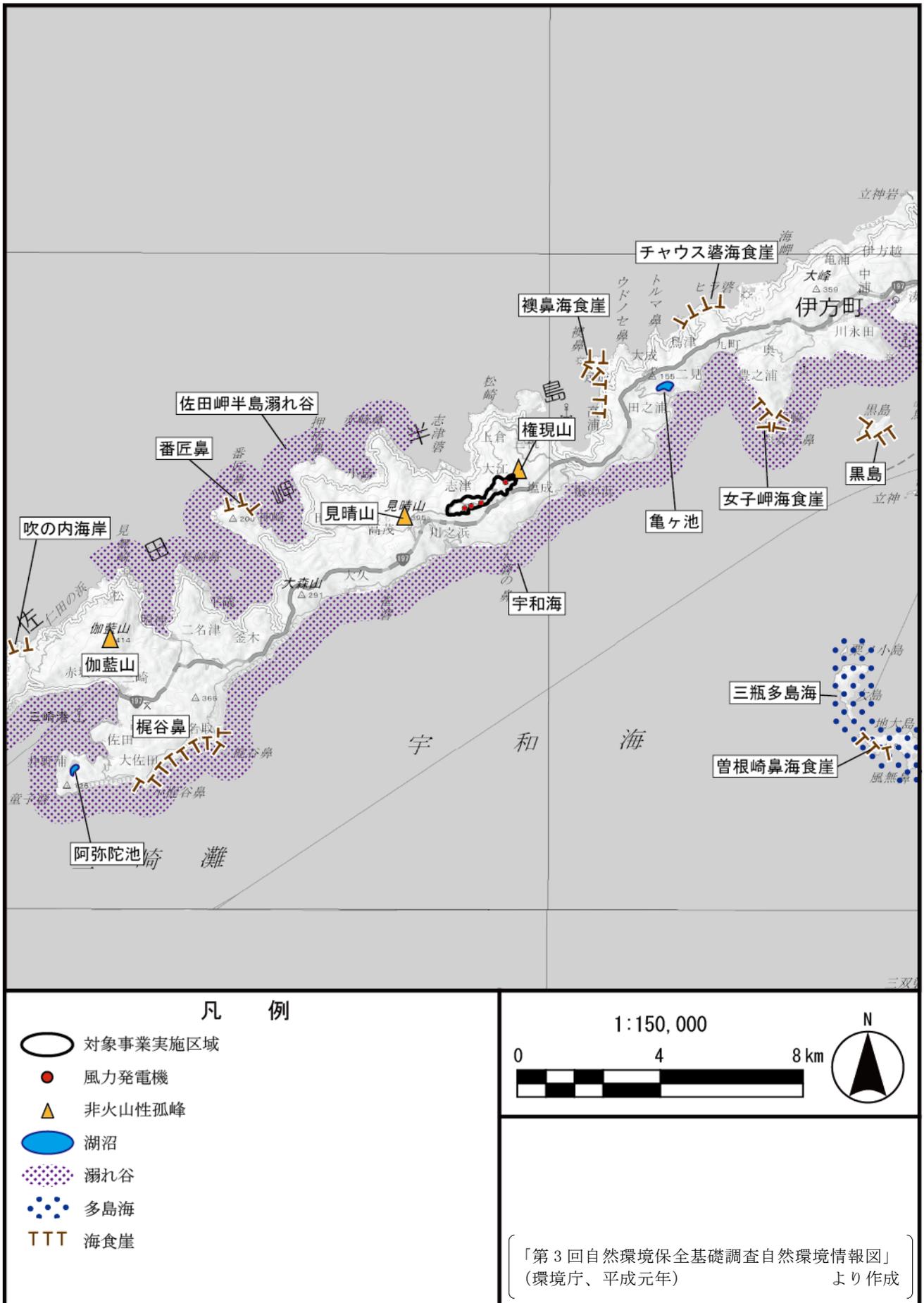


図 3.1-35 自然景観資源(第3回自然環境保全基礎調査)の状況

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-46 及び図 3.1-36 のとおりである。

表 3.1-46 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する主な活動	概要
権現山	自然観賞	佐田岬半島宇和海県立自然公園内に位置する標高約 378m の山である。展望台からは瀬戸内海と宇和海が同時に見られ、眼下には三机湾の全景を望むことができる。バードウォッチングの地点としても知られている。
須賀公園	キャンプ 海水浴 釣り	穏やかな瀬戸内海側に面しており、キャンプや散策、釣り、海水浴等を楽しむことができる公園である。園内の樹齢 250～500 年のウバメガシの森は、「須賀の森」として愛媛県の指定文化財に登録されている。
塩成海水浴場	海水浴 サーフィン	約 500m の天然砂浜が続く、宇和海に面した海水浴場である。ウィンドサーフィン等のマリンスポーツでも利用されている
川之浜海水浴場	海水浴	約 1km の天然砂浜が続く、宇和海に面した海水浴場である。
大久海水浴場	海水浴 サーフィン キャンプ	1km 以上の天然砂浜が続く、宇和海に面した海水浴場である。ウィンドサーフィン等のマリンスポーツの他、キャンプも楽しむことができる。
高茂高原	自然観賞	標高 200～300m の高原地帯である。高原内には約 200 頭の黒毛和牛が遊牧されており、間近で観察できる他、天気の良い日には瀬戸内海や宇和海、巨大な風車群を一望することができる。
瀬戸アグリトピア	自然観賞	佐田岬の自然環境や農村資源を生かし、都市と農村の交流や体験学習、自然観察を行っている施設である。
風車コース	サイクリング 自然観賞	「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」の一つで、全長約 15.0 km のコースである。「瀬戸アグリトピア」、「せと風の丘パーク」、「権現山展望台」等が見所になっている。
グルメ街道コース	サイクリング 自然観賞	「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」の一つで、全長約 20.7 km のコースである。「瀬戸アグリトピア」、「大久展望台」、「瀬戸農業公園」等が見所になっている。
歴史ロマンコース	サイクリング 自然観賞	「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」の一つで、全長約 11.8 km のコースである。「須賀公園」、「九軍神慰霊碑」、「堀切」等が見所になっている。
佐田岬爽快旧国道コース	サイクリング 自然観賞	「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」の一つで、全長約 60.4 km のコースである。「おさかな牧場シーロード」、「みさき風の丘パーク」、「佐田岬灯台」等が見所になっている。
リアス式海岸体験コース	サイクリング 自然観賞	「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」の一つで、全長約 111.1 km のコースである。「亀ヶ池温泉」、「町見郷土館」、「名取の石垣」等が見所になっている。

「観光情報」(伊方町 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「さだみさきナビ」(佐田岬観光公社 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「愛媛県」(愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「いよ観ネット」(愛媛県観光物産協会 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「佐田岬の休日」(佐田岬広域観光推進協議会 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「佐田岬メロディーライン サイクリングパラダイス」(佐田岬広域観光推進協議会 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

「ツーリズム四国」(四国ツーリズム創造機構 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)

より作成

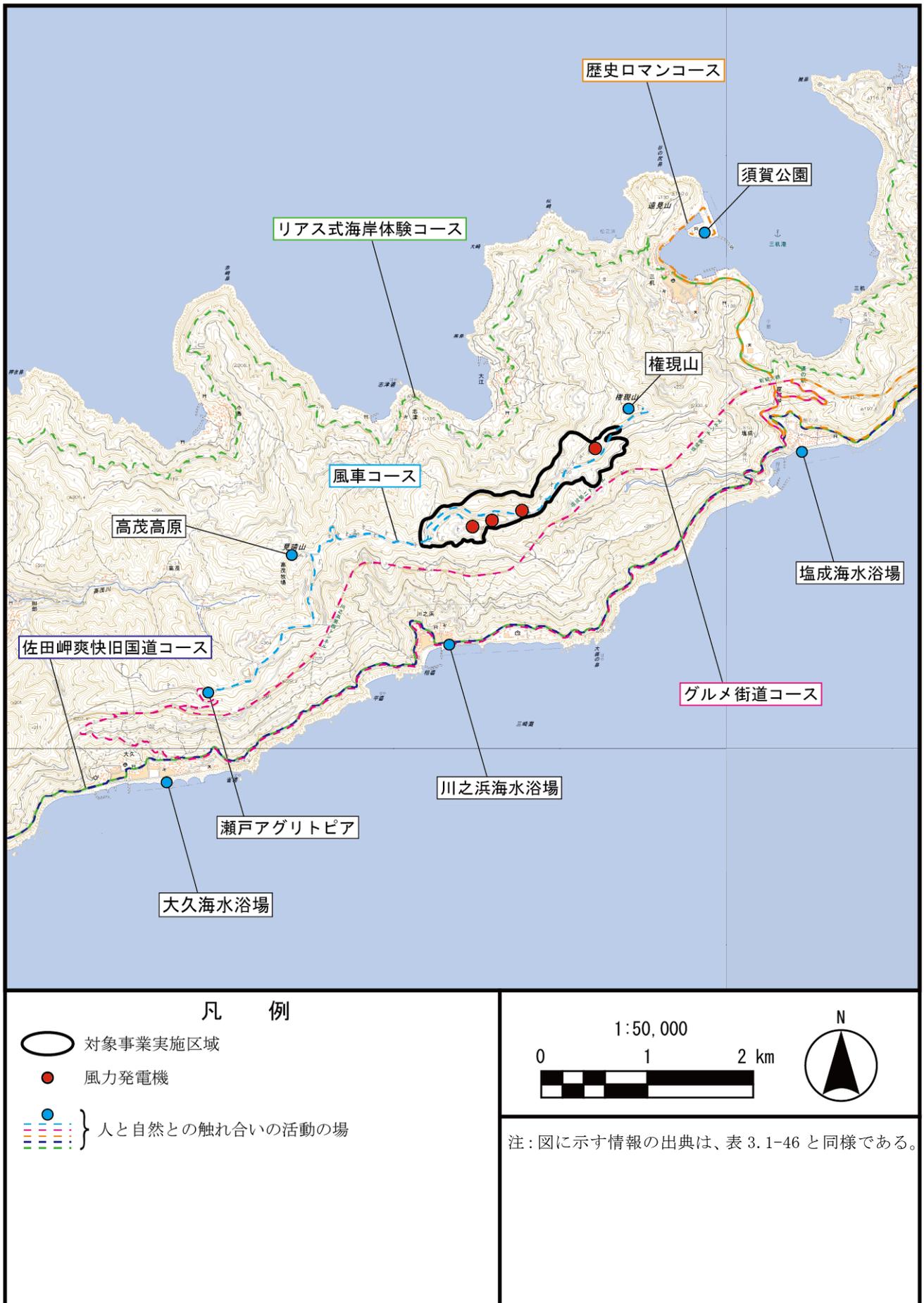


図 3.1-36 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

愛媛県ではモニタリングポストを設置し、空間放射線量率を測定している。対象事業実施区域の周囲における空間放射線量率の測定地点は、図 3.1-38 のとおりであり、伊方町の大成、加周、三机、塩成及び大久で測定が行われている。

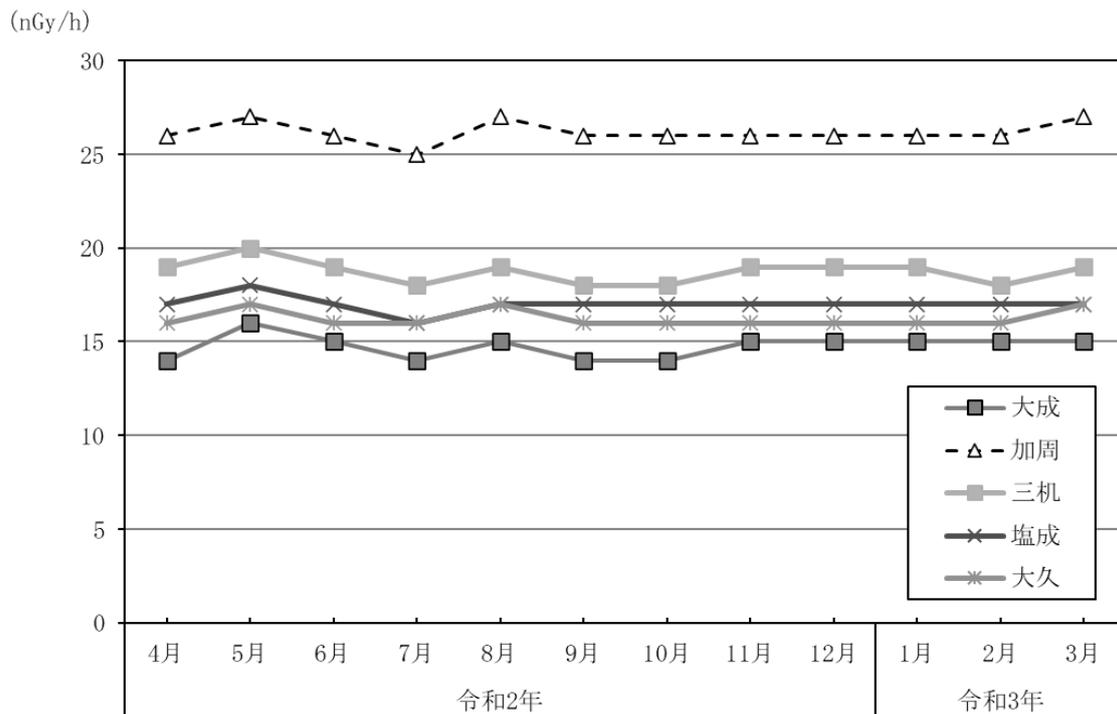
令和3年度の空間放射線量率は表 3.1-47 及び図 3.1-37 のとおりであり、年平均値は大成で 15nGy/h、加周で 26nGy/h、三机で 19nGy/h、塩成で 17nGy/h、大久で 16nGy/h である。

表 3.1-47 空間放射線量率の測定結果（令和3年度）

(単位：nGy/h)

町	測定局	令和2年										令和3年			平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
伊方町	大成	14	16	15	14	15	14	14	15	15	15	15	15	15	
	加周	26	27	26	25	27	26	26	26	26	26	26	27	26	
	三机	19	20	19	18	19	18	18	19	19	19	18	19	19	
	塩成	17	18	17	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	大久	16	17	16	16	17	16	16	16	16	16	16	17	16	

〔令和2年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果〕（愛媛県、令和3年）より作成



〔令和3年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果〕（愛媛県、令和4年）より作成

図 3.1-37 空間放射線量率の推移（令和3年度）

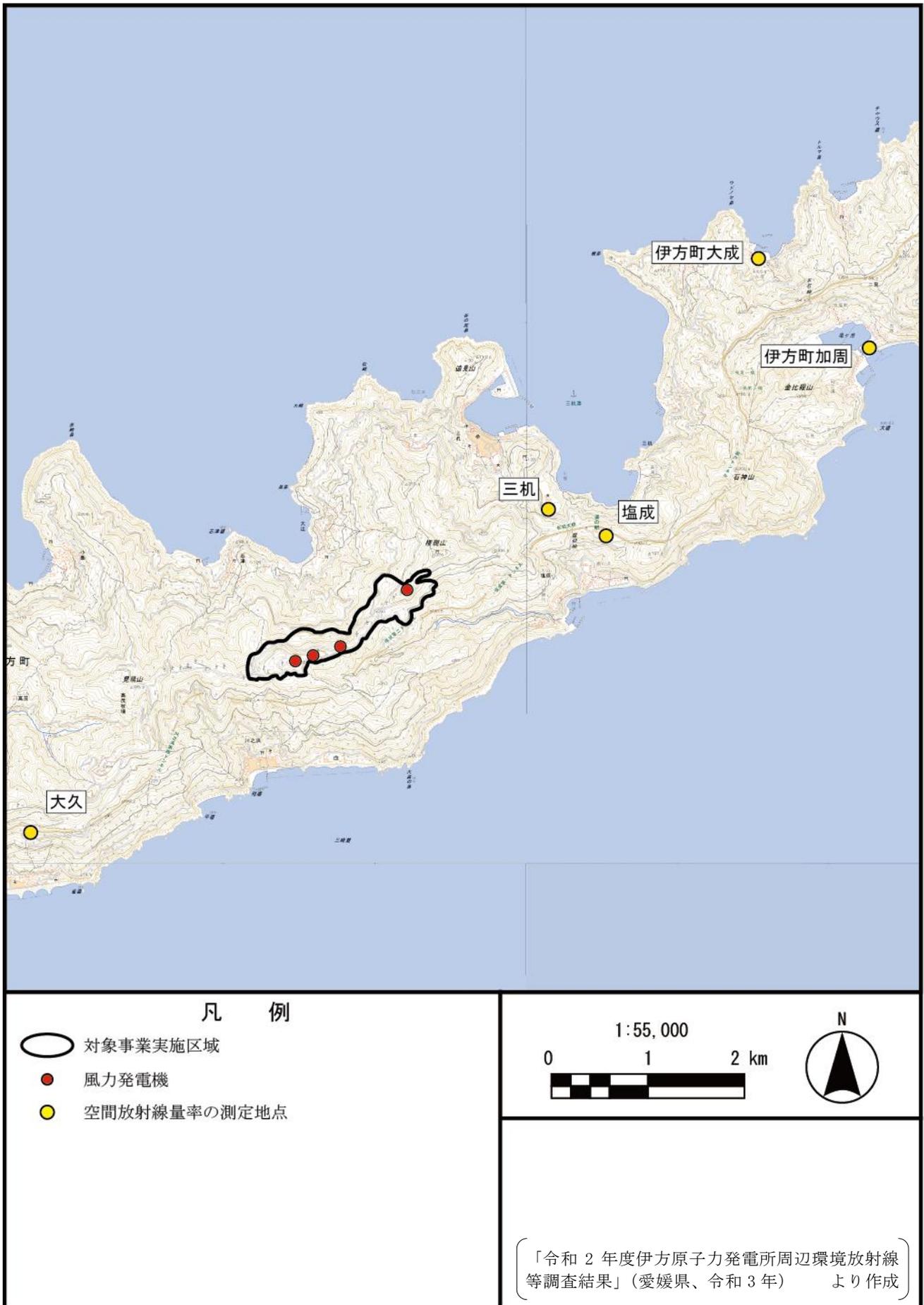


図 3.1-38 空間放射線量率の測定地点

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

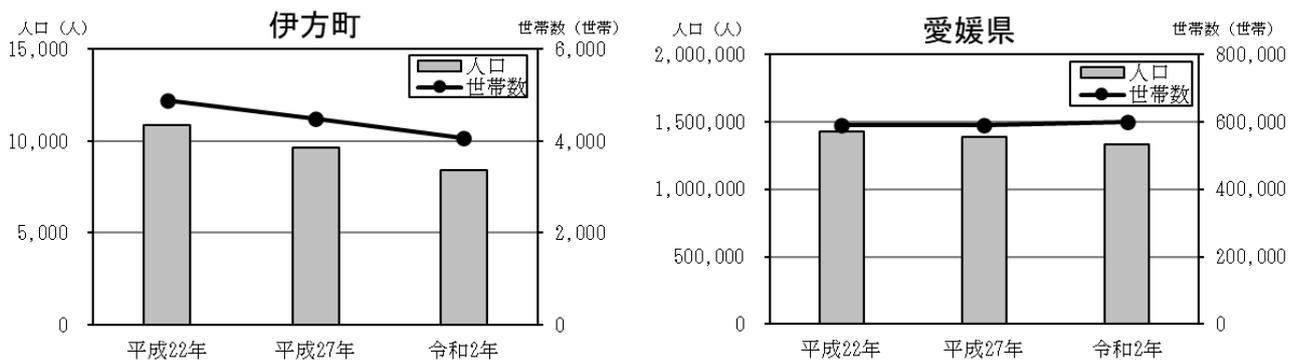
##### 1. 人口の状況

伊方町及び愛媛県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。  
平成 22 年から令和 2 年にかけて伊方町の人口及び世帯数は減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
伊方町	平成 22 年	10,882	5,125	5,757	4,884
	平成 27 年	9,626	4,597	5,029	4,488
	令和 2 年	8,397	4,036	4,361	4,077
愛媛県	平成 22 年	1,431,493	673,326	758,167	590,888
	平成 27 年	1,385,262	654,380	730,882	591,972
	令和 2 年	1,334,841	633,062	701,779	601,402

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成〕



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

## 2. 産業の状況

伊方町及び愛媛県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、伊方町では第三次産業の占める割合が 52.6%と最も高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	伊方町	愛媛県
第一次産業	1,275 (30.9)	40,866 (7.0)
農 業	1,004	34,536
林 業	2	1,323
漁 業	269	5,007
第二次産業	680 (16.5)	140,228 (23.9)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	174
建 設 業	329	47,161
製 造 業	350	92,893
第三次産業	2,168 (52.6)	404,912 (69.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	210	3,113
情報通信業	11	7,538
運輸業、郵便業	117	29,605
卸売、小売業	320	90,035
金融、保険業	32	13,369
不動産業、物品賃貸業	8	8,071
学術研究、専門・技術サービス業	48	15,861
宿泊業、飲食サービス業	169	29,277
生活関連サービス業、娯楽業	78	19,452
教育、学習支援業	114	28,707
医療、福祉	482	96,137
複合サービス事業	149	7,742
サービス業（他に分類されないもの）	249	34,616
公 務（他に分類されるものを除く）	181	21,389
分類不能の産業	6 (0.1)	15,296 (2.5)
総 数	4,129	601,302

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

## (1) 農業

伊方町及び愛媛県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、伊方町では、果樹類が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	伊方町	愛媛県
稲（飼料用を除く）	—	10,654
麦類	—	451
雑穀	—	52
いも類	7	780
豆類	—	588
工芸農作物	x	440
野菜類	14	5,006
果樹類	683	10,393
花き類・花木	1	750
その他（稲（飼料用）を含む）	1	479

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)より作成〕

## (2) 林業

伊方町及び愛媛県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の林野面積は、伊方町では 4,751ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他 官庁	小計	独立行政 法人等	公有林	私有林
伊方町	4,751	1	—	1	4,750	—	197	4,553
愛媛県	401,018	38,586	38,495	91	362,432	8,448	35,612	318,372

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)より作成〕

### (3) 水産業

伊方町及び愛媛県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。  
平成 30 年の漁獲量合計は、伊方町では 2,560t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

漁業種類			伊方町	愛媛県
底びき網	遠洋底びき網		—	—
	以西底びき網		—	—
	沖合 底びき網	1 そうびき	—	—
		2 そうびき	—	x
小型底びき網		623	7,381	
船びき網			855	10,841
まき網	大中型 まき網	1 そうま き網	遠洋かつお・まぐろ	—
			近海かつお・まぐろ	—
		その他	—	30,186
	2 そうまき網		—	—
中・小型まき網		—	16,589	
刺網	さけ・ます流し網		—	—
	かじき等流し網		—	—
	その他の刺網		92	1,698
敷網	さんま棒受網		—	—
定置網	大型定置網		—	—
	さけ定置網		—	—
	小型定置網		10	292
その他の網漁業			x	215
はえ縄	まぐろ はえ縄	遠洋まぐろ	—	x
		近海まぐろ	—	—
		沿岸まぐろ	—	—
	その他のはえ縄		85	360
はえ縄 以外の釣	かつお 一本釣	遠洋かつお	—	—
		近海かつお	—	—
		沿岸かつお	—	x
	いか釣	遠洋	—	—
		近海	—	—
		沿岸	—	7
	ひき縄釣		—	23
その他の釣		238	1,921	
採貝・採藻			627	1,890
その他の漁業			x	544
漁獲量合計			2,560	75,487

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種 類	伊方町	愛媛県
まぐろ類	0	x
かじき類	—	x
かつお類	2	1,090
さめ類	5	97
さけ・ます類	—	—
このしろ	—	30
にしん	—	—
いわし類	830	28,649
あじ類	22	5,292
さば類	1	21,189
さんま	—	—
ぶり類	127	2,065
ひらめ・かれい類	4	579
たら類	—	—
ほっけ	—	—
きちじ	—	—
はたはた	—	—
にぎす類	—	x
あなご類	1	157
たちうお	123	835
たい類	37	1,721
いさき	6	127
さわら類	29	441
すずき類	0	198
いかなご	—	64
あまだい類	2	15
ふぐ類	10	131
その他の魚類	616	6,937
計	1,816	69,886
えび類	32	951
かに類	0	178
おきあみ類	—	—
貝類	108	447
いか類	56	1,817
たこ類	6	255
うに類	2	22
海産ほ乳類	—	—
その他の水産動物類	26	224
海藻類	514	1,708
漁獲量合計	2,560	75,487

注：1. 「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

#### (4) 工業

伊方町及び愛媛県の工業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

令和 2 年の伊方町の事業所数は 12 事業所、従業者数は 267 人となっている。

表 3.2-7 工業の状況（従業者 4 人以上）

区 分	伊方町	愛媛県
事業所数（事業所）	12	2,055
従業者数（人）	267	78,189
製造品出荷額等（万円）	x	430,881,751

注：1. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

2. 事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔「2020 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

#### (5) 商業

伊方町及び愛媛県の商業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、伊方町では 3,727 百万円となっている。

表 3.2-8 商業の状況

業 種	区 分	伊方町	愛媛県
卸売業	事業所数（事業所）	13	3,456
	従業者数（人）	67	27,825
	年間商品販売額（百万円）	1,662	2,332,819
小売業	事業所数（事業所）	103	10,709
	従業者数（人）	259	71,082
	年間商品販売額（百万円）	2,065	1,471,569
合 計	事業所数（事業所）	116	14,165
	従業者数（人）	326	98,907
	年間商品販売額（百万円）	3,727	3,804,387

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサス-活動調査（経済産業省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

伊方町の地目別土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

伊方町では山林の割合が最も高く、52.6%になっている。

表 3.2-9 地目別土地利用の状況（令和 2 年 1 月 1 日現在）

（単位：km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

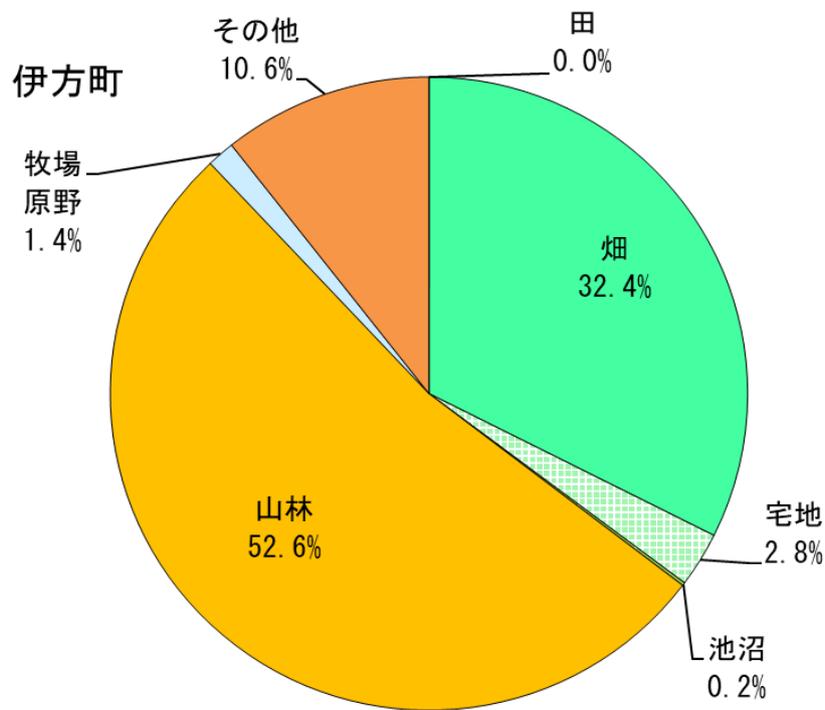
市	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他
伊方町	88.77 (100.0)	0.01 (0.0)	28.74 (32.4)	2.49 (2.8)	0.14 (0.2)	46.70 (52.6)	1.25 (1.4)	9.44 (10.6)

注：1. 市町振興課調べ「固定資産の価格等の概要調書」による。

2. 数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

3. 「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園である。

〔愛媛県オープンデータカタログ〕（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成



〔愛媛県オープンデータカタログ〕（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の状況（令和 2 年 1 月 1 日現在）

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域は分布していない。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲に、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく用途地域の指定はない。

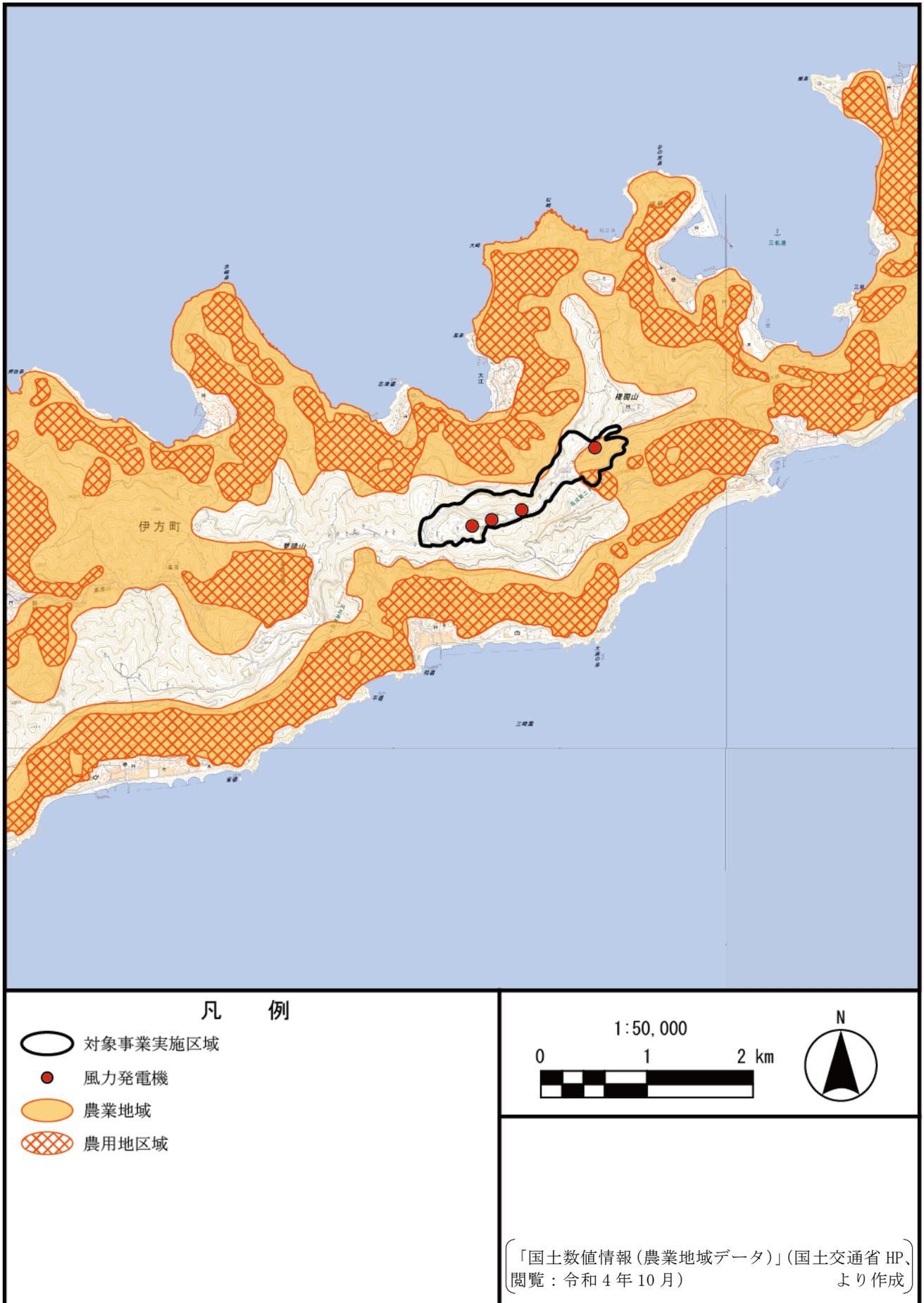


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域



### 3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川の利用状況

##### (1) 水道用水としての利用

伊方町における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、河川水を上水道及び専用水道に利用している。

伊方町役場へのヒアリングによると、対象事業実施区域及びその周囲においては表流水から取水をしており、取水地点は図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-10(1) 上水道事業の年間取水量（平成 30 年度末）

（単位：千 m<sup>3</sup>）

区分	事業主体名	ダム直接	ダム放流	湖水	自流	伏流	浅井戸	深井戸	その他	浄水受水	合計
上水道	伊方町	—	—	—	208	—	—	254	—	898	1,360

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「えひめの水道」（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

表 3.2-10(2) 専用水道の年間取水量（平成 30 年度末）

（単位：m<sup>3</sup>）

町	設置箇所数	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水	その他	合計
伊方町	1	14,600	—	—	—	—	—	—	14,600

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「えひめの水道」（愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

##### (2) 漁業による利用

対象事業実施区域の周囲の河川において、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく内水面漁業権は設定されていない。



図 3.2-5 水道用水の取水地点

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域の周囲における港湾の状況は表 3. 2-11 及び図 3. 2-6 のとおりであり、三机港が指定されている。

表 3. 2-11 港湾の状況

港湾種別	港湾名
地方港湾	三机

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) より作成〕

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域の周囲における漁港の状況は表 3. 2-12 及び図 3. 2-6 のとおりであり、足成漁港、西小島漁港、四ツ浜漁港及び塩成漁港がある。

表 3. 2-12 漁港の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 1 種	足成	伊方町	伊方町
第 1 種	西小島(小島地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	西小島(志津地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	西小島(大江地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	西小島(松之浜地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	四ツ浜(大久地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	四ツ浜(川之浜地区)	伊方町	伊方町
第 1 種	塩成	伊方町	伊方町

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用が地元の漁業を主とするもの

〔「漁港一覧 (令和 4 年 4 月 1 日現在)」(水産庁 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) より作成〕

### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域の周囲の海域には、「漁業法」(昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき表 3. 2-13 及び図 3. 2-7 のとおり海面漁業権が設定されている。

表 3. 2-13 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	伊共第 111 号	第 1 種：貝類漁業 10 件 (さざえ、あさり等)、藻類漁業 6 件 (てんぐさ、あおさ等)、その他漁業 5 件 (たこ、うに等) 第 2 種：雑魚小型定置漁業
	伊共第 112 号	第 2 種：雑魚建網漁業
	宇共第 3 号	第 1 種：貝類漁業 8 件 (さざえ、あわび等)、藻類漁業 7 件 (てんぐさ、ひじき等)、その他漁業 5 件 (たこ、うに等) 第 2 種：雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業
区画漁業権	伊区第 3 号	第 1 種：真珠
	伊区第 4 号	第 1 種：真珠

〔「海しる 海洋状況表示システム」(海上保安庁 HP、閲覧：令和 4 年 10 月) より作成〕

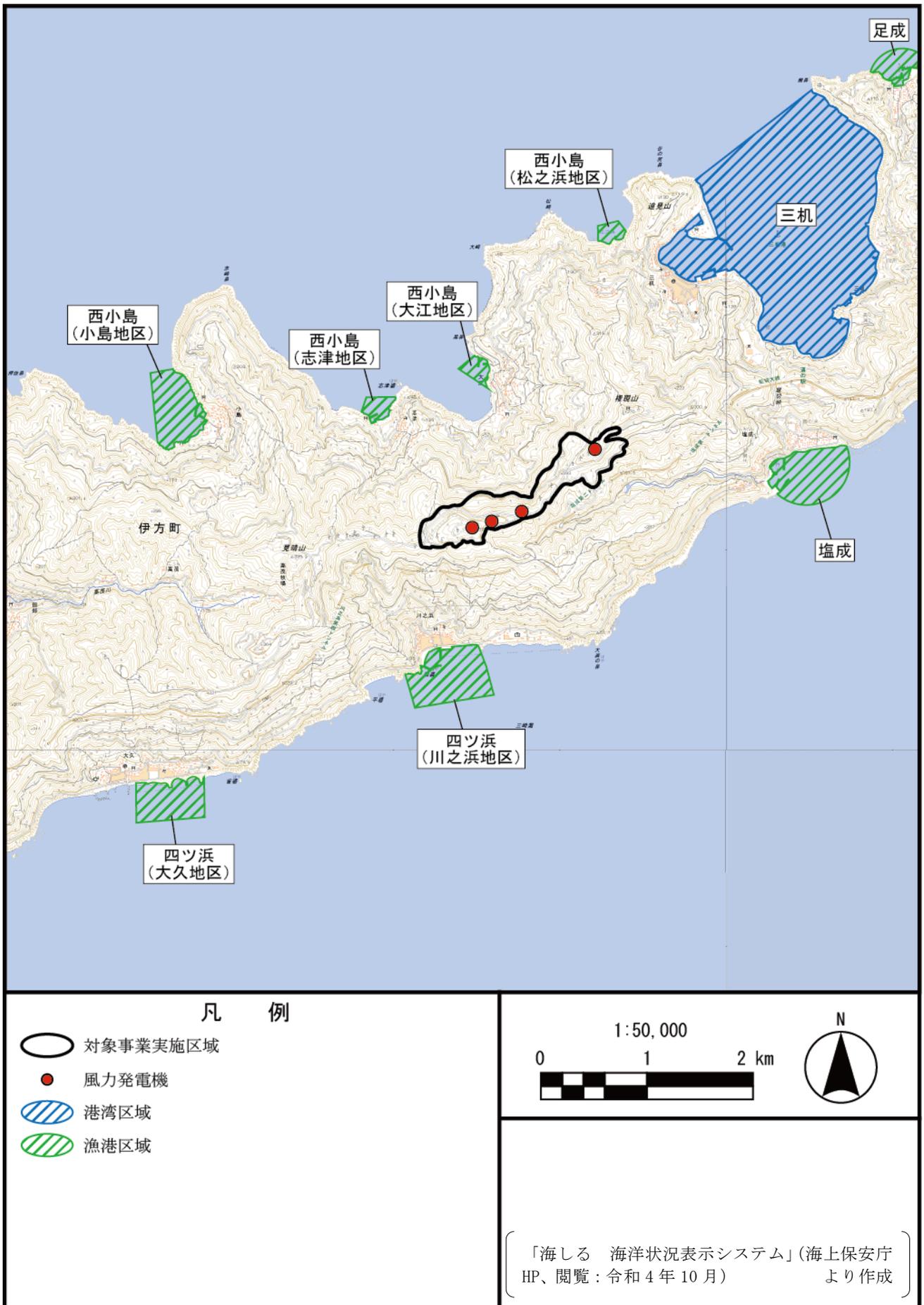


図 3.2-6 港湾及び漁港の状況

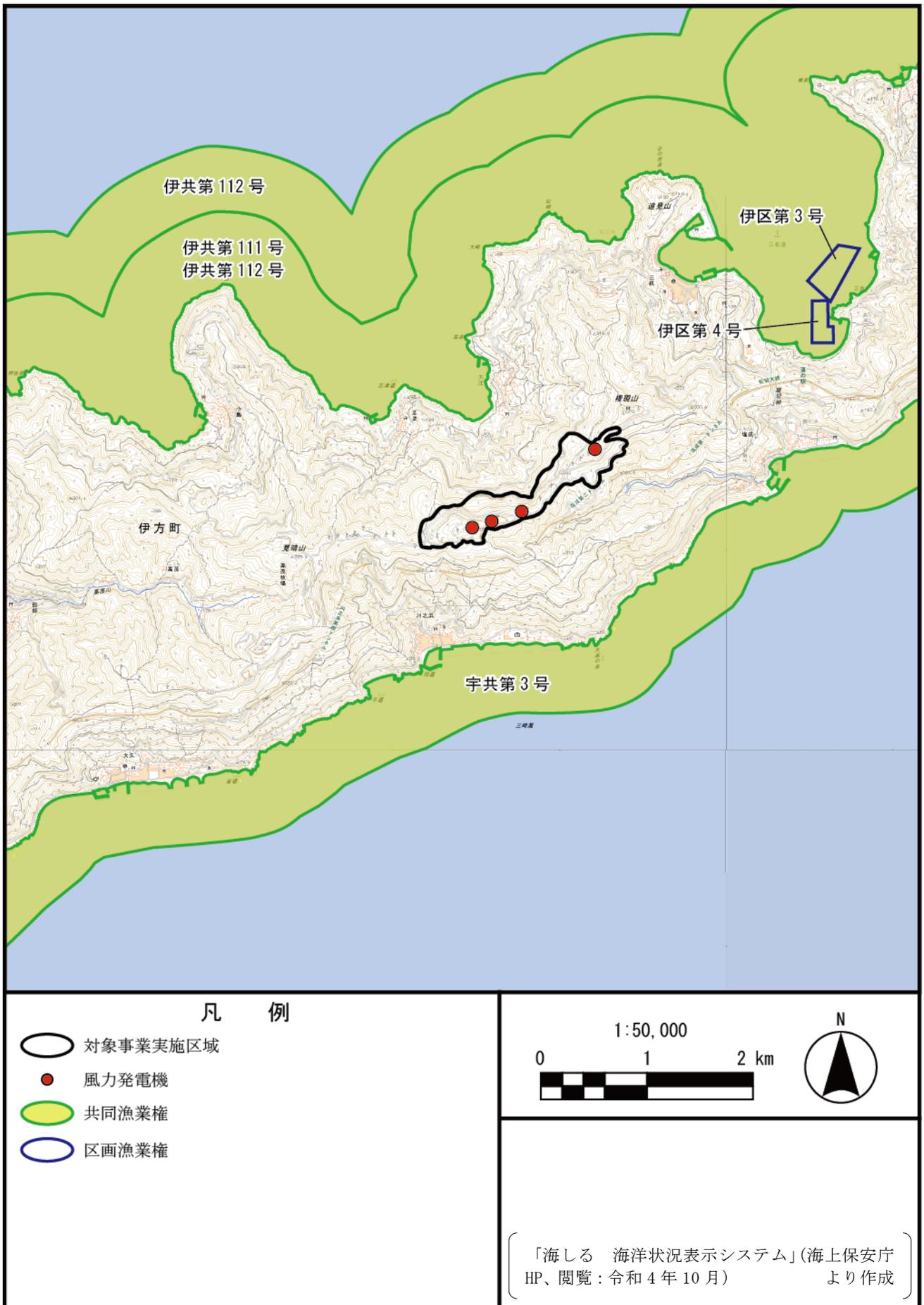


図 3.2-7 海面漁業権の状況

### 3. 地下水の利用状況

#### (1) 水道用水としての利用

伊方町における水道用水の地下水の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に一般国道 197 号、一般県道 254 号（三机港線）及び一般県道 255 号（鳥井喜木津線）等が通っている。

平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-14、観測区間は図 3.2-8 のとおりである。

表 3.2-14 主要な道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 197 号	①	八幡浜市・伊方町境	三机港線	3,225	3,935
	②	三机港線	鳥井喜木津線	2,281	2,714
一般県道 254 号 （三机港線）	③	鳥井喜木津線	一般国道 197 号	<u>1,054</u>	<u>1,275</u>
一般県道 255 号 （鳥井喜木津線）	④	一般国道 197 号	三机港線	<u>219</u>	<u>239</u>
	⑤	三机港線	その他道路	283	308

注：1. 表中の番号は、図 3.2-8 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」  
（国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕



図 3.2-8 主要な道路の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設及び最寄りの風力発電機からの距離は表 3.2-15、配置の状況は図 3.2-9 のとおりである。なお、対象事業実施区域内にはこれらの環境保全上配慮すべき施設は分布していない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-9 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.5km である。

表 3.2-15 環境保全上配慮すべき施設

区分	名称	所在地	最寄りの風力発電機からの距離
小学校	三机小学校	伊方町三机乙 2515 番地	約 1.6km
	大久小学校	伊方町大久 1638 番地	約 3.3km
中学校	瀬戸中学校	伊方町三机 3305 番地 1	約 1.7km
医療機関	伊方町国民健康保険大久出張診療所	伊方町大久 1667 番地	約 3.4km
	伊方町国民健康保険瀬戸診療所	伊方町三机乙 2587 番地	約 1.7km
保育所	三机保育所	伊方町三机乙 1829 番地	約 1.6km
	大久保育所	伊方町大久 1391 番地 1	約 3.8km
社会福祉施設	グループホーム瀬戸あいじゅ	伊方町川之浜 594 番地	約 1.1km
	特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ	伊方町川之浜 594 番地	約 1.1km
	瀬戸グループリビング（ほのぼの苑）	伊方町大江 1738 番外	約 1.0km
	瀬戸デイサービスセンター	伊方町三机乙 1087 番 1	約 1.8km
	瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設（グループホーム よろこび大久）	伊方町大久 1391 番 1	約 3.8km

〔「地図でさがす」（伊方町 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕



### 3.2.6 下水道の整備の状況

伊方町及び愛媛県における下水道等による汚水処理人口普及状況は表 3.2-16 のとおりである。

令和3年度末の伊方町における下水道処理人口普及率は42.6%であり、汚水処理人口普及率は62.5%となっている。

表 3.2-16 汚水処理人口普及状況（令和3年度末）

区分	行政人口 (人)	汚水処理人口(人)							下水道 処理人口 普及率 (%)	汚水 処理人口 普及率 (%)
		計	下水道	農業集落 排水処理 施設	漁業集落 排水処理 施設	簡易排水 処理施設	コミュニ ティ・ プラント	合併処理 浄化槽		
伊方町	8,597	5,370	3,664	—	696	—	57	953	42.6	62.5
愛媛県	1,334,462	1,095,127	756,086	33,240	3,179	27	699	301,896	56.7	82.1

注：1. 「—」は実績がないものを示す。

2. 行政人口は、令和4年3月31日現在の住民基本台帳による。

3. 普及率=処理人口/行政人口(%)

〔「令和3年度末愛媛県内汚水処理人口普及率について」、「えひめの下水道」  
(愛媛県HP、閲覧：令和4年10月)より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

伊方町及び愛媛県における一般廃棄物(ごみ)の処理状況は表 3.2-17 のとおりである。

令和2年度のごみ総排出量は、伊方町では2,623tとなっている。

表 3.2-17 一般廃棄物(ごみ)の処理状況(令和2年度)

区分	伊方町	愛媛県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	361,077
	直接搬入量(t)	71,392
	集団回収量(t)	7,052
	合計(t)	439,521
ごみ処理量	直接焼却量(t)	347,530
	直接最終処分量(t)	7,848
	焼却以外の中間処理量(t)	68,253
	直接資源化量(t)	10,499
	合計(t)	434,130
中間処理後再生利用量(t)	149	56,076
リサイクル率(%)	14.7	16.7
最終処分量(t)	424	43,620

注：リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

〔「令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省HP、閲覧：令和4年10月)より作成〕

## 2. 産業廃棄物の状況

愛媛県における令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-18のとおりである。

また、対象事業実施区域から50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-19、立地状況は図3.2-10のとおりであり、中間処理施設51か所、最終処分場8か所となっている。

表3.2-18 産業廃棄物の処理状況（令和2年度）

（単位：千t）

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			その他量	最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量		
愛媛県	7,981	7,799	5,219	2,500	182	2,318	24	238

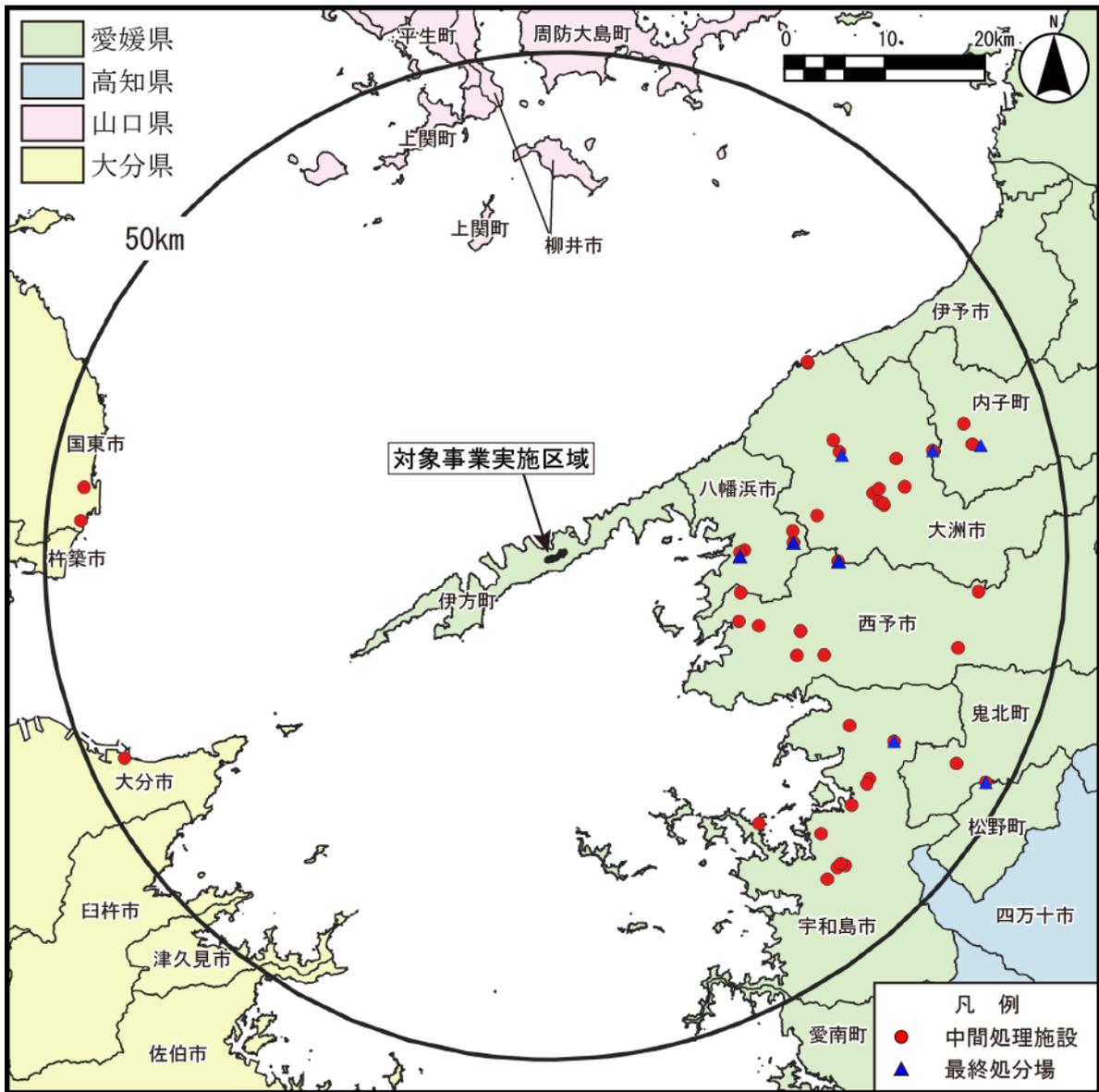
〔「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成〕

表3.2-19 産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

（単位：か所）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
愛媛県	宇和島市	11	1
	八幡浜市	6	2
	大洲市	14	2
	西予市	12	1
	内子町	3	1
	鬼北町	2	1
大分県	大分市	1	0
	国東市	2	0
合 計		51	8

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和4年10月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月）より作成〕

図 3.2-10 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-20(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-20(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-20(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

表 3.2-20(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められており、その内容は表3.2-21のとおりである。

愛媛県では10市1町で環境基準の類型をあてはめる地域が指定されているが、対象事業実施区域が位置する伊方町には指定地域はない。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA；療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域。愛媛県では地域指定していない。

類型 A；専ら住居の用に供される地域。

類型 B；主として住居の用に供される地域。

類型 C；相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）  
「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成

表 3.2-21(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-21(3) 騒音に係る環境基準  
（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-22 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-11 のとおりであり、伊予灘一般及び宇和海一般が海域 A 類型、II 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-26 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-22 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日) より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成]

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

表 3.2-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級；マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級；ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

表 3.2-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2. 水産1種；底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種；一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種；汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)より作成〕

表 3.2-25(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)より作成〕

表 3.2-25(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年10月7日)より作成〕

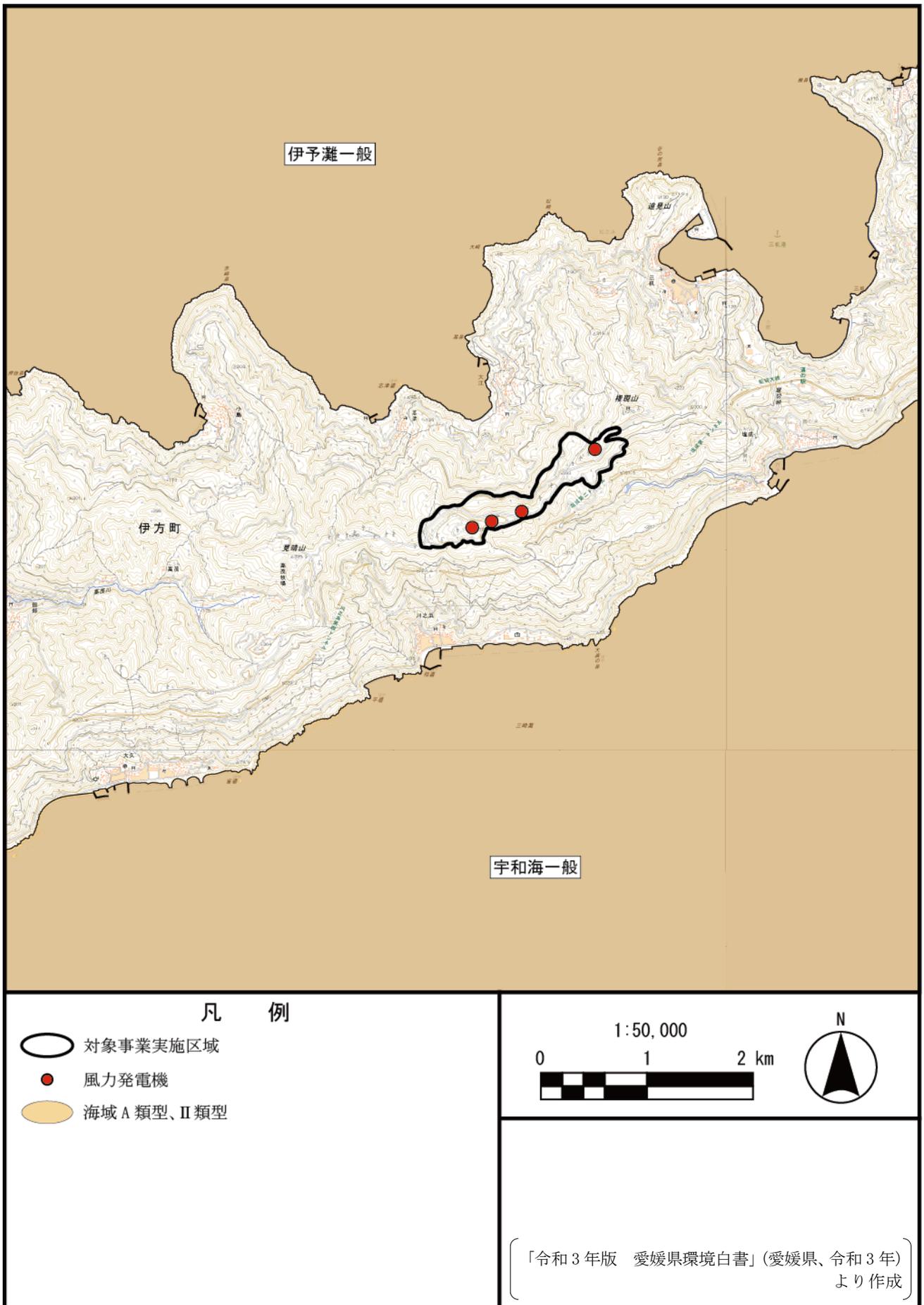


図 3.2-11 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、  
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-27 のとおりである。

表 3.2-27 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-28 のとおり定められている。

表 3.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考：1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 4 年 3 月 3 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、伊方町は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県公害防止条例」（昭和 44 年愛媛県条例第 23 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業等に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲が位置する伊方町には規制地域はない。

表 3.2-29 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考：第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

注：基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

〔令和 3 年版 愛媛県環境白書（愛媛県、令和 3 年）より作成〕

表 3.2-30 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の

騒音の規制に関する規制基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日												
第1号区域	特定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル 以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日 休日												
							特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	80 デシベル 以下	午後9時から翌日の午前6時まで	制限なし	制限なし							
												ハンマーを使用する板金又は製罐作業						
							第2号区域	特定建設作業 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル 以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日 休日					
														特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	80 デシベル 以下	制限なし	制限なし	制限なし

備考： 1. 第1号区域は、騒音規制区域において区分された区域のうち、次に示す区域  
 (1) 第1種区域  
 (2) 第2種区域  
 (3) 第3種区域  
 (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの、図書館法2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。  
 2. 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。  
 3. 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。  
 4. 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  
 (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。  
 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  
 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。  
 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

〔令和3年版 愛媛県環境白書〕（愛媛県、令和3年）より作成

表 3.2-31 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 区域の区分は、次のとおりである。  
 a 区域：騒音環境基準に係る A 類型の地域  
 b 区域：騒音環境基準に係る B 類型の地域  
 c 区域：騒音環境基準に係る C 類型の地域  
 2. 騒音の評価は、等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) による。  
 3. 測定は、連続する 7 日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行い、時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

〔令和 3 年版 愛媛県環境白書〕(愛媛県、令和 3 年) より作成

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準及び要請限度は表 3.2-32~表 3.2-34 のとおりである。

なお、対象事業実施区域が位置する伊方町には規制地域はない。

表 3.2-32 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

〔令和 3 年版 愛媛県環境白書〕(愛媛県、令和 3 年) より作成

表 3.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業禁止時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
1 号区域	75 デシベル 以下	午後 7 時から翌日の 午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日
2 号区域		午後 10 時から翌日の 午前 6 時まで	14 時間以内		

注：1. 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

- (1) 第 1 種区域
- (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
- (3) 第 2 種区域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域

2. 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)〕  
 〔「令和 3 年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和 3 年)〕より作成

表 3.2-34 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)  
 「令和 3 年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和 3 年) より作成〕

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められており、それらの基準は表 3.2-35 のとおりである。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

愛媛県においては、「愛媛県公害防止条例」(昭和 44 年愛媛県条例第 23 号)により、事業ごとに上乗せ排水基準が設定されているが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-35(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和4年5月17日）より作成〕

表 3.2-35(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

## ⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

愛媛県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は、表3.2-36のとおりであるが、伊方町における指定はなく、かつ、本事業は愛媛県が定める事業場等には該当しない。

表3.2-36(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

地域の区分 特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注：A 区域；B 区域以外の地域

B 区域；主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

〔令和3年版 愛媛県環境白書（愛媛県、令和3年）より作成〕

表 3.2-36(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における許容限度）

1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量（0℃、1気圧のm<sup>3</sup>/時）  
 He：補正された排出口の高さ（m）  
 Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（ppm）

補正された気体排出口の高さ（He）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。

2 排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$He=Ho+0.65 \cdot (Hm+Ht)$$

$$Hm=0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1+2.58/V)$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-228) \cdot (2.30 \times \log J+1/J-1)$$

$$J=(1460-296 \cdot V / (T-228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$$

He：補正された排出口の高さ（m）  
 Ho：排出口の実高さ（m）  
 Q：温度15℃における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/s）  
 V：排出ガスの排出速度（m/s）  
 T：排出ガスの温度（K）

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和3年3月25日）  
 「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成〕

表 3.2-36(3) 悪臭に係る規制基準（排水水・敷地境界外における許容限度）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水量	A 区域	B 区域
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03	0.09

〔「令和3年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和3年）より作成〕

## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-37 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 4 年 9 月 30 日現在)」(環境省 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)によると、伊方町において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 2 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 3 年）によると、令和 2 年度末現在、愛媛県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-37(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

表 3.2-37(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

愛媛県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

⑩ 土砂

土砂等の埋立て、運搬等については、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 12 年愛媛県条例第 2 号）により、区域外の土砂を使用して埋立て等（宅地造成や建設残土の仮置きを含む。）を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合、事前に県知事の許可を受けなければならない。また、土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

なお、土砂基準及び水質基準については表 3.2-38 のとおりである。

表 3.2-38 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく  
土砂基準及び水質基準

項目	土砂基準値	水質基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1kg につき 15mg 未満	検液 1L につき 0.01mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1kg につき 125mg 未満	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1L につき 1mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下

〔「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則」  
（平成 12 年愛媛県規則第 36 号）より作成〕

(3) その他の環境保全計画等

① 第三次えひめ環境基本計画

愛媛県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定した。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成22年2月に「えひめ環境基本計画」、平成28年2月に「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、施策の展開に努めてきた。

令和2年には、第二次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会経済情勢を踏まえ、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、「第三次えひめ環境基本計画」を策定した。計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間であり、計画における目指すべき将来像を「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」としている。

計画の施策の体系は表3.2-39のとおりである。

表 3.2-39 第三次えひめ環境基本計画の施策の体系

目指すべき将来像	3つの基本目標	6つの基本方針	35の施策
環境と経済の好循環による「愛顔あふれる持続可能なえひめ」	Ⅰ かけがえのない環境の保全	①安全で良好な生活環境の保全	1 良好な大気、水、土壌環境の保全
			2 瀬戸内海の環境保全対策と生活排水対策の推進
			3 騒音、振動、悪臭の防止
			4 安全で良質な水の確保
			5 海洋ごみ対策
			6 快適な暮らし空間の実現
	Ⅱ 目指すべき3つの社会の実現	①気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現	1 地球温暖化防止対策の総合推進
			2 低炭素型ライフスタイルへの転換
			3 低炭素型のビジネススタイルの実現
			4 再生可能エネルギーへの転換促進
			5 水素エネルギーの導入推進
			6 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり
			7 気候変動への適応の推進
			8 オゾン層保護対策
		②環境への負荷が少ない循環型社会の実現	1 3Rの推進
			2 廃棄物の適正処理の確保
			3 プラスチック資源循環の推進
			4 災害廃棄物処理体制の構築
	③生物多様性の保全と自然共生社会の実現	1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進	
		2 生物多様性の保全と普及啓発	
		3 気候変動を踏まえた生物多様性の保全対策	
4 外来生物対策			
5 野生鳥獣の適正管理			
6 魅力ある里地・里山・里海づくり			
Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり	①環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	1 多様な場におけるESDの視点を取り入れた環境教育・学習の充実	
		2 環境教育・学習を推進する人材の育成	
		3 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進	
		4 食品ロスの削減とおもいやり消費の推進	
		5 環境情報の充実	
		6 環境影響評価の推進	
	②地域循環共生圏の形成	2 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進	
		3 環境対策ビジネスの振興	
		4 分散型エネルギーシステムの推進	
		5 環境と調和した産業経済活動の推進	
		6 恵み豊かな森林（もり）づくり	

〔第三次えひめ環境基本計画〕（愛媛県、令和2年）より作成

## ② 伊方町環境基本計画

伊方町は、より豊かで快適な環境を将来の世代に引き継ぐため、平成 27 年 3 月に「伊方町環境基本条例」（平成 27 年伊方町条例第 20 号）を制定している。

同条例の基本理念を踏まえ、環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、伊方町らしい環境施策を総合的に講じていくため、平成 28 年 3 月に「伊方町環境基本計画」を策定した。「豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまち」を望ましい環境像とし、その実現に向けて町が行う環境に関する施策の方向性及び町民・事業者・行政などの各主体の役割を示している。計画の期間は平成 28 年度からおおむね 20 年間としている。

伊方町環境基本計画の施策の体系は、表 3.2-40 のとおりである。

表 3.2-40 伊方町環境基本計画の施策の体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 脱温暖化をめざすまち	1-1 協働で築く脱温暖化をめざすまち	(1) 省エネルギーの推進 (2) 再生可能エネルギーの利活用 (3) 温暖化対策に取り組む人づくり
	1-2 人と環境にやさしいまち	(1) 環境にやさしい交通
2 自然を守るまち	2-1 健全で豊かな森林づくり	(1) 健全で豊かな森林づくり
	2-2 私たちの財産である農地の保全	(1) 農地の保全
	2-3 親しみのある水辺の保全	(1) 河川環境の保全・再生 (2) 海環境の保全・再生
	2-4 多様な生物が息づくまち	(1) 動植物の保護 (2) 生物の生態調査・環境学習の推進 (3) 被害を及ぼす生物の管理・防除
3 自然に触れるまち	3-1 水と緑の空間づくり	(1) 緑のまちづくり (2) やすらぎの空間づくり
	3-2 魅力的な景観づくり	(1) 町民とともに進める景観づくり
4 公害のないまち	4-1 生活環境の保全	(1) 大気環境保全対策 (2) 水環境保全対策 (3) 騒音・振動・悪臭対策 (4) 土壌・地下水汚染対策 (5) 有害化学物質対策
5 資源が循環するまち	5-1 資源循環の推進	(1) 3R の普及啓発 (2) Reduce（リデュース）の推進 (3) Reuse（リユース）の推進 (4) Recycle（リサイクル）の推進
	5-2 廃棄物の適正処理の推進	(1) ごみ処理体制の整備 (2) 不法投棄対策の推進
6 参加と協働のまち	6-1 協働の仕組みづくり	(1) 持続可能な社会の主役づくり (2) 活動支援機能の充実

〔「伊方町環境基本計画」（伊方町、平成 28 年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和32年法律第161号、最終改正：令和4年6月17日)及び「愛媛県県立自然公園条例」(昭和33年愛媛県条例第50号)に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)は表3.2-41及び図3.2-12のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に佐田岬半島宇和海県立自然公園の指定地域がある。なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第3種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

表 3.2-41 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係市町
佐田岬半島宇和海 県立自然公園 (昭和40年10月15日)	517 (海面含め10,724)	佐田岬半島と、宇和海北部一帯の島しょ、沿岸部の一部を含む愛媛県西南部の地域で、東西50km、南北約25kmである。自然公園としての価値は、佐田岬半島の海蝕景観と展望良好地点、並びに宇和海北部の典型的なリアス式地形を示す海岸と多島、海崖などの海洋景観である。	八幡浜市、伊方町、西予市

「令和3年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和3年)  
「自然公園」(愛媛県HP、閲覧：令和4年10月)より作成



図 3.2-12 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県自然環境保全条例」（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区はない。

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づくラムサール条約湿地はない。

## (2)文化財

### ① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-42 及び図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-42 史跡・天然記念物

種別	指定区分	名称	所在地
特別天然記念物	国	カワウソ (地域を定めず)	愛媛県、高知県
天然記念物	愛媛県	須賀の森	伊方町三机
史跡	伊方町	供養様	伊方町塩成
		中尾城跡	伊方町三机
天然記念物		宮の森	伊方町小島

〔「国・県指定文化財等」(愛媛県 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)  
 「伊方町の歴史と文化」(伊方町 HP、閲覧：令和 4 年 10 月)より作成〕

### ② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-43 及び図 3.2-14 のとおりである。

表 3.2-43 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	種別	時代
宝篋印塔	伊方町三机	墳墓	江戸
中尾城跡	伊方町三机	城館跡	中世
供養様	伊方町塩成	その他	江戸

〔伊方町役場へのヒアリング (実施：令和 4 年 9 月)より作成〕



図 3.2-13 史跡・天然記念物の状況



図 3.2-14 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観法に基づく景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、愛媛県では全市町が景観行政団体となっている。伊方町では平成 31 年 3 月に、景観法に基づく「伊方町景観計画」を策定し、伊方町全域を景観計画区域と定めて、良好な景観の形成に関する方針を定めている。

#### ② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地の指定状況は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地すべり防止区域の指定状況は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく海岸保全区域の指定状況は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域が存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図3.2-18のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

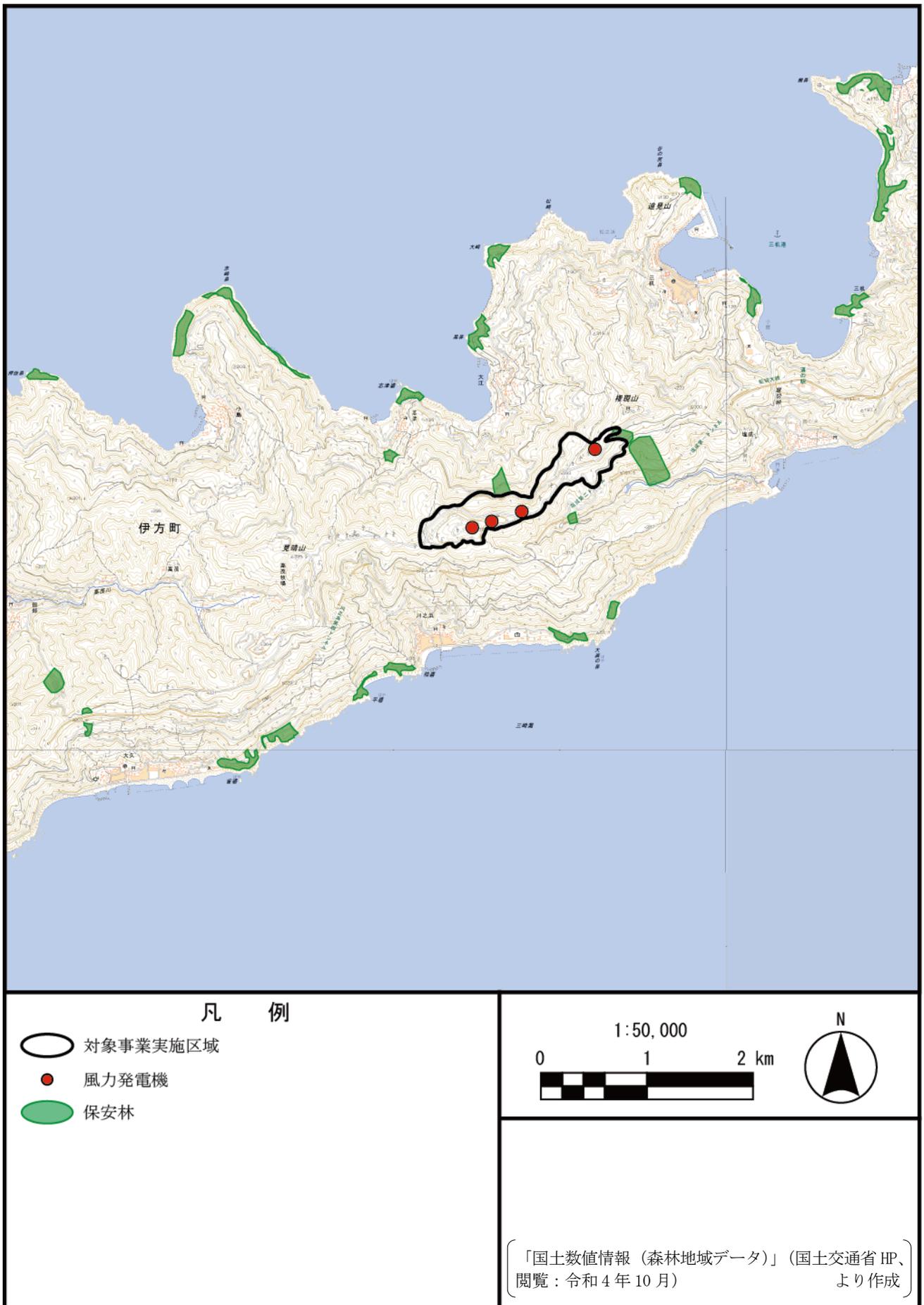


図 3.2-15 保安林の指定状況

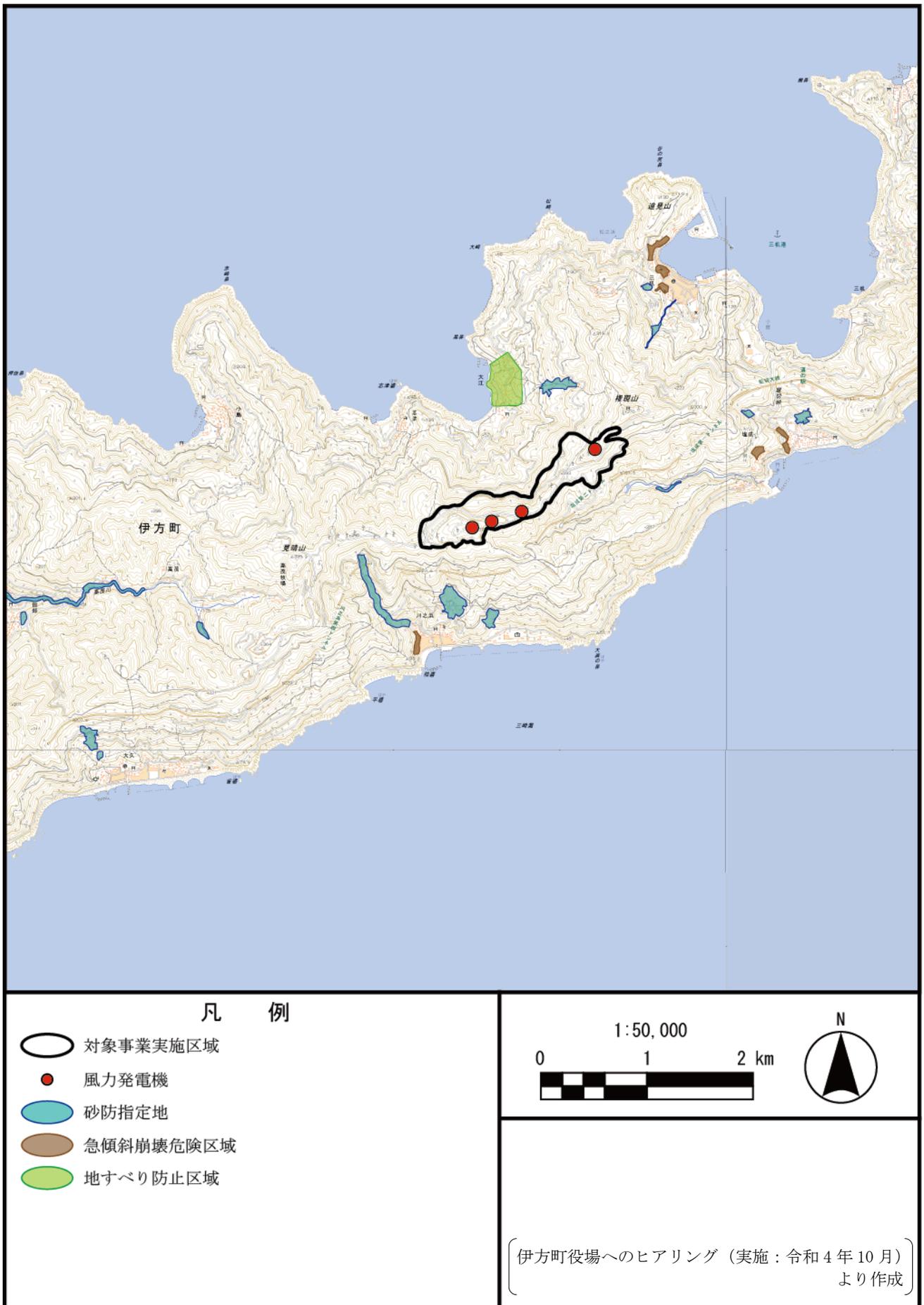


図 3.2-16 砂防指定地等の指定状況

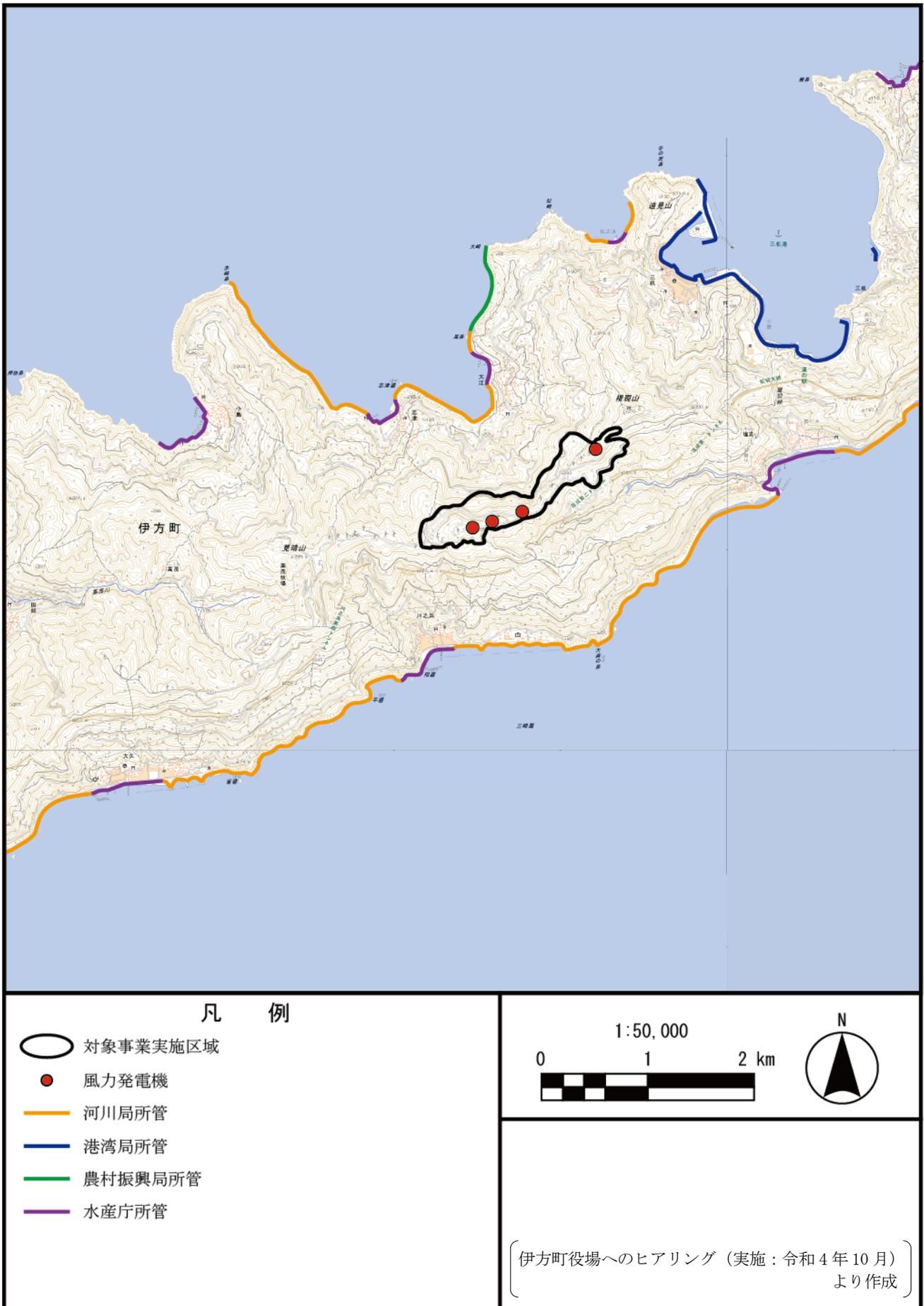


図 3.2-17 海岸保全区域の指定状況

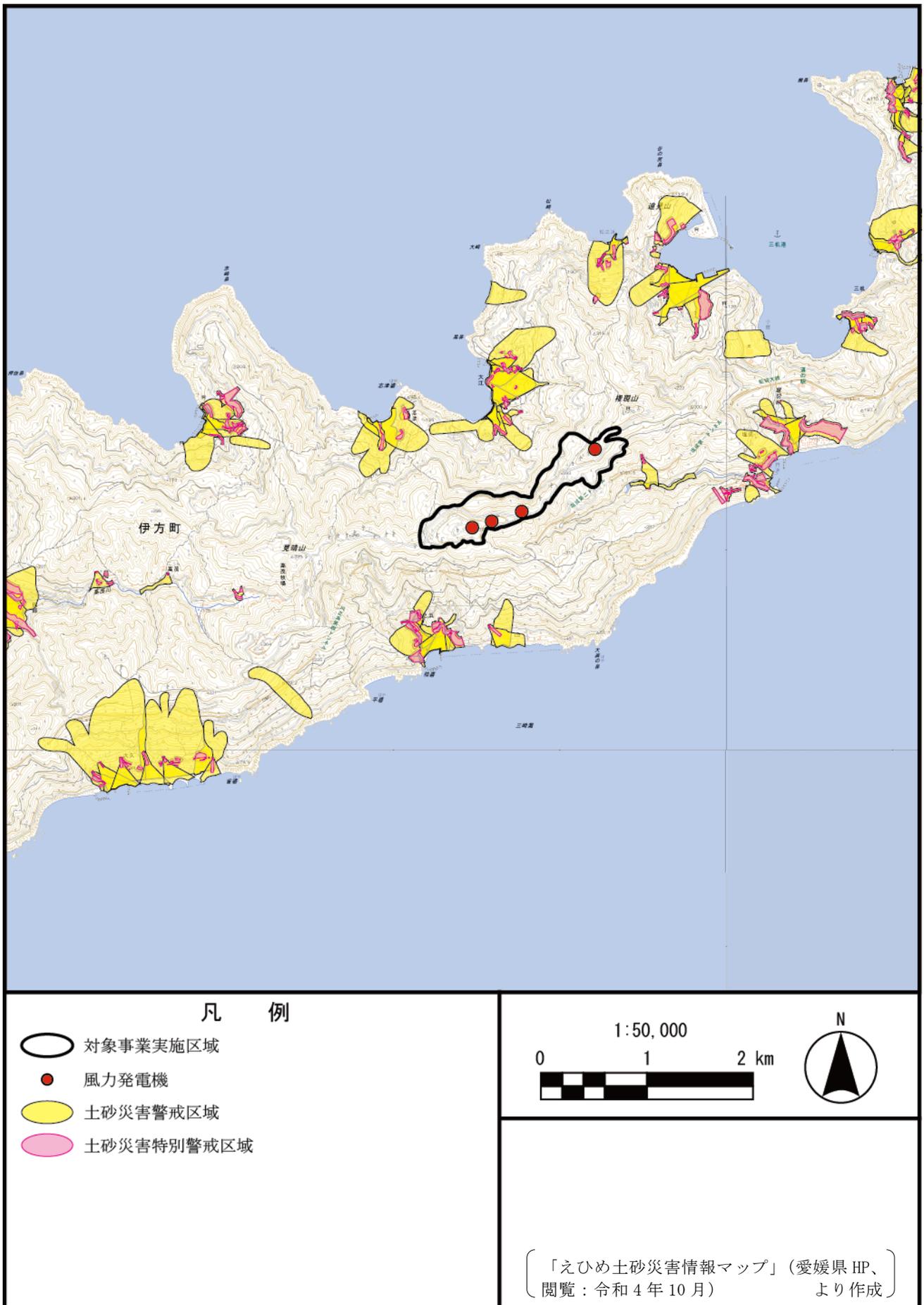


図 3.2-18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-44 のとおりである。

表 3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			伊方町	対象事業実施 区域及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	×	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×
公害 防 止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水域類型指定	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×
工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	
自然 保 護	自然公園法	国立公園	○	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	○	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×
文化 財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景 観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国 土 防 災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 「※」は所在地が地域を定めず指定した特別天然記念物の種のみ指定があることを示す。